

電力広域的運営推進機関の業務規程及び 送配電等業務指針の変更の認可について

(趣旨)

令和元年6月5日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同月11日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。

当該認可に係る電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答について御検討を頂く。

1. 経緯

令和元年6月5日付で広域機関より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同月11日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。（資料4－3、4－4）

2. 変更の主な内容

変更の主な内容は、以下のとおり。

(1) 容量市場導入に伴う規程の変更

- ・容量市場において、広域機関が市場管理者として行う業務を規定
- ・容量市場において、電気供給事業者が行う業務を規定

(2) その他の変更

- ・系統情報公表に関するルール整備の機動性確保のための変更
- ・FIT 期間満了となる低圧の FIT 電源対応に伴う変更 等
- スイッチング支援システムの利用可能範囲に低圧 FIT 卒業電源を追加等

3. 認可申請に係る意見

変更案の内容について、審査基準に照らして特段の問題はないと判断される。委員会として、資料4－1、4－2のとおり、当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとしたい。

〔参考１〕 手続きの流れ

広域機関が業務規程を変更しようとする場合、電気事業法第２８条の４１第３項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。経済産業大臣は、業務規程の変更の認可申請を受けた場合、同法第６６条の１１第１項第５号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

また、広域機関の送配電等業務指針の変更については、電気事業法第２８条の４６第１項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければ効力を生じないこととされている。業務規程の場合と同様に、経済産業大臣は、送配電等業務指針の変更の認可申請を受けた場合、同法第６６条の１１第１項第５号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

〔参考２〕 関連条文

■ 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第１ 審査基準

(１) ～ (３２) 略

(３３) 第２８条の４１第３項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可

第２８条の４１第３項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第２８条の１５の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」の該当部分に適合することとする。

(３４) 第２８条の４６第１項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可

第２８条の４６第１項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可に係る審査基準については、当該送配電等業務指針の内容に虚偽の記載がないこと、同条第２項各号のいずれにも適合すること及び「電気事業法第２８条の４６第１項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」(別添３)に適合することとする。

■ 電気事業法

(業務規程)

第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

２ 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。

３ 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(送配電等業務指針の認可)

第二十八条の四十六 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更(経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)についても、同様とする。

２ 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 内容が法令に違反しないこと。

- 二 策定又は変更の手續が法令及び定款に違反しないこと。
- 三 不当に差別的でないこと。

3, 4 (略)

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

業務規程の変更認可について（回答）

令和元年6月11日付け20190605資第59号により貴職から当委員会に意見を求められた業務規程の変更認可については、認可することに異存はありません。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

送配電等業務指針の変更認可について（回答）

令和元年6月11日付け20190605資第60号により貴職から当委員会に意見を求められた送配電等業務指針の変更認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

官 印 省 略
20190605資第59号
令和元年6月11日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

業務規程の変更認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の41第3項に規定する業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第 8 (第 10 条関係)

業務規程変更認可申請書

令和元年 6 月 5 日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推

理事長 金本 良

住 所 東京都江

2-15

電気事業法第 28 条の 4 第 3 項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙 1 のとおり。
- 2 変更しようとする年月日
経済産業大臣の認可を受けた日。
- 3 変更しようとする理由
容量市場の導入等のため。
- 4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙 2 のとおり。



電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 <u>平成 2 7 年 4 月 2 8 日変更</u> <u>平成 2 7 年 8 月 3 1 日変更</u> <u>平成 2 8 年 4 月 1 日変更</u> <u>平成 2 8 年 7 月 1 1 日変更</u> <u>平成 2 9 年 4 月 1 日変更</u> <u>平成 2 9 年 9 月 6 日変更</u> <u>平成 3 0 年 4 月 1 日変更</u> <u>平成 3 0 年 6 月 2 9 日変更</u> <u>平成 3 0 年 1 0 月 1 日変更</u> <u>平成 3 1 年 4 月 1 日変更</u> 業務規程 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 1 日施行 <u>年 月 日変更</u> 業務規程 電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(新設)	(変更履歴) <u>平成27年4月1日施行</u> <u>平成27年4月28日変更</u> <u>平成27年8月31日変更</u> <u>平成28年4月1日変更</u> <u>平成28年7月11日変更</u> <u>平成29年4月1日変更</u> <u>平成29年9月6日変更</u> <u>平成30年4月1日変更</u> <u>平成30年6月29日変更</u> <u>平成30年10月1日変更</u> <u>平成31年4月1日変更</u>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(用語) 第2条 (略) 2 (略) 一～五 (略) 六 「調整力」とは、供給区域における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる発電設備（揚水発電設備を含む。）、電力貯蔵装置、ディマンドリスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの（<u>但し</u>、流通設備は除く。）の能力をいう。 七～十四 (略) 十五 「長周期広域周波数調整」とは、供給区域の下げ調整力が不足し又は下げ調整力が不足するおそれのある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。 十六～二四 (略) 二五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者（<u>但し</u>、一般送配電事業者は除く。）をいう。 二六～四三 (略)	(用語) 第2条 (略) 2 (略) 一～五 (略) 六 「調整力」とは、供給区域における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる発電設備（揚水発電設備を含む。）、電力貯蔵装置、ディマンドリスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの（<u>ただし</u>、流通設備は除く。）の能力をいう。 七～十四 (略) 十五 「長周期広域周波数調整」とは、供給区域の下げ調整力が不足し、又は、下げ調整力が不足するおそれのある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。 十六～二四 (略) 二五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者（<u>ただし</u>、一般送配電事業者は除く。）をいう。 二六～四三 (略)
(業務運営の基本方針) 第4条 (略) 一 平常時、緊急時を問わず、電気の安定供給体制を抜本的に強化し、<u>あわせて</u>電力コスト低減を図るため、全国大での需給調整機能を強化すること。 二・三 (略) 四 需要家の負担を軽減しその利益を確保すること。 2 (略)	(業務運営の基本方針) 第4条 (略) 一 平常時、緊急時を問わず、電気の安定供給体制を抜本的に強化し、<u>併せて</u>電力コスト低減を図るため、全国大での需給調整機能を強化すること。 二・三 (略) 四 需要家の負担を軽減し、その利益を確保すること。 2 (略)
(情報の管理) 第8条 (略) 一 (略) 二 役員又は職員が本機関に就任するときは、当該役員又は職員に対し、いかなる者に対しても秘密情報を不正に開示し、又は不正に利用しないことを誓約する旨を記載した誓約書に署名させる。 三・四 (略) 2 (略) 3 (略)	(情報の管理) 第8条 (略) 一 (略) 二 役員又は職員が本機関に就任するときは、当該役員又は職員に対し、いかなる者に対しても、<u>秘密</u>情報を不正に開示し、又は不正に利用しないことを誓約する旨を記載した誓約書に署名させる。 三・四 (略) 2 (略) 3 (略)
(調達) 第9条 本機関は、役務又は物品（情報処理システムを含む）を調達するときは、公募等の方法により、透明性及び公平性を確保するとともに調達価格の抑制を図る。	(調達) 第9条 本機関は、役務又は物品（情報処理システムを含む²）を調達するときは、公募等の方法により、透明性及び公平性を確保するとともに調達価格の抑制を図る。
(業務を行う場所、営業日及び営業時間) 第11条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 前項の営業日における営業時間は、9時から17時40分までとする。<u>但し</u>、昼休み（12時から13時の間）を除く。	(業務を行う場所、営業日及び営業時間) 第11条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 前項の営業日における営業時間は、9時から17時40分までとする。<u>ただし</u>、昼休み（12時から13時の間）を除く。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(職員の配置) 第 1 4 条 (略) - 一 業務の円滑な遂行及び本機関の組織の活性化に資すること - 二 各人の雇用形態、能力、知識及び経験を十分に勘案すること - 三 監事及び監査室が、独立的な立場から効果的な監査を実施できること - 四 調査及び研究の業務が、高い水準で継続的に実施できること 2 (略) - 一 同一の事業者区分からの出向者が特定の業務に著しく偏ることがないようにすること - 二 多様な職種の経験者を各部等に偏りなく配置すること 3 (略)	(職員の配置) 第 1 4 条 (略) - 一 業務の円滑な遂行及び本機関の組織の活性化に資すること。 - 二 各人の雇用形態、能力、知識及び経験を十分に勘案すること。 - 三 監事及び監査室が、独立的な立場から効果的な監査を実施できること。 - 四 調査及び研究の業務が、高い水準で継続的に実施できること。 2 (略) - 一 同一の事業者区分からの出向者が特定の業務に著しく偏ることがないようにすること。 - 二 多様な職種の経験者を各部等に偏りなく配置すること。 3 (略)
(職員の行動規範) 第 1 6 条 (略) 別紙 2 - 1 職員行動規範 第 1 条 職員は、本機関の目的及び業務運営の基本方針を十分理解のうえ、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければならない。 第 2 条 (略) 第 3 条 (略) 第 4 条 (略) 第 5 条 (略) 第 6 条 職員は、有価証券への投資判断に著しい影響を与えると想定される会社の運営、業務又は財産に関する情報等の重要事実を知りうる場合、当該有価証券の新規取得あるいは処分を行ってはならない。但し、相続により取得する場合及び出向者が従業員持ち株会等を通じて継続的に自身の出向元の株式を取得する場合はこの限りでない。 第 7 条 (略) 第 8 条 (略)	(職員の行動規範) 第 1 6 条 (略) 別紙 2 - 1 職員行動規範 第 1 条 職員は、本機関の目的及び業務運営の基本方針を十分理解の上、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければならない。 第 2 条 (略) 第 3 条 (略) 第 4 条 (略) 第 5 条 (略) 第 6 条 職員は、有価証券への投資判断に著しい影響を与えると想定される会社の運営、業務又は財産に関する情報等の重要事実を知りうる場合、当該有価証券の新規取得あるいは処分を行ってはならない。ただし、相続により取得する場合及び出向者が従業員持ち株会等を通じて継続的に自身の出向元の株式を取得する場合はこの限りでない。 第 7 条 (略) 第 8 条 (略)
(需要想定要領の策定) 第 1 9 条 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、<u>会員に通知するとともに公表する</u>。 - 一 (略) - 二 需要実績の補正方法（気温、閏年による影響の具体的補正手法等） - 三～五 (略) - 六 その他需要想定を適切に作成又は提出するに<u>あ</u>たって必要となる事項	(需要想定要領の策定) 第 1 9 条 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、公表する。 - 一 (略) - 二 需要実績の補正方法（気象、閏年による影響の具体的補正手法等） - 三～五 (略) - 六 その他需要想定を適切に作成又は提出するに<u>当</u>たって必要となる事項
(需要想定及び需要想定要領の検証) 第 2 0 条 (略) - 一 (略) - 二 需要実績に対する<u>気温</u>等による影響量に関する情報	(需要想定及び需要想定要領の検証) 第 2 0 条 (略) - 一 (略) - 二 需要実績に対する<u>気象</u>等による影響量に関する情報

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
三 (略)	三 (略)
2 (略)	2 (略)
(需要想定要領の変更) 第21条 本機関は、前条第2項の検証結果に基づき、必要に応じ、原則として、毎年11月上旬までに需要想定要領を変更し、 <u>会員に通知するとともに</u> 公表する。	(需要想定要領の変更) 第21条 本機関は、前条第2項の検証結果に基づき、必要に応じ、原則として、毎年11月上旬までに需要想定要領を変更し、公表する。
2 (略)	2 (略)
(全国の経済見通しの策定) 第22条 (略) 2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに、 <u>一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員に通知するとともに</u> 公表する。	(全国の経済見通しの策定) 第22条 (略) 2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに公表する。
(全国の需要想定の方針) 第23条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 本機関は、毎年1月末日までに、全ての供給区域需要の想定の <u>妥当性を確認し、その合計からなる</u> 全国の需要想定を策定する。 5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び供給区域ごとの需要想定を <u>会員に通知するとともに</u> 公表する。	(全国の需要想定の方針) 第23条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 本機関は、毎年1月末日までに、 <u>第2項及び第3項において妥当性を確認した全ての供給区域需要の想定の合計からなる</u> 全国の需要想定を策定する。 5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び供給区域ごとの需要想定を公表する。
(供給計画の案に基づく調整) 第26条 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の確認に <u>あたり</u> 、会員の流通設備の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第51条第1号に該当し計画策定プロセス（第50条に定める。）に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき同プロセスを開始する。	(供給計画の案に基づく調整) 第26条 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の確認に <u>当たり</u> 、会員の流通設備の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第51条第1号に該当し計画策定プロセス（第50条に定める。）に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき同プロセスを開始する。
(供給計画の取りまとめ等) 第28条 (略) 2 (略) 3 本機関は、需給バランス評価に <u>あ</u> たって、必要と認めるとき、会員その他の電気供給事業者に対して、必要な情報提供その他の協力を求めることができる。	(供給計画の取りまとめ等) 第28条 (略) 2 (略) 3 本機関は、需給バランス評価に <u>当た</u> って、必要と認めるとき、会員その他の電気供給事業者に対して、必要な情報提供その他の協力を求めることができる。
第5章 電源入札等	第5章 容量市場及び電源入札等
(新設)	第1節 容量市場
(新設)	第1款 容量市場の開設 (容量オークション) 第32条の2 本機関は、法第28条の40第5号に基づき、容量市場において、 <u>沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
	一 <u>メインオークション</u> 必要供給力の全量を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という。）の４年前に実施する入札 二 <u>追加オークション</u> <u>メインオークション実施後の想定需要又はメインオークションで調達した供給力の増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の１年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札</u> ア <u>調達オークション</u> <u>追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する入札</u> イ <u>リリースオークション</u> <u>追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第３２条の１２第１号オにて定義する。）に定められた容量を売却する容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札</u>
(新設)	<u>（容量市場システムの導入）</u> 第３２条の３ <u>本機関は、容量オークション又は特別オークション（第３２条の４２第１項にて定義する。）への参加を希望する会員その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うための必要な機能を備えた情報処理システム（以下「容量市場システム」という。）を導入する。</u> ２ <u>本機関は、容量市場システムの利用状況を監視し、会員その他電気供給事業者が適切に容量市場システムを利用しているか否かを確認する。</u> ３ <u>本機関は、容量市場システムの改修又は機能の追加に関して、随時、会員その他電気供給事業者から意見を受け付け、必要に応じて、その実施について検討する。</u> ４ <u>本機関は、容量市場システムの改修又は機能の追加について検討を行う場合には、会員その他電気供給事業者の意見を聴取するものとする。</u> ５ <u>容量市場システムを通じて行うことのできる業務その他容量市場システムの利用に関する事項は、送配電等業務指針において定める。</u>
(新設)	<u>（容量市場システムの利用の支援）</u> 第３２条の４ <u>本機関は、容量市場システムの利用等に関するマニュアル（以下「容量市場システムマニュアル」という。）の作成及び提供、容量市場システムに関する会員その他電気供給事業者からの問合せの受付及び回答その他会員その他電気供給事業者の容量市場システムの利用を支援するための業務を行う。</u>
(新設)	<u>（容量市場業務マニュアルの策定）</u> 第３２条の５ <u>本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル（以下「容量市場業務マニュアル」という。）を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</u> ２ <u>本機関は、容量市場業務マニュアルの策定又は変更に当たり、会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす場合、第６条第１項の規定を準用する。</u>
(新設)	第２款 <u>容量市場システムへの事前登録手続き</u> <u>（事業者情報の登録申込みの受付）</u> 第３２条の６ <u>本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量オークションの参加の条件を満たす会員その他電気供給事業者（以下「市場参加資格事業者」という。）から、事業者の名称、所在地その他容量市場システムの利用に必要な情報（以下「事業者情報」という。）の登録申込みを受け付ける。</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	2 本機関は、事業者情報の登録に必要な申込書類の様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法により公表する。
(新設)	(事業者情報の登録申込みの審査及び登録完了の通知) 第32条の7 本機関は、事業者情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オークションの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。 2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、登録が完了した旨及び容量市場システムへのログインに必要な情報を市場参加資格事業者へ通知する。 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から事業者情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。
(新設)	(電源等情報の登録申込みの受付) 第32条の8 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、事業者情報の登録を完了した市場参加資格事業者から、市場参加資格事業者が応札対象とする発電設備等の名称、供給区域その他必要な情報（以下「電源等情報」という。）の登録申込みを受け付ける。
(新設)	(電源等情報の審査及び証明書の発行) 第32条の9 本機関は、電源等情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オークションの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報が登録された旨を証明する電源等情報の登録証明書（以下「電源等情報登録証明書」という。）を当該市場参加資格事業者へ発行する。 4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。
(新設)	(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みの受付) 第32条の10 本機関は、市場参加資格事業者から、容量市場システムに登録された事業者情報又は電源等情報（以下総称して「市場参加資格事業者の基本情報」という。）の変更又は取消の申込みを受け付ける。
(新設)	(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第32条の11 本機関は、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オークションの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
	3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続きを行う。 4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みが不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。
(新設)	第3款 容量オークション (メインオークション募集要綱の策定及び公表) 第32条の12 本機関は、メインオークションの実施に先立ち、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱（以下「メインオークション募集要綱」という。）を策定し、事業者情報の登録を完了している市場参加資格事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。 一 募集スケジュール ア メインオークションで募集する供給力（以下「メインオークション目標量」という。）と価格の関係を示した曲線（以下「メインオークション需要曲線」という。）の予定公表期日 イ 電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量（以下「期待容量」という。）の登録申込みの受付期間 ウ 応札の受付期間 エ 約定結果の予定公表期日 オ 落札後、本機関と締結する落札結果を内容とする契約（以下「容量確保契約」という。）の締結のための手続期間 カ 容量確保契約の締結結果の予定公表期日 二 対象とする実需給年度の期間 三 メインオークションの参加条件 四 期待容量の登録内容 五 メインオークションの方式 ア 入札形式 イ 約定方法 六 本機関が容量確保契約の締結後に容量提供事業者に対して求める要件（以下「リクワイアメント」という。） 七 本機関が容量提供事業者のリクワイアメントの達成有無を確認する方法（以下「アセスメント」という。） 八 交付条件 九 本機関が第32条の41に基づき科す違約金及び容量市場への参加規制等（以下総称して「ペナルティ」という。）の内容 十 容量確保契約の様式 十一 その他メインオークションの実施に関連する事項
(新設)	(メインオークション需要曲線の策定及び公表) 第32条の13 本機関は、メインオークション需要曲線の原案を策定する。 2 本機関は、前項で策定した原案を国が関連する審議会等（以下「国の関連審議会等」という。）に

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<u>提出し、その意見を求める。</u> 3 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、メインオークション需要曲線を決定する。 4 本機関は、メインオークション募集要綱に定める予定公表期日において、前項で決定したメインオークション需要曲線を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。
(新設)	<u>(期待容量の登録申込みの受付)</u> 第32条の14 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの受付期間において、電源等情報登録証明書を保有している市場参加資格事業者から期待容量の登録申込みを受け付ける。
(新設)	<u>(期待容量の審査及び証明書の発行)</u> 第32条の15 本機関は、前条において期待容量の登録申込みを受け付けた場合は、市場参加資格事業者の基本情報に加え、第32条の41に基づくペナルティの有無及びその他関連情報を勘案し、その内容の妥当性について審査する。 2 本機関は、会員に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた期待容量が適切と認められた場合は、当該期待容量を容量市場システムへ登録し、市場参加資格事業者に対して登録が完了した旨を通知する。 4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた期待容量が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から期待容量の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。 5 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間中に限り、第3項で期待容量の登録を完了した市場参加資格事業者から、変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項に準じ審査を行う。 6 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が完了した市場参加資格事業者に対して、メインオークションの参加に必要な資格証明書（以下「メインオークション参加資格証明書」という。）を当該市場参加資格事業者へ発行する。
(新設)	<u>(応札の受付、変更、取消)</u> 第32条の16 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める応札の受付期間において、メインオークション参加資格証明書を保有する市場参加資格事業者（以下「メインオークション参加資格事業者」という。）から応札を受け付ける。 2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報（以下「応札情報」という。）は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は本機関が発行したメインオークション参加資格証明書に記載された容量を超えないものとする。 3 本機関は、第1項の応札の受付期間中に限り、メインオークション参加資格事業者から応札情報の変更又は取消を受け付ける。 4 本機関は、第1項の応札の受付期間の開始前に、国に対し、FIT電源に関する情報の提供を求めることができる。
(新設)	<u>(容量提供事業者の決定)</u> 第32条の17 本機関は、前条の応札の受付期間の終了後、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者を決定する。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	(メインオークションの約定結果の公表) <u>第32条の18 本機関は、メインオークション募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</u> 一 <u>約定総容量</u> 二 <u>約定価格</u> 三 <u>約定総額</u> 四 <u>その他公表すべき事項</u>
(新設)	(容量確保契約の締結、変更及び解約) <u>第32条の19 本機関は、前条に基づき公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。</u> 一 <u>容量提供事業者が実需給年度に提供しなければならない供給力（以下「容量確保契約容量」という。）</u> 二 <u>容量提供事業者へ交付する予定の金額（以下「容量確保契約金額」という。）</u> 三 <u>実需給年度</u> 四 <u>リクワイアメント</u> 五 <u>アセスメント</u> 六 <u>交付条件</u> 七 <u>ペナルティ</u> 八 <u>容量確保契約の変更又は解約の条件</u> 九 <u>その他容量確保契約に規定すべき事項</u> <u>2 本機関は、前項の容量確保契約の締結に当たっては、メインオークション募集要綱に定める様式を使用する。</u> <u>3 本機関は、第1項第8号の容量確保契約の変更又は解約の条件を満たすと認めた場合は、容量確保契約の変更又は解約を行う。</u>
(新設)	(容量確保契約の締結結果の公表等) <u>第32条の20 本機関は、メインオークション募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</u> 一 <u>容量確保契約の締結によって確定した約定総容量</u> 二 <u>約定価格</u> 三 <u>容量確保契約の締結によって確定した約定総額</u> 四 <u>その他公表すべき事項</u> <u>2 本機関は、会員その他電気供給事業者から、応札したメインオークション参加資格事業者の名称及び発電設備等又は電源等リスト（第32条の24第1項にて定義する。）ごとの容量確保契約の締結状況に関する情報の開示を求められた場合、その利用目的等の審査を実施した上で開示する（ただし、個別の発電設備等又は電源等リストを特定できる情報は除く。）。</u> <u>3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対して、関係する供給区域の容量提供事業者の名称及び容量確保契約容量等の情報（以下「容量提供事業者情報」という。）を提供する。</u> <u>4 本機関は、前条第3項に基づき、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者たる会員への情報提供を行う。</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	(追加オークションの実施判断) <u>第32条の21 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。</u> 一 <u>メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更又は解約に伴い減少したメインオークションの約定総容量</u> 二 <u>メインオークションの実需給年度における供給区域需要の想定増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力</u> 2 本機関は、前項に基づき、追加オークションを実施する必要があると判断した場合、調達オークション又はリリースオークションのいずれかを実施する。 3 本機関は、前項に基づき、追加オークションを実施する場合、調達オークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線（以下「調達オークション需要曲線」という。）又はリリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線（以下「リリースオークション供給曲線」という。）の原案を策定する。 4 本機関は、前項で策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。 5 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線を決定する。 6 本機関は、前項で決定した調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線と併せて追加オークションを実施する旨を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。
(新設)	(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) <u>第32条の22 第32条の12、第32条の14から第32条の20の規定は、調達オークションを実施する場合に準用する（ただし、第32条の12第1号アに掲げる事項は除く。）。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。</u> 2 本機関は、第32条の15第6項に基づくメインオークション参加資格証明書の発行後、調達オークションの募集要綱の策定・公表に先立ち、調達オークションへの参加を希望する市場参加資格事業者からの期待容量の登録申込みの受付を開始する。
(新設)	(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) <u>第32条の23 第32条の12、第32条の16から第32条の20の規定は、リリースオークションを実施する場合に準用する（ただし、第32条の12第1号ア、イ、第4号、第6号、第7号、第9号及び第32条の19第1項第1号、第3号から第5号、第7号に掲げる事項は除く。）。この場合において、「メインオークション」とあるのは「リリースオークション」、「締結」とあるのは「変更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。</u> 2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、送配電等業務指針に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークション参加資格証明書を発行する。
(新設)	(電源等リストの登録申込みの受付) <u>第32条の24 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、実需給年度の2年前に供給力の実効性を確認する必要がある事業者（以下「供給力確認対象事業者」という。）から、供給力の根拠となる発電設備等又は需要家の情報を掲載したリスト（以下「電源等リスト」という。）の登録の申込みを受け付ける。</u> 2 本機関は、電源等リストの受付期間を供給力確認対象事業者に通知するとともに、本機関のウェブ

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<u>サイトへの掲載等の方法によって公表する。</u> <u>3 本機関は、電源等リストを作成するために必要な様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</u>
(新設)	<u>(電源等リストの審査及び登録完了の通知)</u> <u>第32条の25 本機関は、前条第2項の電源等リストの受付期間の終了後、供給力確認対象事業者から受け付けた電源等リストの内容の妥当性を審査する。</u> <u>2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。</u> <u>3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等リストの登録が完了した旨を供給力確認対象事業者へ通知する。</u> <u>4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が不適切と認められた場合は、その理由を供給力確認対象事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、供給力確認対象事業者から電源等リストの登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。</u> <u>5 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、供給力確認対象事業者から電源等リストの変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項に準じ審査を行う。ただし、送配電等業務指針に定める実需給年度中における変更又は取消の申込みについては、随時審査を行う。</u> <u>6 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、登録又は変更が完了した電源等リストの情報(ただし、発電所又は需要家の名称等は除く。)を提供する。</u>
(新設)	<u>(テスト対象事業者の選定等)</u> <u>第32条の26 本機関は、前条第3項において登録した電源等リストに基づき、供給力の提供の可否に関するテスト(以下「実効性テスト」という。))の実施に必要な供給力確認対象事業者(以下「テスト対象事業者」という。))を選定する。</u> <u>2 本機関は、テスト対象事業者に選定しなかった供給力確認対象事業者については、提出された電源等リストに記載されている供給力を実効容量(第32条の29第1項第2号に定義する。))として容量市場システムへ登録し、当該供給力確認対象事業者へ通知する。</u>
(新設)	<u>(実効性テストの実施日程の調整)</u> <u>第32条の27 本機関は、前条第1項において選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者たる会員(以下「協力一般送配電事業者」という。))に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。</u>
(新設)	<u>(実効性テストの実施日程の報告の受領)</u> <u>第32条の28 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、協力一般送配電事業者と調整した後の実効性テストの実施日程の報告を受け付ける。</u> <u>2 本機関は、実効性テストの実施日程の報告の受付期間をテスト対象事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</u>
(新設)	<u>(実効性テスト結果の提出の要請)</u> <u>第32条の29 本機関は、前条第1項で報告を受けた実効性テストの実施日程に基づき、テスト対象事業者に対して、次の各号に掲げる事項を含む実効性テストの結果(以下「実効性テスト結果」とい</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<u>う。)の提出を要請する。</u> <u>一 実効性テストの実施日程</u> <u>二 実際に提供できた供給力 (以下「実効容量」という。)</u> <u>三 その他実効性テストに関連する情報</u> <u>2 本機関は、実効性テスト結果の記録に必要な様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</u>
(新設)	<u>(実効性テスト結果の受領)</u> <u>第32条の30 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、実効性テスト結果の提出を受ける。</u>
(新設)	<u>(実効性テスト結果の審査)</u> <u>第32条の31 本機関は、前条において実効性テスト結果を受領した場合は、その内容の妥当性について審査を行う。</u> <u>2 本機関は、協力一般送配電事業者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求めることができる。</u>
(新設)	<u>(実効性テスト結果の審査結果の通知)</u> <u>第32条の32 本機関は、前条第1項に基づき審査を行った結果、確定した実効容量をテスト対象事業者に通知する。</u>
(新設)	<u>(実効性テスト結果の提出の省略)</u> <u>第32条の33 本機関は、テスト対象事業者が、実効性テストの実施年度を実需給年度とする供給力の提供実績を有し、当該供給力提供実績及びその根拠となる電源等リストが容量市場業務マニュアルに定める条件を満たす場合であって、当該テスト対象事業者が当該供給力の提供実績及び電源等リストを提出したときは、第32条の29第1項の実効性テストの結果の提出を省略することができる。</u> <u>2 前項に基づき供給力の提供実績及び電源等リストの提出を受け付けた場合の審査及び審査結果の通知等の取扱いについては、第32条の31及び第32条の32に準じる。</u>
(新設)	<u>第4款 決済等</u> <u>(アセスメントの実施)</u> <u>第32条の34 本機関は、容量確保契約の規定に基づき、容量提供事業者に対してアセスメントを実施する。</u> <u>2 本機関は、必要に応じて、前項のアセスメントの実施に必要な情報の提出を一般送配電事業者たる会員に求めることができる。</u> <u>3 アセスメントの内容及び手順は送配電等業務指針に定める。</u>
(新設)	<u>(容量確保契約に基づく交付)</u> <u>第32条の35 本機関は、容量確保契約の規定に基づき、容量確保契約金額を基準として、容量提供事業者又は容量リリース事業者に対し交付すべき額を算出し、算出された金額を交付する。</u> <u>2 本機関は、定款に基づき一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員から徴収した容量拠出金をもって、前項の交付を行うものとする。</u>
(新設)	<u>(差替先電源等情報の登録申込みの受付)</u> <u>第32条の36 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量提供事業者に対して供給力の差し替え (以下「電源等差替」という。) が可能な発電設備等又は電源等リスト (以下「差替先電</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	源等」という。)の提供を希望する市場参加資格事業者(以下「差替先電源等提供者」という。)から、<u>差替先電源等に関する情報(以下「差替先電源等情報」という。)の登録申込みを受け付ける。</u> 2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、<u>第32条の15第6項に基づくメインオークション参加資格証明書の発行後、差替先電源等提供者から、随時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第32条の15第1項から第5項に準じて審査を行う。</u>
(新設)	<u>(差替先電源等情報の登録申込みの審査及び登録)</u> 第32条の37 本機関は、前条第1項において差替先電源等情報の登録申込みを受け付けた場合は、<u>その内容の妥当性について審査を行う。</u> 2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が適切と認められた場合は、<u>当該差替先電源等情報を容量市場システムに登録し公開する。</u> 3 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該差替先電源等提供者に通知し、容量市場システムへの登録及び公開は行わない。本機関は、差替先電源等提供者から差替先電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、<u>再度、第1項に準じて審査を行う。</u>
(新設)	<u>(電源等差替の登録申込みの受付)</u> 第32条の38 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量提供事業者から電源等差替の登録申込みを受け付ける。
(新設)	<u>(電源等差替の登録申込みの審査等)</u> 第32条の39 本機関は、前条において電源等差替の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。 2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が適切と認められた場合は、<u>容量提供事業者へ電源等差替が可能である旨を通知するとともに、第32条の19第3項に基づき、容量確保契約の変更を行う。</u> 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該容量提供事業者に通知する。本機関は、容量提供事業者から電源等差替の登録の再申込みを受けたときは、<u>再度、第1項に準じて審査を行う。</u>
(新設)	<u>(差替先電源等情報の公開の終了)</u> 第32条の40 本機関は、次の各号に掲げた条件のいずれかに該当する場合は、差替先電源等情報の公開を終了する。 一 電源等差替が成立した場合 二 差替先電源等情報の登録時に設定した掲載公開期限が終了した場合 三 差替先電源等提供者が、必要に応じて、差替先電源等情報を適切に変更又は取消を行っていない場合
(新設)	<u>(ペナルティ)</u> 第32条の41 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者(以下「ペナルティ対象事業者」という。)に対して、次の各号に定めるペナルティを科すことができる。 一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約に基づき違約金の支払いを求める。 ア 容量確保契約を解約した場合

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
	<u>イ 容量確保契約容量を減少する契約変更を行った場合</u> <u>ウ 実需給年度において、容量確保契約に規定された条件に基づき、必要な供給力を提供できなかった場合</u> <u>二 参入ペナルティ 本機関は、重大な違反行為を行ったペナルティ対象事業者に対し、有識者を含めた委員会において妥当性を審議した上で、容量オークション及び特別オークション（第32条の42第1項にて定義する。）への参加の一部又は全部を禁止する。</u> <u>2 本機関は業務規程第32条の21に基づき追加オークションの実施の要否の判断を行う前に、前項第1号ア又はイの条件により経済的ペナルティに基づく違約金の支払いを行ったペナルティ対象事業者は、次のアからウのいずれかに掲げる条件に該当する場合において、本機関から違約金の全部又は一部の返金を受ける。</u> <u>ア 追加オークションが開催されない場合</u> <u>イ リリースオークションが実施される場合</u> <u>ウ 調達オークションが実施されたが、メインオークションよりも経済的に必要供給力を確保できなかった場合</u> <u>3 本機関は、毎年度、ペナルティ対象事業者から受領した経済的ペナルティに基づく違約金を小売電気事業者たる会員へ還元する。</u> <u>4 本機関は、ペナルティ対象事業者に対してペナルティを科した後、必要に応じて、当該ペナルティ対象事業者の名称を公表することができる。</u>
(新設)	<u>第5款 その他</u> <u>(緊急時における特別オークションの実施)</u> <u>第32条の42 本機関は、この節の規定にかかわらず、容量オークションで確保した容量確保契約容量から将来における需給のひっ迫のおそれその他安定供給の維持が困難になることが明らかになった場合又はその他本機関が必要と認めた場合は、特別の条件を設定した入札（以下「特別オークション」という。）の実施の要否を決定する。</u> <u>2 本機関は、前項の決定後、速やかに特別オークションの募集要綱を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</u>
(新設)	<u>(容量市場の機能の検証)</u> <u>第32条の43 本機関は、実施した容量オークション及び特別オークションの結果を定期的に評価し、継続的に有識者を含めた委員会における検討及び国の関連審議会等における審議の結果を踏まえ、必要に応じて容量市場の機能及び業務の改善等について検討する。</u>
(新設)	<u>(報告書の作成)</u> <u>第32条の44 本機関は、容量市場の運営状況の内容を含む報告書を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</u>
(新設)	<u>(分析ツールの具備)</u> <u>第32条の45 本機関は、この節各条の業務を行うため、容量オークションのシミュレーションを行うために必要な分析ツールを備える。</u> <u>2 本機関は、業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、分析ツールの改良又は新たな分析ツールの導入について検討を行う。</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	(情報の取扱い) <u>第 3 2 条の 4 6 本機関は、容量市場に係る情報を、原則として、秘密情報として適切に取り扱う。</u>
(新設)	<u>第 2 節 電源入札等</u>
(電源入札等の実施) 第 3 3 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 5 号に基づき、次の各号に定める業務（以下「電源維持運用業務」という。）を行う電気供給事業者（ <u>電気供給事業者となろうとする者を含む。</u> 以下「電源維持運用者」という。）を募集し、電源入札等を実施する。 一～三 (略) 2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源維持運用者を決定する。 <u>但し</u> 、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、発電用電気工作物の設置を促進するための業務を行う。 3 (略)	(電源入札等の実施) 第 3 3 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 5 号に基づき、次の各号に定める業務（以下「電源維持運用業務」という。）を行う電気供給事業者（以下「電源維持運用者」という。）を募集し、電源入札等を実施する。 一～三 (略) 2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源維持運用者を決定する。 <u>ただし</u> 、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、発電用電気工作物の設置を促進するための業務を行う。 3 (略)
(委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析) 第 3 4 条 本機関は、定款第 4 1 条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画の <u>とりまとめ</u> に基づく需給バランス評価を行うとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。	(委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析) 第 3 4 条 本機関は、定款第 4 1 条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画の <u>取りまとめ</u> に基づく需給バランス評価を行うとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。
(電源入札等の検討の開始) 第 3 5 条 (略) 一～三 (略) (新設) 2 (略)	(電源入札等の検討の開始) 第 3 5 条 (略) 一～三 (略) <u>四 第 3 2 条の 4 2 に基づく特別オークションを実施したにもかかわらず、必要な供給力を確保できなかった場合</u> 2 (略)
(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価) 第 3 6 条 (略) 2 本機関は、前項の検討に <u>あたり</u> 、必要に応じて、会員に対し、発電用電気工作物の運転実績及び運転計画、発電設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。 3 (略)	(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価) 第 3 6 条 (略) 2 本機関は、前項の検討に <u>当たり</u> 、必要に応じて、会員に対し、発電用電気工作物の運転実績及び運転計画、発電設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。 3 (略)
(基本要件の検討) 第 3 7 条 (略) 2 本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。 <u>但し</u> 、電源入札等の補填金（以下「電源入札等補填金」という。）の上限価格を定めた場合については、これを非公表とすることができる。	(基本要件の検討) 第 3 7 条 (略) 2 本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。 <u>ただし</u> 、電源入札等の補填金（以下「電源入札等補填金」という。）の上限価格を定めた場合については、これを非公表とすることができる。
(落札者との契約の締結) 第 4 0 条 本機関は、応募内容にしたがって、電源維持運用者との間で、電源維持運用業務の内容、電源入札等補填金の <u>支払い</u> 、電気の販売条件等に関する契約を締結する。	(落札者との契約の締結) 第 4 0 条 本機関は、応募内容にしたがって、電源維持運用者との間で、電源維持運用業務の内容、電源入札等補填金の <u>交付</u> 、電気の販売条件等に関する契約を締結する。
(電源入札等補填金の支払い) 第 4 1 条 本機関は、前条の契約にしたがって、電源維持運用者に対して、電源入札等補填金を <u>支払う</u> 。	(電源入札等補填金の交付) 第 4 1 条 本機関は、前条の契約にしたがって、電源維持運用者に対して、電源入札等補填金を <u>交付す</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(緊急時の扱い) 第 4 3 条 本機関は、 <u>本章</u> の規定にかかわらず、自然災害等により需給状況がひっ迫し、緊急的に供給力を確保しなければならない場合は、電源入札等の手続の一部を省略することができる。	<u>る。</u> (緊急時の扱い) 第 4 3 条 本機関は、 <u>この節</u> の規定にかかわらず、自然災害等により需給状況がひっ迫し、緊急的に供給力を確保しなければならない場合は、電源入札等の手続の一部を省略することができる。
(広域系統整備委員会) 第 4 7 条 本機関は、前条の業務を行うにあたって、定款第 4 1 条に基づき、広域連系系統の設備形成に関する常設の委員会（以下「広域系統整備委員会」という。）を設置する。	(広域系統整備委員会) 第 4 7 条 本機関は、前条の業務を行うに当たって、定款第 4 1 条に基づき、広域連系系統の設備形成に関する常設の委員会（以下「広域系統整備委員会」という。）を設置する。
(広域系統長期方針の策定) 第 4 8 条 (略) 2 (略) 3 本機関は、広域系統長期方針の策定に <u>あた</u> っては、会員の意見聴取等の透明性のあるプロセスを経るものとし、策定後、その内容を直ちに公表するものとする。	(広域系統長期方針の策定) 第 4 8 条 (略) 2 (略) 3 本機関は、広域系統長期方針の策定に <u>当た</u> っては、会員の意見聴取等の透明性のあるプロセスを経るものとし、策定後、その内容を直ちに公表するものとする。
(広域系統整備計画) 第 5 0 条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、 <u>本節</u> に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）に基づき、広域連系系統の整備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別の整備計画（以下「広域系統整備計画」という。）を策定する。	(広域系統整備計画) 第 5 0 条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、 <u>この節</u> に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）に基づき、広域連系系統の整備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別の整備計画（以下「広域系統整備計画」という。）を策定する。
(広域系統整備計画の変更) 第 6 3 条 (略) 2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。 <u>但し</u> 、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。 3 (略)	(広域系統整備計画の変更) 第 6 3 条 (略) 2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。 <u>ただし</u> 、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。 3 (略)
(分析ツールの具備) 第 6 5 条 本機関は、 <u>本章</u> 各条の業務を行うため、電力系統シミュレーションを行うための分析ツールを備え、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定に当たり必要な検討を実施する。 2 (略)	(分析ツールの具備) 第 6 5 条 本機関は、 <u>この章</u> 各条の業務を行うため、電力系統シミュレーションを行うための分析ツールを備え、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定に当たり必要な検討を実施する。 2 (略)
(本章の業務の詳細) 第 6 6 条 <u>本章</u> の業務の詳細は、 <u>本章</u> に定めるほか、送配電等業務指針において定める。	(<u>この章</u> の業務の詳細) 第 6 6 条 <u>この章</u> の業務の詳細は、 <u>この章</u> に定めるほか、送配電等業務指針において定める。
(系統アクセス業務の実施) 第 6 7 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 8 号に基づき、送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、 <u>本章</u> において同じ。）の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。 2 (略) 3 (略)	(系統アクセス業務の実施) 第 6 7 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 8 号に基づき、送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、 <u>この章</u> において同じ。）の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。 2 (略) 3 (略)
(事前相談の検討) 第 6 9 条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者（以下、 <u>本章</u> において「一般送配電事業者」という。）たる会員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。 <u>但し</u> 、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。	(事前相談の検討) 第 6 9 条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者（以下、 <u>この章</u> において「一般送配電事業者」という。）たる会員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。 <u>ただし</u> 、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
2 (略) 3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、<u>前項に準じ、再度、</u>確認及び検証を行う。	2 (略) 3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、<u>再度、前項に準じ、</u>確認及び検証を行う。
(接続検討) 第71条 (略) 2 本機関は、前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受けたときは、接続検討の申込みの受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。 3 (略) 一～七 (略) 八 広域周波数調整及び連系線を活用した下げ代不足対策による接続の可能性（<u>但し</u>、風力電源及び太陽光電源その他の再生可能エネルギー等の変動電源に関する接続検討に関し、下げ代不足を理由に接続ができない旨を回答する場合に限る。） 九 (略) 4 (略)	(接続検討) 第71条 (略) 2 本機関は、前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受けたときは、接続検討の申込みの受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。<u>ただし</u>、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。 3 (略) 一～七 (略) 八 広域周波数調整及び連系線を活用した下げ代不足対策による接続の可能性（<u>ただし</u>、風力電源及び太陽光電源その他の再生可能エネルギー等の変動電源に関する接続検討に関し、下げ代不足を理由に接続ができない旨を回答する場合に限る。） 九 (略) 4 (略)
(接続検討の回答) 第72条 (略) 一・二 (略) 三 概算工事費（内訳を含む）及び算定根拠 四 工事費負担金概算（内訳を含む）及び算定根拠 五～七 (略) 八 運用上の制約（制約の根拠を含む） 2 (略) 3 (略)	(接続検討の回答) 第72条 (略) 一・二 (略) 三 概算工事費（内訳を含む_g）及び算定根拠 四 工事費負担金概算（内訳を含む_g）及び算定根拠 五～七 (略) 八 運用上の制約（制約の根拠を含む_g） 2 (略) 3 (略)
(接続検討の要否確認) 第74条 (略) 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、<u>再度、本項に準じ</u>確認を行う。 3 (略)	(接続検討の要否確認) 第74条 (略) 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、<u>再度、この項に準じ</u>確認を行う。 3 (略)
(電源接続案件募集プロセスの実施) 第75条 本機関は、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、<u>本節</u>において同じ。）の増強工事に関して、入札その他の公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する（以下「電源接続案件募集プロセス」という。）。	(電源接続案件募集プロセスの実施) 第75条 本機関は、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、<u>この節</u>において同じ。）の増強工事に関して、入札その他の公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する（以下「電源接続案件募集プロセス」という。）。
(電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある系統連系工事) 第76条 (略) 一 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事に特別高圧の送電系統の増強工事が含	(電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある系統連系工事) 第76条 (略) 一 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事に特別高圧の送電系統の増強工事が含

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
まれること 二 接続検討の回答における工事費負担金を接続検討の前提とした最大受電電力（<u>但し</u>、既設の発電設備等の最大受電電力を増加させる場合は、最大受電電力の増加量）で除した額が、本機関の理事会が定める額を超えること 2 (略)	まれること。 二 接続検討の回答における工事費負担金を接続検討の前提とした最大受電電力（<u>ただし</u>、既設の発電設備等の最大受電電力を増加させる場合は、最大受電電力の増加量）で除した額が、本機関の理事会が定める額を超えること。 2 (略)
(単独負担意思のある系統連系希望者の募集) 第79条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みを行う系統連系希望者が見込まれる場合において、当該系統連系希望者の単独負担を前提に送電系統の増強を行うことが効率的な設備形成を阻害しないと認められるときは、同プロセス開始前に当該系統連系希望者を募集することができる。<u>但し</u>、募集期間は1か月を超えることはできない。	(単独負担意思のある系統連系希望者の募集) 第79条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みを行う系統連系希望者が見込まれる場合において、当該系統連系希望者の単独負担を前提に送電系統の増強を行うことが効率的な設備形成を阻害しないと認められるときは、同プロセス開始前に当該系統連系希望者を募集することができる。<u>ただし</u>、募集期間は1か月を超えることはできない。
(工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかった場合の取扱い) 第86条 本機関は、前条第1項による確認の結果、優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかった場合は、当該優先系統連系希望者を<u>控除</u>した上で、募集要綱にしたがって、再度、優先系統連系希望者を決定する。 2 (略) 3 (略)	(工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかった場合の取扱い) 第86条 本機関は、前条第1項による確認の結果、優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかった場合は、当該優先系統連系希望者を<u>除外</u>した上で、募集要綱にしたがって、再度、優先系統連系希望者を決定する。 2 (略) 3 (略)
(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表) 第90条 (略) 一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等（以下「リプレース発電設備等」という。）の最大受電電力が10万キロワット以上であること 二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者（以下「リプレース対象事業者」という。）が発電設備等の建替えを行う場合（以下、建替えに係る開発計画の対象となる新規の発電設備等（特別高圧の系統に連系するものに限る。）を「新設発電設備等」という。）。<u>但し</u>、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量（リプレース発電設備等が連系している条件での当該リプレース発電設備等に係る送電設備（当該リプレース発電設備等に係る電源線を除く。）における連系可能量をいう。）の範囲内である場合を除く。 三 (略) ア 新設発電設備等が、リプレース発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所（専らリプレース発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたもの及びリプレース発電設備等が設置された構内における変電設備により電圧を下降させた後に当該構内の外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係るものを除く。）において、リプレース発電設備等の電源線がつながる母線と同一系統又は下位系統に連系するとき。<u>但し</u>、母線分割等によって上位系統が異なる場合を除く。 イ (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)	(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表) 第90条 (略) 一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等（以下「リプレース発電設備等」という。）の最大受電電力が10万キロワット以上であること。 二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者（以下「リプレース対象事業者」という。）が発電設備等の建替えを行う場合（以下、建替えに係る開発計画の対象となる新規の発電設備等（特別高圧の系統に連系するものに限る。）を「新設発電設備等」という。）。<u>ただし</u>、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量（リプレース発電設備等が連系している条件での当該リプレース発電設備等に係る送電設備（当該リプレース発電設備等に係る電源線を除く。）における連系可能量をいう。）の範囲内である場合を除く。 三 (略) ア 新設発電設備等が、リプレース発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所（専らリプレース発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたもの及びリプレース発電設備等が設置された構内における変電設備により電圧を下降させた後に当該構内の外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係るものを除く。）において、リプレース発電設備等の電源線がつながる母線と同一系統又は下位系統に連系するとき。<u>ただし</u>、母線分割等によって上位系統が異なる場合を除く。 イ (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（募集要綱の策定等） 第 9 2 条 （略） 一～六 （略） 七 その他募集を行うにあたり必要となる事項	（募集要綱の策定等） 第 9 2 条 （略） 一～六 （略） 七 その他募集を行うに当たり必要となる事項
（連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い） 第 9 5 条 本機関は、連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量（既存の連系可能量とリプレーズ発電設備等の廃止により生ずる連系可能量の合計をいう。以下、<u>本節</u>において同じ。）の範囲内である場合には、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。 2 （略）	（連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い） 第 9 5 条 本機関は、連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量（既存の連系可能量とリプレーズ発電設備等の廃止により生ずる連系可能量の合計をいう。以下、<u>この節</u>において同じ。）の範囲内である場合には、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。 2 （略）
（連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い） 第 9 6 条 （略） 2 （略） 3 （略） 4 （略） 5 本機関は、第 1 項に基づき開始した電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合（中止した場合を含む。）には、募集要綱を変更して、再度、同プロセスを実施する。<u>但し</u>、電源接続案件募集プロセス以外の公平性及び中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続によることができる。	（連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い） 第 9 6 条 （略） 2 （略） 3 （略） 4 （略） 5 本機関は、第 1 項に基づき開始した電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合（中止した場合を含む。）には、募集要綱を変更して、再度、同プロセスを実施する。<u>ただし</u>、電源接続案件募集プロセス以外の公平性及び中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続によることができる。
（契約申込みに伴う回答内容の確認） 第 9 7 条 （略） 2 （略） 3 本機関は、前 2 項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送配電事業者たる会員に通知する。	（契約申込みに伴う回答内容の確認） 第 9 7 条 （略） 2 （略） 3 本機関は、前各項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送配電事業者たる会員に通知する。
（システムアクセス業務の申込み及び回答様式） 第 9 9 条 （略） 2 本機関は、システムアクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するに<u>あ</u>たっては、一般送配電事業者と事前に協議を行うものとする。	（システムアクセス業務の申込み及び回答様式） 第 9 9 条 （略） 2 本機関は、システムアクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するに<u>当</u>たっては、一般送配電事業者と事前に協議を行うものとする。
（分析ツールの具備） 第 1 0 2 条 本機関は、<u>本章</u>各条の業務を行うために必要な分析ツールを備える。 2 （略）	（分析ツールの具備） 第 1 0 2 条 本機関は、<u>この章</u>各条の業務を行うために必要な分析ツールを備える。 2 （略）
（必要な協力の要請） 第 1 0 3 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、<u>本章</u>の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。	（必要な協力の要請） 第 1 0 3 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、<u>この章</u>の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。
（需給状況の悪化時の指示又は要請） 第 1 1 1 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項に基づき、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することができる。<u>但し</u>、第 1 号の事項は送電事業者たる会員に対して、第 2 号の事項は小売電気事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対して、第 3 号の事項は、送電事業者たる会員及び発電事業者たる会員	（需給状況の悪化時の指示又は要請） 第 1 1 1 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項に基づき、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することができる。<u>ただし</u>、第 1 号の事項は送電事業者たる会員に対して、第 2 号の事項は小売電気事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対して、第 3 号の事項は、送電事業者たる会員及び発電事業者たる会

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
に対しては、指示することができない。 一 需給状況の悪化に係る会員に電気を供給すること 二 小売電気事業者たる会員、一般送配電事業者たる会員又は特定送配電事業者たる会員に振替供給を行うこと 三 会員から電気の供給を受けること 四 会員に電気工作物を貸し渡し、若しくは会員から電気工作物を借り受け、又は会員と電気工作物を共用すること 五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること 2 (略)	員に対しては、指示することができない。 一 需給状況の悪化に係る会員に電気を供給すること。 二 小売電気事業者たる会員、一般送配電事業者たる会員又は特定送配電事業者たる会員に振替供給を行うこと。 三 会員から電気の供給を受けること。 四 会員に電気工作物を貸し渡し、若しくは会員から電気工作物を借り受け、又は会員と電気工作物を共用すること。 五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること。 2 (略)
(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順) 第 1 1 3 条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第 1 1 1 条第 1 項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下、<u>本条</u>及び第 1 1 6 条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。）。但し、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第 1 1 1 条第 1 項の指示を行う。 一 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれを改善するために必要な電気の供給を受ける期間及び量並びに需給ひっ迫一般送配電事業者が電気の供給を受ける際に使用を希望する連系線（以下、<u>本条</u>において「希望連系線」という。）を確認する。 二 本機関は、需給ひっ迫一般送配電事業者を除く会員に対し、当該会員が電気を供給できる期間及び量（以下、<u>本条</u>において「送電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に送電可能量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うものとする。 三～五 (略) 2 (略)	(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順) 第 1 1 3 条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第 1 1 1 条第 1 項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下、<u>この条</u>及び第 1 1 6 条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。）。<u>ただし</u>、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第 1 1 1 条第 1 項の指示を行う。 一 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれを改善するために必要な電気の供給を受ける期間及び量並びに需給ひっ迫一般送配電事業者が電気の供給を受ける際に使用を希望する連系線（以下、<u>この条</u>において「希望連系線」という。）を確認する。 二 本機関は、需給ひっ迫一般送配電事業者を除く会員に対し、当該会員が電気を供給できる期間及び量（以下、<u>この条</u>において「送電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に送電可能量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うものとする。 三～五 (略) 2 (略)
(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順) 第 1 1 4 条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第 1 1 1 条第 1 項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う（以下、<u>本条</u>において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。）。<u>但し</u>、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第 1 1 1 条第 1 項の指示を行う。 一 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者の下げ代不足又は下げ代不足のおそれを改善するために必要な電気の供給を行う期間及び量並びに下げ代不足一般送配電事業者が電気の供給を行う際に使用を希望する連系線（以下、<u>本条</u>において「希望連系線」という。）を確認する。 二 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者を除く一般送配電事業者たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量（以下、<u>本条</u>において「受電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる一般送配電事業者たる会員から確認を行うものとする。 三～五 (略) 2 (略)	(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順) 第 1 1 4 条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第 1 1 1 条第 1 項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う（以下、<u>この条</u>において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。）。<u>ただし</u>、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第 1 1 1 条第 1 項の指示を行う。 一 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者の下げ代不足又は下げ代不足のおそれを改善するために必要な電気の供給を行う期間及び量並びに下げ代不足一般送配電事業者が電気の供給を行う際に使用を希望する連系線（以下、<u>この条</u>において「希望連系線」という。）を確認する。 二 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者を除く一般送配電事業者たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量（以下、<u>この条</u>において「受電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる一般送配電事業者たる会員から確認を行うものとする。 三～五 (略) 2 (略)

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(特定の会員の需給状況の悪化時における指示) 第 1 1 5 条 本機関は、次の各号に該当する場合において、特定の小売電気事業者又は特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員の需給状況を改善する必要があると認めるときは、当該会員に対し、第 1 1 1 条第 1 項の<u>事項を指示する</u>。 一～三 （略）	(特定の会員の需給状況の悪化時における指示) 第 1 1 5 条 本機関は、次の各号に該当する場合において、特定の小売電気事業者又は特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員の需給状況を改善する必要があると認めるときは、当該会員に対し、第 1 1 1 条第 1 項の指示を<u>行う</u>。 一～三 （略）
(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用) 第 1 1 6 条 （略） 2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第 1 5 2 条及び第 1 5 3 条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。<u>但し</u>、本機関が第 1 1 1 条の指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第 1 5 2 条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。	(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用) 第 1 1 6 条 （略） 2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第 1 5 2 条及び第 1 5 3 条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。<u>ただし</u>、本機関が第 1 1 1 条に<u>基づく</u>指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第 1 5 2 条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。
(指示内容の報告) 第 1 2 0 条 本機関は、会員に対し、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項に<u>よる</u>指示をしたときは、同条第 2 項に基づき、経済産業大臣に対し、直ちに、その指示の内容その他の事項を経済産業省令で定めるところにより報告する。	(指示内容の報告) 第 1 2 0 条 本機関は、会員に対し、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項に<u>基づく</u>指示をしたときは、同条第 2 項に基づき、経済産業大臣に対し、直ちに、その指示の内容その他の事項を経済産業省令で定めるところにより報告する。
(指示に係る措置を取っていない場合の報告) 第 1 2 1 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項による指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る措置を取っていないと認めるときは、同条第 3 項に基づき、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。	(指示に係る措置を取っていない場合の報告) 第 1 2 1 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項に基づく指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る措置を取っていないと認めるときは、同条第 3 項に基づき、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。
(需給状況悪化時等の 1 時間前取引の取扱い) 第 1 2 3 条の 2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合又は需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合には、1 時間前取引の送電可否判定の照会を受け付けないことができる。<u>但し</u>、この場合には、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。	(需給状況悪化時等の 1 時間前取引の取扱い) 第 1 2 3 条の 2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合又は需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合には、1 時間前取引の送電可否判定の照会を受け付けないことができる。<u>ただし</u>、この場合には、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)																																																																								
(連系線の管理) 第 1 2 4 条 (略) 別表 1 0 - 1 連系線 <table><tr><th>連系線</th><th>区間</th><th>対象設備</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)(※ 1)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)(※ 1)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)(※ 2)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (※ 1) 中部北陸間連系設備および北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流（北陸フェンス潮流）も管理する。 (※ 2) (略)	連系線	区間	対象設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)(※ 1)	(略)	(略)	(略)(※ 1)	(略)	(略)	(略)(※ 2)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(連系線の管理) 第 1 2 4 条 (略) 別表 1 0 - 1 連系線 <table><tr><th>連系線</th><th>区間</th><th>対象設備</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)(※ 1)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)(※ 1)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)(※ 2)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (※ 1) 中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流（北陸フェンス潮流）も管理する。 (※ 2) (略)	連系線	区間	対象設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)(※ 1)	(略)	(略)	(略)(※ 1)	(略)	(略)	(略)(※ 2)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
連系線	区間	対象設備																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)(※ 1)	(略)	(略)																																																																							
(略)(※ 1)	(略)	(略)																																																																							
(略)(※ 2)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
連系線	区間	対象設備																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)(※ 1)	(略)	(略)																																																																							
(略)(※ 1)	(略)	(略)																																																																							
(略)(※ 2)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
(運用容量の設定) 第 1 2 6 条 本機関は、翌年度以降の長期及び年間における連系線の運用容量（以下、本章において「運用容量」という。）を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で検討会（以下「運用容量検討会」という。）を設け、運用容量検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、市場分断の発生を回避することが見込まれるときは、その細分化を行う。 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略)	(運用容量の設定) 第 1 2 6 条 本機関は、翌年度以降の長期及び年間における連系線の運用容量（以下、この章において「運用容量」という。）を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で検討会（以下「運用容量検討会」という。）を設け、運用容量検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、市場分断の発生を回避することが見込まれるときは、その細分化を行う。 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略)																																																																								
(マージンの見直し) 第 1 3 0 条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合に	(マージンの見直し) 第 1 3 0 条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合に																																																																								

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)								
は、第129条第2項及び第3項に定める手続に準じてマージンの見直しを行い、第128条第3項に準じて見直し後のマージンを設定し、公表する。	は、前条第2項及び第3項に定める手続に準じてマージンの見直しを行い、第128条第3項に準じて見直し後のマージンを設定し、公表する。								
(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略) 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前2項に準じて空容量を算出し、公表する。 別表10-2 空容量の算出式 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)</td><td>(略)</td></tr> </table> (※1)～(※5) (略) (※6) 関西四国間連系設備の四国向き空容量は、<u>運用容量</u>は四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。 (※7) (略)	(略)	(略)	(※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	(略)	(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略) 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前<u>各</u>項に準じて空容量を算出し、公表する。 別表10-2 空容量の算出式 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)</td><td>(略)</td></tr> </table> (※1)～(※5) (略) (※6) 関西四国間連系設備の四国向き空容量は、四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。 (※7) (略)	(略)	(略)	(※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	(略)
(略)	(略)								
(※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	(略)								
(略)	(略)								
(※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	(略)								
(連系線の計画潮流の管理) 第134条 (略) 一 (略) 二 本機関は、通知を受けた取引情報が連系線に容量登録可能であるか否かの判定（以下「送電可否判定」という。）を行い、連系線の混雑が発生せず、かつ、電力系統の安定運用に支障を生じないと判断した場合には、当該取引情報を送電可能と判定する。 三～五 (略)	(連系線の計画潮流の管理) 第134条 (略) 一 (略) 二 本機関は、通知を受けた取引情報が連系線に容量登録可能であるかどうかの判定（以下「送電可否判定」という。）を行い、連系線の混雑が発生せず、かつ、電力系統の安定運用に支障を生じないと判断した場合には、当該取引情報を送電可能と判定する。 三～五 (略)								
(混雑処理における抑制順位) 第143条の2 本機関は、混雑処理に<u>あ</u>たっては、次の各号の順にしたがって、計画潮流を抑制するものとする。なお、次の各号に該当する計画潮流が複数存在するときは、当該計画潮流間の抑制順位は同順位として取り扱う。 一・二 (略) 2 同じ抑制順位の計画潮流の抑制量は、混雑の発生を回避するために必要な抑制量の合計値を抑制前の計画潮流の値に応じて按分した値とする。なお、抑制量の算出に<u>あ</u>たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。	(混雑処理における抑制順位) 第143条の2 本機関は、混雑処理に<u>当</u>たっては、次の各号の順にしたがって、計画潮流を抑制するものとする。なお、次の各号に該当する計画潮流が複数存在するときは、当該計画潮流間の抑制順位は同順位として取り扱う。 一・二 (略) 2 同じ抑制順位の計画潮流の抑制量は、混雑の発生を回避するために必要な抑制量の合計値を抑制前の計画潮流の値に応じて按分した値とする。なお、抑制量の算出に<u>当</u>たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。								
(緊急時の混雑処理方法) 第143条の4 本機関は、第127条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるときは、第143条の2に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。<u>但し</u>、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。	(緊急時の混雑処理方法) 第143条の4 本機関は、第127条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるときは、第143条の2に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。<u>ただし</u>、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。								
(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認) 第144条 (略) 一 次条各号に掲げる電源等であること 二 電源等保有者が、送配電等業務指針に定める承認を受けた電源等の取扱いを遵守することが可能であること	(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認) 第144条 (略) 一 次条各号に掲げる電源等であること。<u>。</u> 二 電源等保有者が、送配電等業務指針に定める承認を受けた電源等の取扱いを遵守することが可能であること。<u>。</u>								

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
2 (略) (承認の対象とする電源等) 第144条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第1項の承認の対象とする。 一・二 (略) 三 電気の受給契約(前2号に掲げる電源に係る電気を含むものに限る。)又は当該受給契約に代わる同一事業者内の計画等 四・五 (略) (承認期間) 第144条の3 本機関は、承認電源等の承認期間を1年間(承認日が事業年度の途中にあつては当該事業年度の末日まで)とする。<u>但し</u>、第147条に定める定期審査の結果、承認内容の変更が必要と認めない限り、同一条件で延長されるものとする。 (需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用) 第152条 (略) 2 (略) 3 本機関は、緊急時において、前項第1号の説明を受け、又は第2号の承認を行う時間がないときは、直ちに一般送配電事業者たる会員によるマージン使用を承認する。<u>但し</u>、当該マージン使用の後、速やかに前項に準じてその妥当性を検証するものとする。 4 (略) 5 (略) (分析ツールの具備) 第154条 本機関は、<u>本章</u>各条の業務を行うため、系統安定度シミュレーションその他の分析ツール等を備える。 2 (略) (検討) 第155条 本機関は、連系統の柔軟な運用の実現を進めていくための運用容量等の設定、連系統利用管理の在り方、計画データの受け渡し方法をはじめ、連系統の管理に関する<u>本章</u>の規定の見直しを含めた継続的な検討を進める。 (作業停止計画の調整の実施) 第156条 (略) 2 本機関は、連系統の運用容量に影響を与える広域連系統等の作業停止計画(以下、<u>本章</u>において「広域調整対象作業停止計画」という。)の調整を行う。 (作業停止計画の原案の取得、共有) 第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11-2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。<u>但し</u>、第3号に掲げる流通設備については、発電契約者又は実同時同量の契約者(以下「発電計画提出者」という。)が希望した場合に限る。 一～三 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項に基づき作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作	2 (略) (承認の対象とする電源等) 第144条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第1項の承認の対象とする。 一・二 (略) 三 電気の受給契約(前各号に掲げる電源に係る電気を含むものに限る。)又は当該受給契約に代わる同一事業者内の計画等 四・五 (略) (承認期間) 第144条の3 本機関は、承認電源等の承認期間を1年間(承認日が事業年度の途中にあつては当該事業年度の末日まで)とする。<u>ただし</u>、第147条に定める定期審査の結果、承認内容の変更が必要と認めない限り、同一条件で延長されるものとする。 (需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用) 第152条 (略) 2 (略) 3 本機関は、緊急時において、前項第1号の説明を受け、又は<u>前項</u>第2号の承認を行う時間がないときは、直ちに一般送配電事業者たる会員によるマージン使用を承認する。<u>ただし</u>、当該マージン使用の後、速やかに前項に準じてその妥当性を検証するものとする。 4 (略) 5 (略) (分析ツールの具備) 第154条 本機関は、<u>この</u>章各条の業務を行うため、系統安定度シミュレーションその他の分析ツール等を備える。 2 (略) (検討) 第155条 本機関は、連系統の柔軟な運用の実現を進めていくための運用容量等の設定、連系統利用管理の在り方、計画データの受け渡し方法をはじめ、連系統の管理に関する<u>この</u>章の規定の見直しを含めた継続的な検討を進める。 (作業停止計画の調整の実施) 第156条 (略) 2 本機関は、連系統の運用容量に影響を与える広域連系統等の作業停止計画(以下、<u>この</u>章において「広域調整対象作業停止計画」という。)の調整を行う。 (作業停止計画の原案の取得、共有) 第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11-2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。<u>ただし</u>、第3号に掲げる流通設備については、発電契約者又は実同時同量の契約者(以下「発電計画提出者」という。)が希望した場合に限る。 一～三 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項に基づき作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)						
業停止計画提出者(但し、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び発電設備の保有者に限る。)と共有する。	業停止計画提出者(ただし、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び発電設備の保有者に限る。)と共有する。						
(作業停止計画の最終案の提出、承認) 第161条 (略) 2 (略) 3 本機関は、作業停止計画の最終案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、これを確認の上、承認する。但し、月間計画については、翌月分のみを承認する。	(作業停止計画の最終案の提出、承認) 第161条 (略) 2 (略) 3 本機関は、作業停止計画の最終案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、これを確認の上、承認する。ただし、月間計画については、翌月分のみを承認する。						
(作業停止計画の調整にあたっての考慮事項) 第163条 本機関は、第158条及び第160条に定める作業停止計画の調整にあたっては、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮する。	(作業停止計画の調整に当たっての考慮事項) 第163条 本機関は、第158条及び第160条に定める作業停止計画の調整に当たっては、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮する。						
(作業停止計画の提出省略時の手続) 第165条 本機関は、広域調整対象作業停止計画の提出がない場合は、当該広域調整対象作業停止計画に変更がないものとして、作業停止計画の調整を行う。但し、本機関が原案及び調整案の見直しを求めた場合はこの限りでない。	(作業停止計画の提出省略時の手続) 第165条 本機関は、広域調整対象作業停止計画の提出がない場合は、当該広域調整対象作業停止計画に変更がないものとして、作業停止計画の調整を行う。ただし、本機関が原案及び調整案の見直しを求めた場合はこの限りでない。						
(系統情報の公表) 第168条 (略) 2 前項により公表する情報の項目及び公表時期は、別表12-1に定めるところによる。 3 (略)	(系統情報の公表) 第168条 (略) 2 前項により公表する情報の項目のほか、国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮の上、本機関が必要と認める項目及び当該情報の公表時期等は、本機関の理事会において定め、その結果を公表する。 3 (略) (削除)						
別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の項目</th><th>公表時期 (更新周期)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) 系統の空容量、流通設備計画 ・ 系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図(特別高圧以上)(※1) ・ 流通設備建設計画(※2)</td><td>都度</td></tr> <tr> <td>(b) 需給関連情報 ・ 全国及び供給区域別の需給予想(送電端電力) 長期: 第3～10年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間: 第1～2年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間: 翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 週間: 翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日: 翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日: 当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・ 全国及び供給区域別の現在の需要電力実績等(※4) 当日: 当日、前日の需要実績カーブ、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数(50/60Hz代表地点の瞬時値) ・ 供給区域別の需要実績(1時間値)</td><td>長期: 毎年3月末日 年間: 毎年3月末日 月間: 毎月末日 週間: 毎週木曜日 翌日: 毎日(※3) 17時30分以降速やかに 当日: 都度 (需要実績カーブ: 5分周期) (需要予測及び実績グラフ: 1時間周期) (周波数現在値: 30秒周期) (周波数実績値 5分周期) 供給区域別の需要実績: 四半期毎 供給区域別の</td></tr> </tbody> </table>	情報の項目	公表時期 (更新周期)	(a) 系統の空容量、流通設備計画 ・ 系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図(特別高圧以上)(※1) ・ 流通設備建設計画(※2)	都度	(b) 需給関連情報 ・ 全国及び供給区域別の需給予想(送電端電力) 長期: 第3～10年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間: 第1～2年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間: 翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 週間: 翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日: 翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日: 当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・ 全国及び供給区域別の現在の需要電力実績等(※4) 当日: 当日、前日の需要実績カーブ、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数(50/60Hz代表地点の瞬時値) ・ 供給区域別の需要実績(1時間値)	長期: 毎年3月末日 年間: 毎年3月末日 月間: 毎月末日 週間: 毎週木曜日 翌日: 毎日(※3) 17時30分以降速やかに 当日: 都度 (需要実績カーブ: 5分周期) (需要予測及び実績グラフ: 1時間周期) (周波数現在値: 30秒周期) (周波数実績値 5分周期) 供給区域別の需要実績: 四半期毎 供給区域別の	
情報の項目	公表時期 (更新周期)						
(a) 系統の空容量、流通設備計画 ・ 系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図(特別高圧以上)(※1) ・ 流通設備建設計画(※2)	都度						
(b) 需給関連情報 ・ 全国及び供給区域別の需給予想(送電端電力) 長期: 第3～10年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間: 第1～2年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間: 翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 週間: 翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日: 翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日: 当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・ 全国及び供給区域別の現在の需要電力実績等(※4) 当日: 当日、前日の需要実績カーブ、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数(50/60Hz代表地点の瞬時値) ・ 供給区域別の需要実績(1時間値)	長期: 毎年3月末日 年間: 毎年3月末日 月間: 毎月末日 週間: 毎週木曜日 翌日: 毎日(※3) 17時30分以降速やかに 当日: 都度 (需要実績カーブ: 5分周期) (需要予測及び実績グラフ: 1時間周期) (周波数現在値: 30秒周期) (周波数実績値 5分周期) 供給区域別の需要実績: 四半期毎 供給区域別の						

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
・供給区域別の供給実績(電源種別、1時間値) (c)再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報(※5) ・出力抑制が行われた供給区域 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・出力抑制の給電指令が行われた出力の合計(時間帯ごと) ・出力抑制の理由(「下げ調整力不足」等の要因) (d)連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、計画潮流(※7) 長期:第3~10年度の各年度での平常系統における最大需要時の値(最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる) 年間:3か月先~第2年度末までの日別の昼間帯/夜間帯の値 月間:3週間先~2か月先までの日別の昼間帯/夜間帯の値 週間:3日先~2週間先までの30分ごとの値 翌々日:翌日~翌々日の30分ごとの値 当日~翌日:当日~翌日の30分ごとの値 実績:長期~当日の更新された最終の値 ・予想潮流(※8) 年間:3か月先~第2年度末までの各月平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 月間:3週間先~2か月先までの各週平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 週間:3日先~2週間先までの日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の最大発生時の計画値より算出した値 翌々日:翌日~翌々日の30分ごとの値 ・運用容量の決定要因(熱容量/同期安定性/電圧安定性/周波数維持面の区別) ・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等 ・各交直変換設備の利用に関する制約内容(交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約) (e)地内基幹送電線に関する情報(※9) ・予想潮流(※8) 長期:第5年度の最大需要時の系統図及び値 年間:第1年度の最大需要時の系統図及び値 ・運用容量 長期:第5年度の最大需要時の値 年間:第1年度の最大需要時の値 当日:当日の最大需要時の値 実績:当日の最大需要時の値 (f)連系線及び地内基幹送電線(※9)の作業停止計画、実績(※10) (申請者名、作業件名、作業開始・終了時刻(計画・実績)、連続/毎日の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中/作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分、変更理由) (g)連系線及び地内基幹送電線(※9)の潮流 (現在潮流[瞬時値]、潮流実績)	供給実績:四半期毎 出力抑制が行われた日の属する月の翌月 長期:毎年3月末日(※6) 年間:毎年3月15日(※6) 月間:毎月20日(※6) 週間:毎週木曜日(※6) 翌々日:前々日15時(※3) 当日~翌日:受給日の前日17時(※3) 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。 実績:翌日0時 交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。 長期:毎年3月末日 年間:毎年3月末日 当日:当日0時 実績:翌日0時 年間:毎年3月1日 月間:毎月20日 計画外:都度 (連系線:5分周期) (地内基幹送電線:30分周期)

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）				
<table border="1" data-bbox="152 92 1025 220"> <tr> <td data-bbox="152 92 779 165">(h)連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線（※9）の故障状況 （設備名、発生時刻、復旧状況、原因）</td><td data-bbox="779 92 1025 165">都度</td></tr> <tr> <td data-bbox="152 165 779 220">(i)接続検討の工事費負担金に含まれる送変電設備の標準的な単価（※11）</td><td data-bbox="779 165 1025 220">都度</td></tr> </table> （※1）「系統情報ガイドライン」による。 （※2）最新の供給計画において記載されているものとする。 （※3）公表の当日が休業日のときも、本表に定める公表時期のとおりとする。 （※4）全国計は、50／60Hzエリア別合計、9社合計及び10社合計 （※5）公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準ずる。また、当該公表があったときは、本機関が事後検証を行う。 （※6）長期～週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。 （※7）当日から翌日を対象とする。 （※8）第107条により提出を受けた計画に基づき想定した予想値とする。 （※9）電源線や専用線等については、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況を推測されるため、原則として公開しない。 （※10）作業開始・終了時刻の実績の公表は、連系線及び連系線の運用容量に影響を与える地内基幹送電線を対象とする。 （※11）一般送配電事業者が策定し、本機関が内容を確認の上、公表する。	(h)連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線（※9）の故障状況 （設備名、発生時刻、復旧状況、原因）	都度	(i)接続検討の工事費負担金に含まれる送変電設備の標準的な単価（※11）	都度	
(h)連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線（※9）の故障状況 （設備名、発生時刻、復旧状況、原因）	都度				
(i)接続検討の工事費負担金に含まれる送変電設備の標準的な単価（※11）	都度				
（システム利用状況のとりまとめ） 第171条 （略）	（システム利用状況の取りまとめ） 第171条 （略）				
（一般負担の限界の基準額） 第172条 （略） 一 過去の発電設備の設置を契機とした流通設備の増強等に必要となった費用の設備容量あたりの単価の分布（連系に至らなかった案件も含む。） 二～四 （略） 2 （略） 3 （略）	（一般負担の限界の基準額） 第172条 （略） 一 過去の発電設備の設置を契機とした流通設備の増強等に必要となった費用の設備容量当たりの単価の分布（連系に至らなかった案件も含む。） 二～四 （略） 2 （略） 3 （略）				
（緊急時の対応） 第175条 （略） 2 発令者は、理事長が<u>予め</u>指定した理事又は職員の上申を受けて態勢の発令を行い、態勢に応じた対応組織の設置を決定するとともに、会員に対し、防災業務計画に定めるところにより通知を行い、必要な対応を求める。 3 発令者又は本部長となるべき者に事故があるときは、理事長が<u>予め</u>指定した役員又は職員が代行する。 4 対応態勢が発令されたときは、本機関が行う大規模災害への対応に関する<u>一切</u>の業務は、警戒本部又は非常災害対応本部のもとで行う。 5 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に大規模災害への対応を行う。<u>但し</u>、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機の場合の措置を取ることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続を<u>取る</u>。 6 （略） 7 （略）	（緊急時の対応） 第175条 （略） 2 発令者は、理事長が<u>あらかじめ</u>指定した理事又は職員の上申を受けて態勢の発令を行い、態勢に応じた対応組織の設置を決定するとともに、会員に対し、防災業務計画に定めるところにより通知を行い、必要な対応を求める。 3 発令者又は本部長となるべき者に事故があるときは、理事長が<u>あらかじめ</u>指定した役員又は職員が代行する。 4 対応態勢が発令されたときは、本機関が行う大規模災害への対応に関する業務は、警戒本部又は非常災害対応本部のもとで行う。 5 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に大規模災害への対応を行う。<u>ただし</u>、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機の場合の措置を取ることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続を<u>とる</u>。 6 （略） 7 （略）				

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(送配電等業務指針の策定及び変更) 第 1 7 7 条 (略) 2 本機関が、送配電等業務指針を変更しようとするときは、法第 2 8 条の 4 6 第 1 項に基づき、経済産業大臣の認可を受ける。<u>但し</u>、同項に規定する経済産業省令で定める軽微な事項に係るものに該当する変更については、同条第 4 項に基づき、経済産業大臣へ届出を行う。 3 (略)	(送配電等業務指針の策定及び変更) 第 1 7 7 条 (略) 2 本機関が、送配電等業務指針を変更しようとするときは、法第 2 8 条の 4 6 第 1 項に基づき、経済産業大臣の認可を受ける。<u>ただし</u>、同項に規定する経済産業省令で定める軽微な事項に係るものに該当する変更については、同条第 4 項に基づき、経済産業大臣へ届出を行う。 3 (略)
(指導・勧告の実施) 第 1 7 9 条 (略) 一・二 (略) 三 第 1 9 章の苦情・相談対応及び第 2 0 章の紛争解決の業務において、必要なとき 四・五 (略) (新設) <u>六</u> 本規程に基づく要請又は調整に正当な理由なく応じないとき <u>七</u> 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき <u>八</u> 前各号の他、理事会が必要と認めるとき 2 (略)	(指導・勧告の実施) 第 1 7 9 条 (略) 一・二 (略) 三 第 1 9 章の苦情<u>及び</u>相談対応及び第 2 0 章の紛争解決の業務において、必要なとき 四・五 (略) <u>六</u> 第 5 章第 1 節の容量市場の運営業務において、電気供給事業者が第 3 2 条の 4 1 に規定するペナルティに従わないとき <u>七</u> 本規程に基づく要請又は調整に正当な理由なく応じないとき <u>八</u> 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき <u>九</u> 前各号の他、理事会が必要と認めるとき 2 (略)
(調査研究) 第 1 8 3 条 (略) 一～四 (略) 五 その他第 1 8 1 条の報告書を作成するために必要な事項 2 (略)	(調査研究) 第 1 8 3 条 (略) 一～四 (略) 五 その他第 1 8 1 条の<u>年次</u>報告書を作成するために必要な事項 2 (略)
(苦情及び相談対応) 第 1 8 4 条 (略) 2 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 8 号に基づき、電気供給事業者等から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者等への回答を含む必要な対応を速やかに行う。 3 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、前<u>2</u>項に準じて取り扱う。 4 (略) 5 前各項の苦情及び相談の内容のうち、法人等<u>および</u>個人が特定される情報については、秘密情報として適切に取り扱う。	(苦情及び相談対応) 第 1 8 4 条 (略) 2 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 8 号に基づき、電気供給事業者から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者等への回答を含む必要な対応を速やかに行う。 3 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、前<u>各</u>項に準じて取り扱う。 4 (略) 5 前各項の苦情及び相談の内容のうち、法人等<u>及び</u>個人が特定される情報については、秘密情報として適切に取り扱う。
(電子情報を交換するための標準規格の策定) 第 1 8 7 条 本機関は、会員その他の送電システムを利用する者（以下、<u>本章</u>において「システム利用者」という。）の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認められるときは、システム利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標準規格を策定する。 2 (略) 3 (略)	(電子情報を交換するための標準規格の策定) 第 1 8 7 条 本機関は、会員その他の送電システムを利用する者（以下、<u>この章</u>において「システム利用者」という。）の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認められるときは、システム利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標準規格を策定する。 2 (略) 3 (略)

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
附則 (連系統線の利用計画の登録移行) 第2条 本機関の成立の日の開始時点における第1年度から第10年度までの連系統線の利用計画(通告値を含む。以下この条において同じ。)については、一般社団法人電力系統利用協議会が本機関の成立の日の前日の終了時点において容量登録している利用計画及びその登録時刻を引き継ぐものとする。	附則 第2条 <u>削除</u>
附則 (平成29年9月6日) (施行期日) 第1条 (略) 2 前項にかかわらず、第2条(第2項第38号を除く。)、第17条、第107条(第1項本文、同項第3号及び第4号を除く。)、第123条の2、第125条、第126条、第128条から第130条まで、第133条から第153条(第3項を除く。)まで、第160条、第168条及び第179条(第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第2項を除く。)並びに附則第3条から第9条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日(但し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。 3 (略)	附則 (平成29年9月6日) (施行期日) 第1条 (略) 2 前項にかかわらず、第2条(第2項第38号を除く。)、第17条、第107条(第1項本文、同項第3号及び第4号を除く。)、第123条の2、第125条、第126条、第128条から第130条まで、第133条から第153条(第3項を除く。)まで、第160条、第168条及び第179条(第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第2項を除く。)並びに附則第3条から第9条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。 3 (略)
(経過措置可否判定) 第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。但し、経過措置の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定を行う。 2 (略) 3 (略)	(経過措置可否判定) 第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。ただし、経過措置の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定を行う。 2 (略) 3 (略)
(減少処理) 第8条 (略) 2 本機関は、登録時刻が遅い順に減少処理を行う。但し、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。 3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画の減少量の算出にあたっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。	(減少処理) 第8条 (略) 2 本機関は、登録時刻が遅い順に減少処理を行う。ただし、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。 3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画の減少量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)		
附則 (平成30年6月29日) (施行期日) 第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。<u>但し</u>、附則第2条から第4条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。	附則 (平成30年6月29日) (施行期日) 第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。<u>ただし</u>、附則第2条から第4条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。		
(新設)	附則 (年 月 日) (施行期日) 第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 2 前項にかかわらず、第32条の2から第32条の46、第35条及び第179条並びに附則第3条は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日 (ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。) から施行する。		
(新設)	(東北東京間連系線等の増強工事の特定負担者の約定結果の確認) 第2条 本機関は、平成30年9月30日以前に接続契約を締結した、東北東京間連系線のほか、関連する地内基幹送電線の増強工事の特定負担者の前日スポット市場での取引結果について、卸電力取引所から通知を受けるとともに、その内容を確認する。		
(新設)	(経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出) 第3条 本機関は、容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された発電設備等(以下「経過措置対象電源」という。)に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。 2 別表1の控除率は、容量オークションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、2030年度を実需給年度とする容量オークションの実施時に廃止する。 別表1 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出式 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>経過措置対象電源の容量 確保契約金額算出式</td><td> $\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額} = \text{容量確保契約容量} \times (1 \\ & - \text{控除率※1}) \times \text{約定価格} \end{aligned}$ </td></tr> </table> (※1) 本機関が別途定める。	経過措置対象電源の容量 確保契約金額算出式	$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額} = \text{容量確保契約容量} \times (1 \\ & - \text{控除率※1}) \times \text{約定価格} \end{aligned}$
経過措置対象電源の容量 確保契約金額算出式	$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額} = \text{容量確保契約容量} \times (1 \\ & - \text{控除率※1}) \times \text{約定価格} \end{aligned}$		

経済産業省

官 印 省 略
20190605資第60号
令和元年6月11日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

送配電等業務指針の変更認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の46第1項後段に規定する送配電等業務指針の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第 12（第 13 条関係）

送配電等業務指針変更認可申請書

令和元年 6 月 5 日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推

理 事 長 金 本 良

住 所 東京都江

— 2 — 1 5

電気事業法第 28 条の 4 第 1 項後段の規定に基づき、送配電等業務指針の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙 1 のとおり。
- 2 変更しようとする年月日
経済産業大臣の認可を受けた日。
- 3 変更しようとする理由
容量市場の導入等のため。
- 4 送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙 2 のとおり。



電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変 更 前 (変更点に下線)

平成27年4月28日施行
平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更
平成28年10月18日変更
平成29年4月1日変更
平成29年9月6日変更
平成30年6月29日変更
平成30年10月1日変更
平成31年4月1日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変 更 後 (変更点に下線)

平成27年4月28日施行
 年 月 日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	<u>(変更履歴)</u> <u>平成27年4月28日施行</u> <u>平成27年8月31日変更</u> <u>平成28年4月1日変更</u> <u>平成28年7月11日変更</u> <u>平成28年10月18日変更</u> <u>平成29年4月1日変更</u> <u>平成29年9月6日変更</u> <u>平成30年6月29日変更</u> <u>平成30年10月1日変更</u> <u>平成31年4月1日変更</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)																
(供給区域需要の想定) 第4条 一般送配電事業者は、需要想定要領に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域の供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。 一・二 (略) 2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定にあたっては、本機関が業務規程第22条第2項に基づき公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、過去の需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うにあたり必要となる事項を考慮しなければならない。 3 (略) (供給区域需要の想定の検証) 第5条 一般送配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する気温等による影響量に関する情報を提出しなければならない。 一・二 (略) 三 当年度の夏季最大需要電力 毎年10月末日。但し、冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、冬季最大需要電力に関する提出期限を毎年翌年度5月末日とする。 (新設) 2 一般送配電事業者は、別表2-1のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。但し、本機関の要請があった場合には、別表2-1に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検証の対象とする。 3 一般送配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気温、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。 4 (略) 一 (略) 二 最大需要電力に関する検証結果 毎年10月末日。但し、冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、毎年5月末日とする。 (新設) 5 (略) 別表2-1 検証する需要想定と比較対象とする需要実績 <table border="1"> <tr> <th>比較対象とする需要実績</th><th>検証する需要想定</th></tr> <tr> <td>前年度の需要電力量</td><td>前年度計画の第1年度</td></tr> <tr> <td>当年度の夏季最大3日平均電力</td><td>当年度計画の第1年度</td></tr> <tr> <td>前年度の冬季最大3日平均電力(※)</td><td>前年度計画の第1年度</td></tr> </table> (※) 冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域のみ対象とする。	比較対象とする需要実績	検証する需要想定	前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度	当年度の夏季最大3日平均電力	当年度計画の第1年度	前年度の冬季最大3日平均電力(※)	前年度計画の第1年度	(供給区域需要の想定) 第4条 一般送配電事業者は、需要想定要領に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。 一・二 (略) 2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定にあたっては、本機関が業務規程第22条第2項に基づき公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うにあたり必要となる事項を考慮しなければならない。 3 (略) (供給区域需要の想定の検証) 第5条 一般送配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する気象等による影響量に関する情報を提出しなければならない。 一・二 (略) 三 当年度の夏季最大需要電力 毎年10月末日 四 前年度の冬季最大需要電力 毎年5月末日 2 一般送配電事業者は、別表2-1のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。ただし、本機関の要請があった場合には、別表2-1に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検証の対象とする。 3 一般送配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気象、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。 4 (略) 一 (略) 二 当年度の夏季最大需要電力に関する検証結果 毎年10月末日。 三 前年度の冬季最大需要電力に関する検証結果 毎年5月末日 5 (略) 別表2-1 検証する需要想定と比較対象とする需要実績 <table border="1"> <tr> <th>比較対象とする需要実績</th><th>検証する需要想定</th></tr> <tr> <td>前年度の需要電力量</td><td>前年度計画の第1年度</td></tr> <tr> <td>当年度の夏季最大需要電力</td><td>当年度計画の第1年度</td></tr> <tr> <td>前年度の冬季最大需要電力</td><td>前年度計画の第1年度</td></tr> </table>	比較対象とする需要実績	検証する需要想定	前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度	当年度の夏季最大 需要 電力	当年度計画の第1年度	前年度の冬季最大 需要 電力	前年度計画の第1年度
比較対象とする需要実績	検証する需要想定																
前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度																
当年度の夏季最大3日平均電力	当年度計画の第1年度																
前年度の冬季最大3日平均電力(※)	前年度計画の第1年度																
比較対象とする需要実績	検証する需要想定																
前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度																
当年度の夏季最大 需要 電力	当年度計画の第1年度																
前年度の冬季最大 需要 電力	前年度計画の第1年度																
(小売需要の想定) 第6条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者(以下「小売電気事業者等」という。)は、需要想定要領に基づき、小売供給を行う相手方の需要(以下、本章において「小売需要」という。)の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。 2 小売電気事業者等は、小売需要の想定にあたっては、第4条第2項に定める事由のほか電源の調達計画、販売計画等を考慮しなければならない。	(小売需要の想定) 第6条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者(以下「小売電気事業者等」という。)は、需要想定要領に基づき、小売供給を行う相手方の需要(以下、<u>この章</u>において「小売需要」という。)の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。 2 小売電気事業者等は、小売需要の想定にあたっては、第4条第2項に定める事由のほか電源の調達計画、販売計画等を考慮しなければならない。																

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(供給計画の案の調整等における考慮事項) 第 1 3 条 (略) 一 (略) ア・イ (略) ウ 国の定めるガイドライン及び記載要領（以下「供給計画ガイドライン等」という。）に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が<u>有るか否か</u> エ 需給バランス評価の結果、需要に対して必要な供給力になっているか<u>否か</u> オ・カ (略) 二 (略) ア 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法における著しく不合理な点が<u>有るか否か</u> イ・ウ (略) 三 (略) ア (略) イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が<u>有るか否か</u> ウ・エ (略) 四 (略)	(供給計画の案の調整等における考慮事項) 第 1 3 条 (略) 一 (略) ア・イ (略) ウ 国の定めるガイドライン及び記載要領（以下「供給計画ガイドライン等」という。）に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか エ 需給バランス評価の結果、需要に対して必要な供給力になっているか<u>どうか</u> オ・カ (略) 二 (略) ア 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法における著しく不合理な点が<u>あるかどうか</u> イ・ウ (略) 三 (略) ア (略) イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が<u>あるかどうか</u> ウ・エ (略) 四 (略)
(供給計画の取りまとめ等に関する本機関への協力) 第 1 5 条 (略) 2 電気供給事業者は、業務規程第 2 8 条第 3 項に基づき、本機関から需給バランス評価にあたって、必要な情報の提供その他の協力を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。	(供給計画の取りまとめ等に関する本機関への協力) 第 1 5 条 (略) 2 電気供給事業者は、業務規程第 2 8 条第 3 項に基づき、本機関から需給バランス評価に当たって、必要な情報の提供その他の協力を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
第 4 章 電源入札等	第 4 章 <u>容量市場及び電源入札等</u>
(新設)	第 1 節 <u>容量市場</u>
(新設)	(<u>容量市場システムの利用</u>) 第 1 5 条の 2 <u>容量市場システムを通じて行うことができる業務は、容量市場に関連する次の各号に掲げる業務とする。</u> <u>一 事業者情報の登録、変更、取消</u> <u>二 電源等情報の登録、変更、取消</u> <u>三 期待容量の登録、変更、取消</u> <u>四 容量オークションへの応札情報の登録、変更、取消</u> <u>五 本機関との間で締結した容量確保契約に関連する情報の確認及び資料の提出</u> <u>六 差替先電源等情報の登録、変更、取消</u> <u>七 本機関から通知、公表される容量市場に関連する情報の確認</u> <u>八 その他容量市場に関連する業務</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	(マニュアルの遵守等) <u>第15条の3 市場参加資格事業者は、本機関が業務規程第32条の4に基づき作成する容量市場システムマニュアル及び業務規程第32条の5に基づき策定する容量市場業務マニュアルを遵守しなければならない。</u>
(新設)	(容量オークションの参加の条件) <u>第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号に基づき本機関が実施するメインオークションへの参加の条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)</u> 一 次のアからエのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「安定電源提供者」という。)であること。 ア 水力電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。) イ 火力電源 ウ 原子力電源 エ 再生可能エネルギー電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。) 二 次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「変動電源提供者」という。)であること。 ア 水力電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。) イ 再生可能エネルギー電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。) 三 次のアからウのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼(電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。)等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(ただし、複数の電源等を組み合わせて供給力を提供する場合に同一供給区域に属しているものに限る。)を提供する事業者(以下「発動指令電源提供者」という。)であること。 ア 安定的に電気を供給することが困難な発電用の自家用電気工作物等 イ 需要に対する特定抑制依頼 ウ 期待容量が1,000キロワット未満の発電設備等 2 業務規程第32条の2第2号に基づき本機関が実施する追加オークションへの参加の条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。) 一 業務規程第32条の2第2号アに基づき調達オークションを実施する場合 次のアからウに掲げる事業者であって、同アからウに記載する条件を満たしていること。 ア 前項第1号から第3号のいずれかに該当する事業者 調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに応札し、落札できなかったこと、又は、新設等やむを得ない事由により当該調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに参加できなかったこと(ただし、前項第3号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。) イ 発電用の自家用電気工作物の供給力を提供する安定電源提供者 本機関との間で調達オークションの実需給年度を対象とする容量確保契約を締結しており、当該容量確保契約の締結時点から発電販売計画の見通しが明確になったこと等によって、当該容量確保契約の容量確保契約容量を超過する供給力を提供できるようになったこと。 ウ 発動指令電源提供者 本機関との間で調達オークションの実需給年度を対象とする容量確保

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
	<u>契約を締結しており、実効容量が容量確保契約容量を超過したこと。</u> <u>二 業務規程第３２条の２第２号イに基づきリリースオークションを実施する場合 前項第１号から第３号のいずれかに該当する事業者が当該リリースオークションの実需給年度を対象とするメインオークションで落札し、容量提供事業者になっていること（ただし、前項第３号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。</u>
(新設)	<u>(市場参加資格事業者の基本情報の登録申込み)</u> <u>第１５条の５ 市場参加資格事業者は、本機関による容量オークションの募集への応札を希望する場合は、事前に、次の各号に掲げる市場参加資格事業者の基本情報の登録申込みを行わなければならない。</u> <u>一 事業者情報の登録</u> <u>二 電源等情報の登録</u> <u>２ 一般送配電事業者は、本機関から電源等情報の登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</u>
(新設)	<u>(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込み)</u> <u>第１５条の６ 市場参加資格事業者は、容量市場システムに登録した市場参加資格事業者の基本情報の内容に変更が生じ、又は基本情報を取り消す場合には、本機関へ速やかに変更又は取消の申込みを行わなければならない。</u> <u>２ 一般送配電事業者は、本機関から電源等情報の変更又は取消の手続きに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</u>
(新設)	<u>(メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順)</u> <u>第１５条の７ メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>一 メインオークション募集要綱の策定及び公表 本機関は、業務規程第３２条の１２に基づき、メインオークション募集要綱を策定し、公表する。</u> <u>二 メインオークション需要曲線の策定及び公表 本機関は、業務規程第３２条の１３に基づき、メインオークション需要曲線を策定し、公表する。</u> <u>三 期待容量の登録 メインオークションへの応札を希望する市場参加資格事業者は、メインオークション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの受付期間において、期待容量の登録を行う。なお、期待容量の登録後、期待容量の受付期間中に限り、期待容量の変更又は取消の申込みを行うことができる。</u> <u>四 応札 メインオークション参加資格事業者は、メインオークション募集要綱に定める応札の受付期間において、応札情報を提出する。なお、応札情報の提出後、応札の受付期間中に限り、応札情報の変更又は取消を行うことができる。</u>
(新設)	<u>(期待容量の審査の協力)</u> <u>第１５条の８ 会員は、本機関から期待容量の登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</u>
(新設)	<u>(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</u> <u>第１５条の９ 第１５条の７の規定は、調達オークションの場合に準用する（ただし、第１５条の７条第２号は除く。）。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。</u> <u>２ 第１５条の４第２項第１号アに該当する事業者のうち、メインオークションに応札し、落札できない</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<u>かった安定電源提供者及び変動電源提供者は、メインオークションへの応札の際に登録した期待容量の変更を行うことができない。</u>
(新設)	<u>(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</u> 第15条の10 第15条の7の規定は、リリースオークションの場合に準用する(ただし、第15条の7第2号及び第3号は除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「リリースオークション」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。
(新設)	<u>(容量確保契約の変更又は解約に応じる義務)</u> 第15条の11 容量提供事業者は、業務規程第32条の19第3項に基づき、本機関から容量確保契約の変更又は解約の要請を受けた場合は、これに応じなければならない。
(新設)	<u>(供給力確認対象事業者の条件)</u> 第15条の12 業務規程第32条の24第1項に定める供給力確認対象事業者の条件は、次の各号に定めるとおりとする。 一 メインオークションの落札後、本機関との間で容量確保契約を締結し、容量提供事業者となった発動指令電源提供者 二 調達オークションへの参加を希望する発動指令電源提供者
(新設)	<u>(電源等リストの登録の申込み)</u> 第15条の13 供給力確認対象事業者は、本機関が定める電源等リストの登録申込みの受付期間において、電源等リストの登録の申込みを行わなければならない。 2 一般送配電事業者は、本機関から電源等リストの登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。 3 供給力確認対象事業者は、電源等リストの作成に当たっては、業務規程第32条の24第3項に基づき本機関が作成した様式を使用しなければならない。 4 一般送配電事業者は、本機関から登録又は変更された電源等リストの情報(ただし、発電所又は需要家の名称等は除く。)の提供を受ける。
(新設)	<u>(電源等リストの変更又は取消の申込み)</u> 第15条の14 供給力確認対象事業者は、次の各号に掲げる期間においてのみ、電源等リストの変更又は取消の申込みを行うことができる。 一 電源等リストの登録申込みの受付期間中 二 実需給年度の開始直前の本機関が別途定める一定の受付期間中 三 実需給年度中
(新設)	<u>(実効性テストの手順)</u> 第15条の15 実効性テストの手順は次の各号に掲げるとおりとする。 一 実効性テストの実施日程の報告 テスト対象事業者は、本機関の要請に基づき、協力一般送配電事業者との間で実効性テストの実施日程を調整し、確定した実施日程を本機関へ報告する。 二 実効性テストの実施 テスト対象事業者は、前号に基づき本機関に報告した実施日程において、実効性テストを実施する。 三 実効性テスト結果の提出 テスト対象事業者は、実効性テストの実施後、本機関の要請に基づき、実効性テスト結果を本機関へ提出する。 2 前項の規定にかかわらず、テスト対象事業者は、業務規程第32条の33に定める条件を満たす場合、前項各号の手続を省略することができる。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	3 テスト対象事業者は、第1項第3号の実効性テスト結果を記録するに当たっては、業務規程第32条の29第2項に基づき本機関が作成した様式を使用しなければならない。 (実効性テストの実施の協力) 第15条の16 協力一般送配電事業者は、本機関からの要請に基づき、次の各号に掲げる、テスト対象事業者による実効性テストの実施に関する事項について協力しなければならない。 一 テスト対象事業者との実効性テストの実施日程の調整 二 実効性テスト結果の確認 三 その他実効性テストの実施に関し必要な事項
(新設)	(アセスメント) 第15条の17 本機関が業務規程第32条の34に基づき容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。 一 電源等リストの確認 第15条の12第1号に定める供給力確認対象事業者に対し電源等リストの提出を求め、当該電源等リストの内容の確認を行う。 二 実効性テスト結果の確認 実需給年度開始の2年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。 三 電源等情報の登録及び期待容量の登録時における未確定事項の確認 電源等情報の登録及び期待容量の登録時において、未確定事項がある容量提供事業者に対し、実需給年度開始までに当該事項の確認を行う。 四 F I T電源該当有無の確認 登録された電源等情報に対し、随時、F I T電源の該当有無の確認を行う (国に対し、必要な情報の提供を求める)。 五 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウの手順により行う。 ア 本機関は、別表8-4に掲げる一般送配電事業者から毎週木曜日に提出される供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画 (週間計画) に基づき、翌週月曜日から金曜日までの全国及び供給区域における需給ひっ迫のおそれの有無を確認する。 イ 本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等を確認する。 ウ 本機関は、イで確認したアセスメントの結果を容量提供事業者に通知する。 2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、前項のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。 3 一般送配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第32条の20第3項に基づき、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。
(新設)	(差替先電源等情報の登録の条件) 第15条の18 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。 一 第15条の4第2項第1号ア又はイに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること (ただし、差替後の発電設備等も含む。)、又は、調達オークションに応札され、落札されていないこと。 二 対象とする実需給年度に応じた期待容量が登録されていること。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<u>2 差替先電源等提供者が発動制約電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</u> 一 第15条の4第2項第1号ウに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること（ただし、差替後の電源等リストも含む）、又は、調達オークションに応札され、落札されていないこと。 二 電源等リストの登録又は実効性テスト結果の提出により、対応する実需給年度に応じた期待容量が確定していること。 3 差替先電源等提供者は、差替先電源等情報を登録するに先立ち、期待容量の登録申込みを行わなければならない。 4 差替先電源等提供者は、容量市場システムに登録した差替先電源等情報の変更又は取消が必要になった場合は、適切に変更又は取消を行わなければならない。
(新設)	(電源等差替) 第15条の19 容量提供事業者は、次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、電源等差替の登録の申込みを行うことができる。 一 電源等差替の相手方が容量市場システムに登録されている差替先電源等であること。 二 差替先電源等提供者との合意が得られていること。
(新設)	第2節 電源入札等
(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項) 第17条 (略) 一 (略) 二 (略) ア 小売電気事業者等（全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下本条で同じ。）の供給力の確保状況 イ・ウ (略) 三・四 (略) (新設)	(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項) 第17条 (略) 一 (略) 二 (略) ア 小売電気事業者等（全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下、この条で同じ。）の供給力の確保状況 イ・ウ (略) 三・四 (略) <u>五 容量市場における供給力の確保状況（特別オークションが実施された場合に限る。）</u>
(電源入札等の基本要件の記載事項) 第18条 (略) 一・二 (略) 三 電源入札等の対象となる電源（発電用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く） 四～七 (略) 八 電源入札等補填金の<u>支払</u>条件 九～十一 (略) 十二 その他電源入札等を実施するに<u>あたり</u>必要となる事項	(電源入札等の基本要件の記載事項) 第18条 (略) 一・二 (略) 三 電源入札等の対象となる電源（発電用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く。） 四～七 (略) 八 電源入札等補填金の<u>交付</u>条件 九～十一 (略) 十二 その他電源入札等を実施するに<u>当たり</u>必要となる事項
(電源入札等の応募者の条件) 第19条 電気供給事業者（<u>電気供給事業者になろうとする者を含む。以下、本章において同じ。</u>）は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第38条に基づく本機関の募集に対して応募することができる。 一 発電用電気工作物を維持し、運用することができる技術力があること 二 電源維持運用業務にかかる費用（電源入札補填金は除く。）を負担する意思及び能力があること	(電源入札等の応募者の条件) 第19条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第38条に基づく本機関の募集に対して応募することができる。 一 発電用電気工作物を維持し、運用することができる技術力があること。 二 電源維持運用業務にかかる費用（電源入札補填金は除く。）を負担する意思及び能力があること。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
三 供給力を提供する期間において、継続的に供給力を提供する意思及び能力があること 四 <u>電気事業法</u>その他の法令が遵守できること 五 その他の電源入札等の基本要件に定める条件を満たしていること	三 供給力を提供する期間において、継続的に供給力を提供する意思及び能力があること。 四 <u>法</u>その他の法令が遵守できること。 五 その他の電源入札等の基本要件に定める条件を満たしていること。
(電源維持運用者の募集の手順) 第 2 1 条 (略) 一 (略) 二 募集要綱の策定・公表 本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の支払条件、電源維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定にあたっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第 5 条第 2 項に基づき、公表する内容を検討するものとする。 三・四 (略)	(電源維持運用者の募集の手順) 第 2 1 条 (略) 一 (略) 二 募集要綱の策定・公表 本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の交付条件、電源維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定に当たっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第 5 条第 2 項に基づき、公表する内容を検討するものとする。 三・四 (略)
(応募者の評価項目) 第 2 2 条 (略) 一～五 (略) 六 経済性 工事費（系統増強に係る工事費を含む）、燃料費、修繕費等 七・八 (略)	(応募者の評価項目) 第 2 2 条 (略) 一～五 (略) 六 経済性 工事費（系統増強に係る工事費を含む₂）、燃料費、修繕費等 七・八 (略)
(調整力の確保) 第 2 5 条 一般送配電事業者は、系統運用（第 1 5 0 条に定める。）に必要な調整力を<u>予め</u>確保するよう努める。 2 (略)	(調整力の確保) 第 2 5 条 一般送配電事業者は、系統運用（第 1 5 0 条に定める。）に必要な調整力を<u>あらかじめ</u>確保するよう努める。 2 (略)
(落札者との契約の締結) 第 2 9 条 一般送配電事業者と落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要綱又は落札結果等にしがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。<u>但し</u>、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。	(落札者との契約の締結) 第 2 9 条 一般送配電事業者と落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要綱又は落札結果等にしがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。<u>ただし</u>、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。
(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件) 第 3 3 条 業務規程第 5 1 条第 1 号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。<u>但し</u>、業務規程第 5 2 条第 2 項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。 一 (略) ア 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより一般送配電事業者の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障（<u>但し</u>、電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が終了した場合を除く。以下「供給支障」という。）が発生した場合	(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件) 第 3 3 条 業務規程第 5 1 条第 1 号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。<u>ただし</u>、業務規程第 5 2 条第 2 項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。 一 (略) ア 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより一般送配電事業者の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障（<u>ただし</u>、電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が終了した場合を除く。以下「供給支障」という。）が発生した場合

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
イ (略) 二 (略) ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去 1 年間に運用容量に対する空容量が 5 % 以下となった時間数が、過去 1 年間の総時間数の 2 0 % 以上となった場合。<u>但し</u>、連系線の空容量の算定に<u>あ</u>たっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う (以下、エにおいて同じ。) イ・ウ (略) エ 電気供給事業者の増強ニーズ 複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者 (但し、電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者である場合は、接続検討の回答を得ている者に限る。) から過去 3 年以内に受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス (<u>但し</u>、広域連系系統の増強に至らなかったものに限る。) において定めた基本要件の増強容量を超過した場合 オ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第 9 1 条第 1 項により一般送配電事業者から広域連系系統の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である広域連系系統が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めたとき。<u>但し</u>、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く カ (略) 2 本機関は、前項第 2 号の要件適合性を判定するに際し、災害による流通設備の故障、流通設備の長期間の作業停止その他の当該期間においてのみ偶発的に発生し、当該期間以降に継続的に発生することが見込まれない事象の影響が認められる場合は、当該影響を<u>控除</u>の上、要件適合性を判定するものとする。 3 (略) 4 (略)	イ (略) 二 (略) ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去 1 年間に運用容量に対する空容量が 5 % 以下となった時間数が、過去 1 年間の総時間数の 2 0 % 以上となった場合。<u>ただし</u>、連系線の空容量の算定に<u>当</u>たっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う (以下、エにおいて同じ。) イ・ウ (略) エ 電気供給事業者の増強ニーズ 複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者 (<u>ただし</u>、電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者である場合は、接続検討の回答を得ている者に限る。) から過去 3 年以内に受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス (<u>ただし</u>、広域連系系統の増強に至らなかったものに限る。) において定めた基本要件の増強容量を超過した場合 オ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第 9 1 条第 1 項により一般送配電事業者から広域連系系統の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である広域連系系統が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めたとき。<u>ただし</u>、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。 カ (略) 2 本機関は、前項第 2 号の要件適合性を判定するに際し、災害による流通設備の故障、流通設備の長期間の作業停止その他の当該期間においてのみ偶発的に発生し、当該期間以降に継続的に発生することが見込まれない事象の影響が認められる場合は、当該影響を<u>除外</u>の上、要件適合性を判定するものとする。 3 (略) 4 (略)
(広域系統整備に関する提起することができる電気供給事業者) 第 3 4 条 (略) 一 (略) 二 (略) ア 既設の電源 (<u>但し</u>、最大受電電力を増加させる場合を除く。) を用いた広域的な電力取引を希望していること イ 拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計が 1 万キロワット以上であること。 ウ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること 三 電源設置に関する提起 次のアからエを満たしていること ア 設置しようとする電源 (既設の電源の最大受電電力を増加させる場合を含む。以下<u>本条</u>において同じ。) により、広域的な電力取引を行おうとしていること イ 設置しようとする電源に関し、接続検討の回答を得ていること (連系ができない旨の回答である場合を含む。) ウ 設置しようとする電源の出力の合計 (<u>但し</u>、既設の電源の最大受電電力を増加させる場合は、拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計とする。) が 1 万キロワット以上であること	(広域系統整備に関する提起することができる電気供給事業者) 第 3 4 条 (略) 一 (略) 二 (略) ア 既設の電源 (<u>ただし</u>、最大受電電力を増加させる場合を除く。) を用いた広域的な電力取引を希望していること。 イ 拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計が 1 万キロワット以上であること。 ウ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること。 三 電源設置に関する提起 次のアからエを満たしていること。 ア 設置しようとする電源 (既設の電源の最大受電電力を増加させる場合を含む。以下、<u>この条</u>において同じ。) により、広域的な電力取引を行おうとしていること。 イ 設置しようとする電源に関し、接続検討の回答を得ていること (連系ができない旨の回答である場合を含む。) ウ 設置しようとする電源の出力の合計 (<u>ただし</u>、既設の電源の最大受電電力を増加させる場合は、拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計とする。) が 1 万キロワット以上であること。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
エ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること 2 (略)	エ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること。 2 (略)
(広域系統整備に関する提起等) 第35条 (略) 2 (略) 3 (略) 一 (略) 二 検討提起者の地位の承継(但し、新たに提起者となる者が広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思を有しており、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。) 三～五 (略)	(広域系統整備に関する提起等) 第35条 (略) 2 (略) 3 (略) 一 (略) 二 検討提起者の地位の承継(ただし、新たに提起者となる者が広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思を有しており、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。) 三～五 (略)
(電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続) 第36条 業務規程第51条第2号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。<u>但し</u>、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。 一 安定供給に関する提起 広域系統整備に関する提起の内容を確認し、第33条第1項第1号に掲げる安定供給の観点から検討する必要があると認められること 二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起 次のアからウを満たすこと ア 検討提起者が希望する電力取引の量が広域連系系統の既設設備において送電できる電力の容量を1万キロワット以上超過すること イ 検討提起者が、本機関が業務規程第59条に基づいて決定する費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること ウ 整備の検討の対象となる流通設備が、広域連系系統に該当すること	(電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続) 第36条 業務規程第51条第2号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。<u>ただし</u>、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。 一 安定供給に関する提起 広域系統整備に関する提起の内容を確認し、第33条第1項第1号に掲げる安定供給の観点から検討する必要があると認められること。 二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起 次のアからウを満たすこと。 ア 検討提起者が希望する電力取引の量が広域連系系統の既設設備において送電できる電力の容量を1万キロワット以上超過すること。 イ 検討提起者が、本機関が業務規程第59条に基づいて決定する費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること。 ウ 整備の検討の対象となる流通設備が、広域連系系統に該当すること。
(計画策定プロセスの進め方の決定) 第38条 (略) 一 (略) ア 過去の検討案件との照合確認 新規の計画策定プロセスに係る案件(以下「新規検討案件」という。)と、過去の計画策定プロセスにより検討を行った案件(但し、広域系統整備計画の決定に至らなかった案件に限る。)との間の検討開始の理由及び内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該案件の検討を行った時からの状況の変化の有無及び程度 イ (略) 二・三 (略) 2 (略) 3 本機関は、電気供給事業者の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、業務規程第55条第1項に掲げる事項を当該電気事業者に書面で通知する。 4 (略)	(計画策定プロセスの進め方の決定) 第38条 (略) 一 (略) ア 過去の検討案件との照合確認 新規の計画策定プロセスに係る案件(以下「新規検討案件」という。)と、過去の計画策定プロセスにより検討を行った案件(<u>ただし</u>、広域系統整備計画の決定に至らなかった案件に限る。)との間の検討開始の理由及び内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該案件の検討を行った時からの状況の変化の有無及び程度 イ (略) 二・三 (略) 2 (略) 3 本機関は、電気供給事業者の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、業務規程第55条第1項に掲げる事項を当該電気供給事業者に書面で通知する。 4 (略)

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(基本要件等の決定) 第 3 9 条 本機関は、前条第 1 項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要があると判断した場合は、広域系統整備の基本要件及び受益者の検討に<u>あたり</u>、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。 一～六 (略) 2 (略) 一 検討提起者の意見 (第 4 0 条第 2 号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る) 二 国の要請の内容 (第 4 0 条第 3 号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る) 三 (略) 3 (略)	(基本要件等の決定) 第 3 9 条 本機関は、前条第 1 項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要があると判断した場合は、広域系統整備の基本要件及び受益者の検討に<u>当たり</u>、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。 一～六 (略) 2 (略) 一 検討提起者の意見 (業務規程第 5 1 条第 2 号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る。) 二 国の要請の内容 (業務規程第 5 1 条第 3 号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る。) 三 (略) 3 (略)
(電気供給事業者の募集及び応募等の手続) 第 4 0 条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 一 (略) 二 応募者の地位の承継 (但し、新たに応募者となる者が費用負担の意思を有することを明らかにするとともに、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。) 三～五 (略)	(電気供給事業者の募集及び応募等の手続) 第 4 0 条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 一 (略) 二 応募者の地位の承継 (<u>ただし</u>、新たに応募者となる者が費用負担の意思を有することを明らかにするとともに、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。) 三～五 (略)
(実施案等の募集の実施) 第 4 3 条 (略) 一 (略) 二 公募要項の策定・公表 本機関は、第 3 9 条により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に<u>あた</u>っては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第 5 条第 2 項に基づき、公表する内容を検討するものとする。 三・四 (略) 五 応募意志を有する事業者が不在の場合の対応 本機関は、前号による確認の結果、応募資格を満たす事業者 (以下「有資格事業者」という。)がない場合には、実施案の募集を取り止める。この場合には、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。但し、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。 六 (略)	(実施案等の募集の実施) 第 4 3 条 (略) 一 (略) 二 公募要項の策定・公表 本機関は、第 3 9 条により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に<u>当</u>たっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第 5 条第 2 項に基づき、公表する内容を検討するものとする。 三・四 (略) 五 応募意志を有する事業者が不在の場合の対応 本機関は、前号による確認の結果、応募資格を満たす事業者 (以下「有資格事業者」という。)がない場合には、実施案の募集を取り止める。この場合には、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。<u>た</u>だし、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。 六 (略)

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)																																
七 応募に必要な情報の提供 本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次のア～キに掲げる情報の提供の依頼があった場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。 ア～キ (略) 八 (略)	七 応募に必要な情報の提供 本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次のアからキに掲げる情報の提供の依頼があった場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。 ア～キ (略) 八 (略)																																
(実施案及び事業実施主体の評価方法) 第46条 (略) 一～六 (略) 七 その他実施案の妥当性を評価するにあたって必要な事項 2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。<u>但し</u>、軽微な修正については、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。 3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。<u>但し</u>、実施案を改善する場合であって、広域系統整備委員会において認められたときは、この限りでない。 4 (略)	(実施案及び事業実施主体の評価方法) 第46条 (略) 一～六 (略) 七 その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項 2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。<u>ただし</u>、軽微な修正については、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。 3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。<u>ただし</u>、実施案を改善する場合であって、広域系統整備委員会において認められたときは、この限りでない。 4 (略)																																
(費用負担割合の決定) 第47条 (略) 2 (略) 3 本機関は、広域系統整備委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定の<u>うえ</u>、費用負担候補者に通知する。 4 (略) 別表6－1 広域系統整備の効果と受益者（費用負担者）に関する考え方の例（※） <table><tr><td></td><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td rowspan="5">(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td rowspan="5">(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(費用負担割合の決定) 第47条 (略) 2 (略) 3 本機関は、広域系統整備委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定の<u>上</u>、費用負担候補者に通知する。 4 (略) 別表6－1 広域系統整備の効果と受益者（費用負担者）に関する考え方の例（※） <table><tr><td></td><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td rowspan="5">(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td rowspan="5">(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)																															
(略)	(略)	(略)	(略)																														
	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
(略)	(略)	(略)	(略)																														
	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															

変 更 前 (変更点の下線)					変 更 後 (変更点の下線)				
		(略)	・(略) ・約定価格が高い供給区域が連系線の片側に限らない場合は、全国的なメリットがあるため全供給区域の需要者(但し、連系線で他の供給区域と接続されていない供給区域の需要者は除く。)				(略)	・(略) ・約定価格が高い供給区域が連系線の片側に限らない場合は、全国的なメリットがあるため全供給区域の需要者(ただし、連系線で他の供給区域と接続されていない供給区域の需要者は除く。)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)				(略)	(略)	
※ 広域系統整備の効果が複数認められる場合はそれらを複合的に勘案の <u>うえ</u> 、受益者を決定する。					※ 広域系統整備の効果が複数認められる場合はそれらを複合的に勘案の <u>上</u> 、受益者を決定する。				
(計画策定プロセスの延長時の扱い) 第50条 (略) 2 本機関は、検討提起者(但し、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)又は第37条に基づく検討の要請者、応募事業者(但し、応募を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。					(計画策定プロセスの延長時の扱い) 第50条 (略) 2 本機関は、検討提起者(ただし、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)又は第37条に基づく検討の要請者、応募事業者(ただし、応募を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。				
(流通設備の整備の検討の開始) 第54条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備(但し、連系線を除く。以下、本節において同じ。)の整備に関する検討を開始する。 一～四 (略)					(流通設備の整備の検討の開始) 第54条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備(ただし、連系線を除く。以下、この節において同じ。)の整備に関する検討を開始する。 一～四 (略)				
(流通設備の整備の完了時期) 第56条 (略) 一 電気事業法(昭和39年法律第170号)その他の法令に基づく手続に必要となる期間 二～七 (略)					(流通設備の整備の完了時期) 第56条 (略) 一 法その他の法令に基づく手続に必要となる期間 二～七 (略)				
(流通設備の整備の前提となる諸条件) 第57条 (略) 一 電気方式 ア 高圧及び特別高圧の場合 交流三相3線式とする。但し、交流三相3線式を採用することが技術上困難な場合、整備に要する費用がより低廉となる場合その他経済合理性が認められる場合は、直流方式を採用することができる。 イ (略) 二・三 (略) 四 中性点接地方式 ア (略) イ その他の交流系統 抵抗接地方式、リアクトル接地方式、又は非接地方式とする。但し、電力ケーブルを使用する場合、補償リアクトル接地方式の採用を検討する。接地インピーダンスは、故障時の過電圧の抑制と保護装置の確実な動作を考慮の上、決定する。 五 (略) ア (略)					(流通設備の整備の前提となる諸条件) 第57条 (略) 一 電気方式 ア 高圧及び特別高圧の場合 交流三相3線式とする。ただし、交流三相3線式を採用することが技術上困難な場合、整備に要する費用がより低廉となる場合その他経済合理性が認められる場合は、直流方式を採用することができる。 イ (略) 二・三 (略) 四 中性点接地方式 ア (略) イ その他の交流系統 抵抗接地方式、リアクトル接地方式、又は非接地方式とする。ただし、電力ケーブルを使用する場合、補償リアクトル接地方式の採用を検討する。接地インピーダンスは、故障時の過電圧の抑制と保護装置の確実な動作を考慮の上、決定する。 五 (略) ア (略)				

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(ア) (略) (イ) 機器装置の単一故障時に供給支障や発電支障（電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の電源脱落及び発電抑制（第64条第2項第2号イに定める）をいう。以下同じ。）の影響が限定的と考えられる送電線路 1回線とする。 (ウ) 配電線路（契約に基づき2回線以上の供給方式を合意した場合を除く。） 1回線とする。 (エ) (略) イ (略) 六～九 (略)	(ア) (略) (イ) 機器装置の単一故障時に供給支障や発電支障（電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の電源脱落及び発電抑制（第64条第2項第2号イに定める。）をいう。以下同じ。）の影響が限定的と考えられる送電線路の場合 1回線とする。 (ウ) 配電線路（契約に基づき2回線以上の供給方式を合意した場合を除く。）の場合 1回線とする。 (エ) (略) イ (略) 六～九 (略)
(送配電線の形態及びルートの考え方) 第59条 (略) 一 送電線の形態 架空送電線とする。<u>但し</u>、法令上又は技術上制約がある場合、用地取得が困難である場合、過大な費用がかかる場合その他架空送電線の建設が困難な場合は地中送電線とする。 二 配電線の形態 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号）により電線共同溝を整備すべき道路として指定された場合又は<u>国が定める無電柱化に係るガイドライン</u>に沿って無電柱化を図る場合は、地中配電線その他無電柱の形態を採用することとし、その他の場合は、法令上又は技術的制約がある場合その他架空配電線の建設が困難なときを除き架空配電線とする。 三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項（<u>但し</u>、才及び力については、地中送配電線を設置する場合に限る。）を考慮の上、送配電線のルートを決定する。 ア～カ (略)	(送配電線の形態及びルートの考え方) 第59条 (略) 一 送電線の形態 架空送電線とする。<u>ただし</u>、法令上又は技術上制約がある場合、用地取得が困難である場合、過大な費用がかかる場合その他架空送電線の建設が困難な場合は地中送電線とする。 二 配電線の形態 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号）により電線共同溝を整備すべき道路として指定された場合又は<u>無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）に基づき定める無電柱化推進計画</u>に沿って無電柱化を図る場合は、地中配電線その他無電柱の形態を採用することとし、その他の場合は、法令上又は技術的制約がある場合その他架空配電線の建設が困難なときを除き架空配電線とする。 三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項（<u>ただし</u>、才及び力については、地中送配電線を設置する場合に限る。）を考慮の上、送配電線のルートを決定する。 ア～カ (略)
(設備健全時の基準) 第63条 (略) 一 熱容量 各流通設備を流れる潮流が当該流通設備を連続して使用することができる熱的な容量を超過しないこと 二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること ア 流通設備の電圧が一般送配電事業者の定める範囲内に維持されること イ 電圧安定性が維持されること。 三 同期安定性 電力系統に微小なじょう乱が加わった際に、発電機の同期運転の安定性が維持されること	(設備健全時の基準) 第63条 (略) 一 熱容量 各流通設備を流れる潮流が当該流通設備を連続して使用することができる熱的な容量を超過しないこと。 二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること。 ア 流通設備の電圧が一般送配電事業者の定める範囲内に維持されること。 イ 電圧安定性が維持されること。 三 同期安定性 電力系統に微小なじょう乱が加わった際に、発電機の同期運転の安定性が維持されること。
(電力設備の単一故障発生時の基準) 第64条 (略) 一 熱容量 電力系統からN－1故障の発生箇所が切り離された後の各流通設備の潮流が、短時間熱容量（流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が、当該設備を短時間に限り使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。以下同じ。）を超過しないこと 二 電圧安定性 電力系統からN－1故障の発生箇所が切り離された後においても、電圧安定性が維持されること 三 同期安定性 電力系統からN－1故障の発生箇所が切り離された後においても、発電機の同期運転の安定性が維持されること 2 前項に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。	(電力設備の単一故障発生時の基準) 第64条 (略) 一 熱容量 電力系統からN－1故障の発生箇所が切り離された後の各流通設備の潮流が、短時間熱容量（流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が、当該設備を短時間に限り使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。以下同じ。）を超過しないこと。 二 電圧安定性 電力系統からN－1故障の発生箇所が切り離された後においても、電圧安定性が維持されること。 三 同期安定性 電力系統からN－1故障の発生箇所が切り離された後においても、発電機の同期運転の安定性が維持されること。 2 前項各号に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
一 (略) 二 (略) ア 当該発電支障による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が限定的であること イ 発電抑制（給電指令（第189条に定める。以下同じ。）により発電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電氣的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。）の対象となる発電設備等を維持・運用する電気供給事業者がN－1故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該同意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること（保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。） ウ その他発電抑制を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きいこと	一 (略) 二 (略) ア 当該発電支障による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が限定的であること。 イ 発電抑制（給電指令（第189条に定める。以下同じ。）により発電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電氣的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。）の対象となる発電設備等を維持・運用する電気供給事業者がN－1故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該同意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること（保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。）。 ウ その他発電抑制を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きいこと。
(短絡等の故障発生時の基準) 第65条 電力系統は、3相短絡故障時において、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。但し、直接接地方式の系統においては、1相地絡故障時においても、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。	(短絡等の故障発生時の基準) 第65条 電力系統は、3相短絡故障時において、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。ただし、直接接地方式の系統においては、1相地絡故障時においても、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。
(送電事業者が流通設備の整備を行う場合) 第67条 送電事業者は、流通設備の整備を行う場合、第54条から第66条を準用する。但し、送電事業者の業務と関連しないものはこの限りではない。	(送電事業者が流通設備の整備を行う場合) 第67条 送電事業者は、流通設備の整備を行う場合、第54条から第66条を準用する。ただし、送電事業者の業務と関連しないものはこの限りではない。
(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み) 第71条 前条にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。但し、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている特定系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。	(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み) 第71条 前条にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている特定系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。
(事前相談の申込みの受付) 第74条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2 (略) 3 (略)	(事前相談の申込みの受付) 第74条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2 (略) 3 (略)
(事前相談の回答) 第77条 (略) 一 (略) ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統（連系線を除く。以下、<u>本号</u>において同じ。）の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力 イ (略) 二 (略) ア (略) イ 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流（配電用変電所における配電用変圧器の高圧側から特別高圧側に流れる潮流をいう。以	(事前相談の回答) 第77条 (略) 一 (略) ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統（連系線を除く。以下、<u>この号</u>において同じ。）の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力 イ (略) 二 (略) ア (略) イ 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流（配電用変電所における配電用変圧器の高圧側から特別高圧側に流れる潮流をいう。以

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
下、<u>本号</u>において同じ。)の発生に伴う連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力 ウ (略) 三 (略) 2 一般送配電事業者は、前項の回答に際し、系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。	下、<u>この号</u>において同じ。)の発生に伴う連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力 ウ (略) 三 (略) 2 一般送配電事業者は、前項の回答に際し、系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報ガイドラインに基づき、標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。
(接続検討の申込み) 第79条 (略) 一 (略) 二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下、<u>本条</u>及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。<u>但し</u>、次のア又はイに該当するときは除く。 ア・イ (略) 三 (略) 四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(<u>但し</u>、容量を確保すべき送電系統の変更を伴わない場合を除く。) 2 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、前項に掲げる場合以外においても、接続検討の申込みを行うことができる。	(接続検討の申込み) 第79条 (略) 一 (略) 二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下、<u>この条</u>及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。<u>ただし</u>、次のア又はイに該当するときは除く。 ア・イ (略) 三 (略) 四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(<u>ただし</u>、容量を確保すべき送電系統の変更を伴わない場合を除く。) 2 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、前項各号に掲げる場合以外においても、接続検討の申込みを行うことができる。
(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認) 第80条 (略) 2 前項にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。<u>但し</u>、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。 3 (略) 4 (略) 5 (略)	(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認) 第80条 (略) 2 前項にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。<u>ただし</u>、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。 3 (略) 4 (略) 5 (略)
(接続検討の申込みの受付) 第81条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(<u>但し</u>、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。<u>但し</u>、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2 (略) 3 (略) 4 (略)	(接続検討の申込みの受付) 第81条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(<u>ただし</u>、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。<u>ただし</u>、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2 (略) 3 (略) 4 (略)
(接続検討の検討料) 第83条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。<u>但し</u>、簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合は検討料を不要とする。 2 (略)	(接続検討の検討料) 第83条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。<u>ただし</u>、簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合は検討料を不要とする。 2 (略)

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(接続検討の回答) 第 8 5 条 (略) 一・二 (略) 三 概算工事費 (内訳を含む) 及び算定根拠 四 工事費負担金概算 (内訳を含む) 及び算定根拠 五～七 (略) 八 運用上の制約 (制約の根拠を含む) 2 (略) 一・二 (略) 三 10 万キロワット以上の既設の発電設備等の停止又は発電抑制を前提とした接続検討の場合 新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量 (停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電 設備等が連系している条件での送電設備 (停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等に係 る電源線を除く。) の連系可能量をいう。) の範囲内であるか<u>否</u>かを判定した結果 3 一般送配電事業者は、前項第 1 号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答 に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。但し、接 続検討の結果が、前項第 2 号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者は、その旨も併 せて報告するものとする。 4 (略)	(接続検討の回答) 第 8 5 条 (略) 一・二 (略) 三 概算工事費 (内訳を含む) 及び算定根拠 四 工事費負担金概算 (内訳を含む) 及び算定根拠 五～七 (略) 八 運用上の制約 (制約の根拠を含む) 2 (略) 一・二 (略) 三 10 万キロワット以上の既設の発電設備等の停止又は発電抑制を前提とした接続検討の場合 新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量 (停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電 設備等が連系している条件での送電設備 (停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等に係 る電源線を除く。) の連系可能量をいう。) の範囲内であるか<u>どうか</u>を判定した結果 3 一般送配電事業者は、前項第 1 号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答 に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。<u>ただし</u>、 接続検討の結果が、前項第 2 号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者は、その旨も 併せて報告するものとする。 4 (略)
(接続検討の回答期間) 第 8 6 条 (略) 一 系統連系希望者が高圧の送電系統への発電設備等 (但し、逆変換装置を使用し、容量が 5 0 0 キ ロワット未満のものに限る。) の連系等を希望する場合 接続検討の申込みの受付日から 2 か月 二 (略)	(接続検討の回答期間) 第 8 6 条 (略) 一 系統連系希望者が高圧の送電系統への発電設備等 (<u>ただし</u>、逆変換装置を使用し、容量が 5 0 0 キロワット未満のものに限る。) の連系等を希望する場合 接続検討の申込みの受付日から 2 か月 二 (略)
(発電設備等に関する契約申込み) 第 8 7 条 (略) 2 (略) 一 <u>電気事業法</u>、環境影響評価法その他の法令に基づく事業の廃止や事業計画の変更等に伴い連系等 を希望する発電設備等の開発計画を中止した場合 契約申込みの取下げ 二 (略)	(発電設備等に関する契約申込み) 第 8 7 条 (略) 2 (略) 一 <u>法</u>、環境影響評価法その他の法令に基づく事業の廃止や事業計画の変更等に伴い連系等を希望す る発電設備等の開発計画を中止した場合 契約申込みの取下げ 二 (略)
(発電設備等に関する契約申込みの受付) 第 8 8 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに関する申込書類を受領した場合に は、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。但し、申込書 類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付 を行う。 2 (略) 3 (略) 4 (略)	(発電設備等に関する契約申込みの受付) 第 8 8 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに関する申込書類を受領した場合に は、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。<u>ただし</u>、申込 書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受 付を行う。 2 (略) 3 (略) 4 (略)
(送電系統の暫定的な容量確保) 第 9 2 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に 受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統 (<u>但し</u>、連系線は除く。以下、<u>本条</u>において同 じ。) へ契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系統の	(送電系統の暫定的な容量確保) 第 9 2 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に 受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統 (<u>ただし</u>、連系線は除く。以下、<u>この条</u>におい て同じ。) へ契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
容量を確保する。 <u>但し</u> 、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。	統の容量を確保する。 <u>ただし</u> 、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。
(送電系統の容量確保の取消し) 第 9 4 条 (略) 一・二 (略) 三 <u>電</u> 気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業の全部又は一部が廃止となった場合 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(<u>但し</u> 、軽微な変更は除く。)する必要がある場合 五 (略)	(送電系統の容量確保の取消し) 第 9 4 条 (略) 一・二 (略) 三 <u>法</u> 、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業の全部又は一部が廃止となった場合 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(<u>ただし</u> 、軽微な変更は除く。)する必要がある場合 五 (略)
(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い) 第 9 9 条 (略) 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。 <u>但し</u> 、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。 3 (略) 4 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第 9 7 条第 1 項の確認及び検証により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。 <u>但し</u> 、第 2 項 <u>但書</u> により回答を行っている場合は、この限りでない。	(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い) 第 9 9 条 (略) 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。 <u>ただし</u> 、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。 3 (略) 4 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第 9 7 条第 1 項の確認及び検証により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。 <u>ただし</u> 、第 2 項 <u>ただし書</u> により回答を行っている場合は、この限りでない。
(同時申込み) 第 1 0 0 条 第 8 9 条第 1 項第 1 号にかかわらず、系統連系希望者が F I T 法に定める特定供給者に該当する場合において、高圧又は特別高圧の送電系統と F I T 電源との連系等を希望するときには、接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等に関する契約申込みを行うことができる(以下「同時申込み」という。) <u>但し</u> 、接続検討の申込みと発電設備等に関する契約申込みの申込内容は統一しなければならない。 2 (略) 3 (略) 4 (略)	(同時申込み) 第 1 0 0 条 第 8 9 条第 1 項第 1 号にかかわらず、系統連系希望者が F I T 法に定める特定供給者に該当する場合において、高圧又は特別高圧の送電系統と F I T 電源との連系等を希望するときには、接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等に関する契約申込みを行うことができる(以下「同時申込み」という。) <u>ただし</u> 、接続検討の申込みと発電設備等に関する契約申込みの申込内容は統一しなければならない。 2 (略) 3 (略) 4 (略)
(同時申込みの場合における意思表明書の提出等) 第 1 0 1 条 (略) 2 一般送配電事業者は、意思表明に関する書面(以下「意思表明書」という。)を受領した場合には、意思表明書に必要事項が記載されていることを速やかに確認の上、意思表明を受け付ける。 <u>但し</u> 、意思表明書に不備がある場合には、意思表明書の修正を求め、不備がないことを確認した上で意思表明の受付を行う。 3 (略) 4 (略) 5 (略)	(同時申込みの場合における意思表明書の提出等) 第 1 0 1 条 (略) 2 一般送配電事業者は、意思表明に関する書面(以下「意思表明書」という。)を受領した場合には、意思表明書に必要事項が記載されていることを速やかに確認の上、意思表明を受け付ける。 <u>ただし</u> 、意思表明書に不備がある場合には、意思表明書の修正を求め、不備がないことを確認した上で意思表明の受付を行う。 3 (略) 4 (略) 5 (略)

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(工事費負担金契約の締結等) 第103条 (略) 2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。<u>但し</u>、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。 3 一般送配電事業者は、前項<u>但書</u>の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。	(工事費負担金契約の締結等) 第103条 (略) 2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。<u>ただし</u>、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。 3 一般送配電事業者は、前項<u>ただし書</u>の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。
(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合) 第105条 (略) 一～二 (略) 三 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となった場合 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(<u>但し</u>、軽微な変更は除く。)する必要がある場合 五 (略) 2 (略)	(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合) 第105条 (略) 一～二 (略) 三 <u>法</u>、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となった場合 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(<u>ただし</u>、軽微な変更は除く。)する必要がある場合 五 (略) 2 (略)
(同一法人である一般送配電事業者に発電設備等の連系等を希望する場合) 第108条 系統連系希望者が、自らが維持及び運用を行う発電設備等について、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、<u>本節</u>の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。<u>但し</u>、第83条、第103条及び第111条は適用しない。	(同一法人である一般送配電事業者に発電設備等の連系等を希望する場合) 第108条 系統連系希望者が、自らが維持及び運用を行う発電設備等について、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、<u>この節</u>の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。<u>ただし</u>、第83条、第103条及び第111条は適用しない。
(受付・回答状況の共有) 第109条 一般送配電事業者は、業務規程第100条第2項に定める発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、一般送配電事業者が受け付けた発電設備等に関する系統アクセス業務(<u>但し</u>、最大受電電力が500キロワット以上の発電設備等の案件に限る。)について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日(回答予定日までに回答できなかった案件については超過理由を含む。)を、本機関が求めるところにより、本機関に提出しなければならない。 2 (略)	(受付・回答状況の共有) 第109条 一般送配電事業者は、業務規程第100条第2項に定める発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、一般送配電事業者が受け付けた発電設備等に関する系統アクセス業務(<u>ただし</u>、最大受電電力が500キロワット以上の発電設備等の案件に限る。)について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日(回答予定日までに回答できなかった案件については超過理由を含む。)を、本機関が求めるところにより、本機関に提出しなければならない。 2 (略)
(事前検討の申込み及び受付) 第114条 需要設備と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、需要設備に関する契約申込みに先立ち、事前検討の申込みを行うことができる。<u>但し</u>、需要設備側に存する発電設備等の新規設置、変更又は廃止を伴う場合はこの限りでない。 2 (略)	(事前検討の申込み及び受付) 第114条 需要設備と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、需要設備に関する契約申込みに先立ち、事前検討の申込みを行うことができる。<u>ただし</u>、需要設備側に存する発電設備等の新規設置、変更又は廃止を伴う場合はこの限りでない。 2 (略)
(需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答) 第117条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 工事費負担金概算(内訳を含む)及び算定根拠 四～六 (略) 七 運用上の制約(制約の根拠を含む) 八 発電設備等の連系に必要な対策(需要設備側に発電設備等(<u>但し</u>、送電系統と連系しない設備を	(需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答) 第117条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 工事費負担金概算(内訳を含む₂)及び算定根拠 四～六 (略) 七 運用上の制約(制約の根拠を含む₂) 八 発電設備等の連系に必要な対策(需要設備側に発電設備等(<u>ただし</u>、送電系統と連系しない設備

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
除く。)がある場合に限る)	を除く。)がある場合に限る。)
(同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合) 第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、 <u>本節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。但し、前条は準用しない。</u>	(同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合) 第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、 <u>この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。ただし、前条は準用しない。</u>
(系統連系希望者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み) 第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わず、接続検討の回答において、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となる場合は、本機関に対し、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。 <u>但し、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っているときはこの限りでない。</u>	(系統連系希望者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み) 第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わず、接続検討の回答において、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となる場合は、本機関に対し、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。 <u>ただし、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っているときはこの限りでない。</u>
(リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係) 第124条 (略) 一 (略) 二 契約関係を有する者 次のア～ウに掲げる者 ア 当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者 <u>(電気供給事業者になろうとする者を含む。以下、本号において同じ。)</u> イ (略) ウ 前ア及びイに掲げる電気供給事業者と前号に掲げる資本関係がある者	(リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係) 第124条 (略) 一 (略) 二 契約関係を有する者 次のアからウに掲げる者 ア 当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者 イ (略) ウ <u>この号ア及びイに掲げる電気供給事業者と前号に掲げる資本関係がある者</u>
(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限) 第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、最大受電電力が10万キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス(業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。)によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。 <u>但し、次の各号に掲げるときはこの限りでない。</u> 一 業務規程第90条第1項第2号 <u>但書</u> に該当するとき。 二 (略)	(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限) 第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、最大受電電力が10万キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス(業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。)によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。 <u>ただし、次の各号に掲げるときはこの限りでない。</u> 一 業務規程第90条第1項第2号 <u>ただし書</u> に該当するとき。 二 (略)
(系統アクセス業務の回答) 第132条 一般送配電事業者は、 <u>本章に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期に系統アクセス業務に係る回答を行うよう努めなければならない</u> 、系統アクセス業務の回答を不当に遅延してはならない。 2 一般送配電事業者は、系統アクセス業務の回答に当たっては、 <u>本章に定める事項のほか、系統情報ガイドラインに基づき、必要な情報を提示しなければならない。</u>	(系統アクセス業務の回答) 第132条 一般送配電事業者は、 <u>この章に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期に系統アクセス業務に係る回答を行うよう努めなければならない</u> 、系統アクセス業務の回答を不当に遅延してはならない。 2 一般送配電事業者は、系統アクセス業務の回答に当たっては、 <u>この章に定める事項のほか、系統情報ガイドラインに基づき、必要な情報を提示しなければならない。</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(本機関の系統アクセス業務等への協力) 第 1 3 6 条 (略) 2 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程 1 0 1 条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。	(本機関の系統アクセス業務等への協力) 第 1 3 6 条 (略) 2 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程第 1 0 1 条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。
(一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則) 第 1 3 7 条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備(本条において、需要設備を含む。)の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、一般送配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。 2 (略)	(一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則) 第 1 3 7 条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備(以下、この条において、需要設備を含む。)の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、一般送配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。 2 (略)
(託送供給契約者による計画の提出) 第 1 3 8 条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(調達先(卸電力取引所における前日スポット取引及び 1 時間前取引による調達を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。) 三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先(卸電力取引所における前日スポット取引及び 1 時間前取引による販売を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。) 3 (略) 4 複数の託送供給契約者(自己等への電気の供給を行う者を除く。以下、本項及び次項において同じ。)が、託送供給契約に関する一般送配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者(以下「代表契約者」という。)に委任している場合においては、第 1 項にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。 5 (略)	(託送供給契約者による計画の提出) 第 1 3 8 条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(調達先(卸電力取引所における前日スポット取引及び 1 時間前取引による調達を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。) 三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先(卸電力取引所における前日スポット取引及び 1 時間前取引による販売を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。) 3 (略) 4 複数の託送供給契約者(自己等への電気の供給を行う者を除く。以下、この項及び次項において同じ。)が、託送供給契約に関する一般送配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者(以下「代表契約者」という。)に委任している場合においては、第 1 項にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。 5 (略)
(発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出) 第 1 3 9 条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値	(発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出) 第 1 3 9 条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
とする。） 三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 3 （略） 4 第2項第1号にかかわらず、発電契約者は、<u>一般送配電事業者から、系統運用上の必要性に基づき</u>、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められた<u>場合には</u>、これを発電計画に記載しなければならない。 （新設） （新設）	とする。） 三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。<u>ただし</u>、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 3 （略） 4 第2項第1号にかかわらず、発電契約者は、<u>次の各号に掲げる場合において</u>、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められた<u>ときは</u>、これを発電計画に記載しなければならない。 <u>一 一般送配電事業者からの系統運用上の必要性に基づく要請があった場合</u> <u>二 本機関からの容量市場の運営上の必要性に基づく要請があった場合</u>
（需要抑制契約者による計画の提出） 第139条の2 （略） 2 （略） 一 （略） 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 四 （略） 3 （略）	（需要抑制契約者による計画の提出） 第139条の2 （略） 2 （略） 一 （略） 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。<u>ただし</u>、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。<u>ただし</u>、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 四 （略） 3 （略）
（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置） 第140条 F I T法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（<u>本条においては全て翌日計画を指す。</u>）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（<u>但し、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。</u>以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年6月3日法律第59号）による改正前のF I T法に定める特定契約を締結している小売電気事業者等であつて特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（<u>但し、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。</u>以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。	（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置） 第140条 F I T法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（<u>この条においては全て翌日計画を指す。</u>）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（<u>ただし、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。</u>以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年6月3日法律第59号）による改正前のF I T法に定める特定契約を締結している小売電気事業者等であつて特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（<u>ただし、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。</u>以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
一 (略) ア (略) イ 一般送配電事業者は、<u>本号ア</u>により特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日１６時まで、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。 二 (略) ア (略) イ 一般送配電事業者は、実需給日の前々日１６時まで、<u>本号ア</u>の特例発電計画の妥当性を確認する。 2 (略) 3 一般送配電事業者は、第１項第１号イの特例発電計画の想定方法について、<u>予め</u>定め公表するとともに、当該方法により想定した実績を定期的に取りまとめて公表するものとする。	一 (略) ア (略) イ 一般送配電事業者は、<u>この号ア</u>により特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日１６時まで、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。 二 (略) ア (略) イ 一般送配電事業者は、実需給日の前々日１６時まで、<u>この号ア</u>の特例発電計画の妥当性を確認する。 2 (略) 3 一般送配電事業者は、第１項第１号イの特例発電計画の想定方法について、<u>あらかじめ</u>定め公表するとともに、当該方法により想定した実績を定期的に取りまとめて公表するものとする。
(一般送配電事業者による計画等の提出) 第１４１条 (略) 一・二 (略) 三 供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者及び特定送配電事業者のＦＩＴ電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の２か月後（<u>但し</u>、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。）	(一般送配電事業者による計画等の提出) 第１４１条 (略) 一・二 (略) 三 供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者及び特定送配電事業者のＦＩＴ電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の２か月後（<u>ただし</u>、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。）
(特定送配電事業者による情報提出) 第１４２条 特定送配電事業者（一般送配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下、<u>本条</u>において同じ。）は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、供給区域の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。 2 (略)	(特定送配電事業者による情報提出) 第１４２条 特定送配電事業者（一般送配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下、<u>この条</u>において同じ。）は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、供給区域の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。 2 (略)
(本機関の指示に基づく取引価格の公表) 第１４８条 一般送配電事業者は、緊急的な供給力の不足分を調達するため、本機関の指示に基づき、一般送配電事業者間において電力融通を行う場合の精算の基礎となる取引価格等を<u>予め</u>公表しなければならない。	(本機関の指示に基づく取引価格の公表) 第１４８条 一般送配電事業者は、緊急的な供給力の不足分を調達するため、本機関の指示に基づき、一般送配電事業者間において電力融通を行う場合の精算の基礎となる取引価格等を<u>あらかじめ</u>公表しなければならない。
(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約) 第１４９条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者（<u>但し</u>、送電事業者を除く。）は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。	(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約) 第１４９条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者（<u>ただし</u>、送電事業者を除く。）は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。
(潮流調整) 第１５３条 (略) 一 (略) 二 一般送配電事業者が調整力として<u>予め</u>確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整（発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。） 2 一般送配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（<u>但し</u>、連系線は除く。）に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができない発電機の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電機の出力の調整を行う。	(潮流調整) 第１５３条 (略) 一 (略) 二 一般送配電事業者が調整力として<u>あらかじめ</u>確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整（発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。） 2 一般送配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（<u>ただし</u>、連系線は除く。）に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができない発電機の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電機の出力の調整を行う。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(電力系統に異常発生が予想されるとき の事前措置) 第 1 5 4 条 (略) 2 (略) 一～四 (略) 五 一般送配電事業者が調整力として<u>予</u>め確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整 六 (略) 3 (略) 4 (略)	(電力系統に異常発生が予想されるとき の事前措置) 第 1 5 4 条 (略) 2 (略) 一～四 (略) 五 一般送配電事業者が調整力として<u>あらかじめ</u>確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整 六 (略) 3 (略) 4 (略)
(電力系統の異常発生時の措置) 第 1 5 5 条 (略) 一 (略) 二 一般送配電事業者が調整力として<u>予</u>め確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整 三 (略) 四 電力設備の緊急停止 (人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合に限る) 五 (略)	(電力系統の異常発生時の措置) 第 1 5 5 条 (略) 一 (略) 二 一般送配電事業者が調整力として<u>あらかじめ</u>確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整 三 (略) 四 電力設備の緊急停止 (人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合に限る。) 五 (略)
(電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断) 第 1 5 7 条 (略) 2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に<u>あ</u>たっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。	(電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断) 第 1 5 7 条 (略) 2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に<u>当</u>たっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。
(電力設備の異常発生時の電気供給事業者の措置) 第 1 5 8 条 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を一般送配電事業者に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。<u>但</u>し、一般送配電事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般送配電事業者へ連絡する。 2 (略) 3 (略)	(電力設備の異常発生時の電気供給事業者の措置) 第 1 5 8 条 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を一般送配電事業者に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。<u>た</u>だし、一般送配電事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般送配電事業者へ連絡する。 2 (略) 3 (略)
(周波数の維持) 第 1 5 9 条 一般送配電事業者は、法第 2 6 条第 1 項に規定する周波数を維持するために必要な調整力を確保の上、需要に応じた電気の供給量を調整し、周波数を維持するよう努める。(以下「周波数調整」という。)	(周波数の維持) 第 1 5 9 条 一般送配電事業者は、法第 2 6 条第 1 項に規定する周波数を維持するために必要な調整力を確保の上、需要に応じた電気の供給量を調整し、周波数を維持するよう努める(以下「周波数調整」という。)
(異常時の周波数調整) 第 1 6 5 条 (略) 一 一般送配電事業者が調整力として確保した発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の緊急停止 (揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、<u>本</u>条において同じ。) 二・三 (略)	(異常時の周波数調整) 第 1 6 5 条 (略) 一 一般送配電事業者が調整力として確保した発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の緊急停止 (揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、<u>この</u>条において同じ。) 二・三 (略)

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断) 第167条 一般送配電事業者は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第165条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合には、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。但し、同条に定める周波数調整では周波数を維持又は回復することができないと考えられる緊急の場合には、同条に定める周波数調整を行わずに、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。 2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断にあたっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。	(周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断) 第167条 一般送配電事業者は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第165条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合には、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。ただし、同条に定める周波数調整では周波数を維持又は回復することができないと考えられる緊急の場合には、同条に定める周波数調整を行わずに、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。 2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に当たっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。
(上げ調整力の活用) 第169条 (略) 一 一般送配電事業者が<u>予め</u>確保した調整力の活用 二 (略)	(上げ調整力の活用) 第169条 (略) 一 一般送配電事業者が<u>あらかじめ</u>確保した調整力の活用 二 (略)
(予備力の増加) 第170条 (略) 一 (略) 二 火力発電機の定格出力を超える運転の準備(但し、一般送配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した発電機に限る。) 三 (略)	(予備力の増加) 第170条 (略) 一 (略) 二 火力発電機の定格出力を超える運転の準備(ただし、一般送配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した発電機に限る。) 三 (略)
(供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断) 第172条 一般送配電事業者は、前2条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひっ迫を解消できないときは、需要の抑制又は遮断を行うことができる。但し、緊急やむを得ない場合は、前2条の措置を講じることなく、需要の抑制又は遮断を行うことができる。 2 一般送配電事業者は、前項の措置を行うに<u>あたり</u>、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。 3 (略)	(供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断) 第172条 一般送配電事業者は、前2条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひっ迫を解消できないときは、需要の抑制又は遮断を行うことができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、前2条の措置を講じることなく、需要の抑制又は遮断を行うことができる。 2 一般送配電事業者は、前項の措置を行うに<u>当たり</u>、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。 3 (略)
(下げ調整力の活用) 第173条 (略) 一 一般送配電事業者が調整力として<u>予め</u>確保した<u>発電機の出力抑制及び揚水式発電機の揚水運転</u> 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電機の出力抑制及び揚水式発電機の揚水運転</u>	(下げ調整力の活用) 第173条 (略) 一 一般送配電事業者が調整力として<u>あらかじめ</u>確保した<u>次のアからウに掲げる方法</u> <u>ア 発電機の出力抑制</u> <u>イ 揚水式発電機の揚水運転</u> <u>ウ 需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電</u> 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる<u>次のアからウに掲げる方法</u> <u>ア 発電機の出力抑制</u> <u>イ 揚水式発電機の揚水運転</u> <u>ウ 需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電</u>
(下げ調整力が不足する場合の措置) 第174条 (略) 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない火力電源等(出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同じ。)の<u>発電機の出力抑制及び一般送配電事業者からオンラインで調整できない揚水式発電機の揚水運転</u>(第3号、第4号、第5号及び第7号に	(下げ調整力が不足する場合の措置) 第174条 (略) 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない<u>次のアからウに掲げる方法</u>(第3号、第4号、第5号及び第7号に掲げる方法を除く。) <u>ア 火力電源等(出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
掲げる方法を除く。) 二 (略) 三 バイオマスの専焼電源(但し、次号の地域バイオマス電源を除く。以下同じ。)の出力抑制 四 地域資源バイオマス電源(地域に賦存する資源(未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物)を活用する発電設備(但し、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なものを除く。)をいう。以下同じ。)の出力抑制 五～七 (略) 2 (略)	<u>下同じ。)</u>の発電機の出力抑制 <u>イ 揚水式発電機の揚水運転</u> <u>ウ 需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電</u> 二 (略) 三 バイオマスの専焼電源(ただし、次号の地域バイオマス電源を除く。以下同じ。)の出力抑制 四 地域資源バイオマス電源(地域に賦存する資源(未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物)を活用する発電設備(ただし、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なものを除く。)をいう。以下同じ。)の出力抑制 五～七 (略) 2 (略)
(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議) 第175条 一般送配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備に係る発電契約者又は当該発電設備を保有する発電設備設置者(以下、<u>本節</u>において「発電契約者等」という。)と<u>予め</u>出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。	(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議) 第175条 一般送配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備に係る発電契約者又は当該発電設備を保有する発電設備設置者(以下、<u>この節</u>において「発電契約者等」という。)と<u>あらかじめ</u>出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。
(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請) 第182条 (略) 2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第174条第1項第1号から第5号の措置を講じた後に前項の指示を行う。<u>但し</u>、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、第174条の定めによらず、当該指示を行うことができる。	(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請) 第182条 (略) 2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第174条第1項第1号から第5号の措置を講じた後に前項の指示を行う。<u>ただし</u>、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、第174条の定めによらず、当該指示を行うことができる。
(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証) 第183条 (略) 一～三 (略) 四 第174条第1項第5号に定める措置を実施するために、<u>予め</u>定められた手続きに沿って年間を通じて行った出力抑制の具体的内容	(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証) 第183条 (略) 一～三 (略) 四 第174条第1項第5号に定める措置を実施するために、<u>あらかじめ</u>定められた手続きに沿って年間を通じて行った出力抑制の具体的内容
(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明) 第184条 一般送配電事業者は、第174条第1項各号(但し、第2号及び第6号を除く。)の出力抑制の対象となる発電設備の選定に<u>あたり</u>、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。 2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号から第5号(但し、第2号を除く。)に定める出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。但し、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。 一～三 (略) 3 一般送配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、書面をもって、<u>第2項</u>の説明を行うものとする。	(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明) 第184条 一般送配電事業者は、第174条第1項各号(ただし、第2号及び第6号を除く。)の出力抑制の対象となる発電設備の選定に<u>当たり</u>、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。 2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号から第5号(ただし、第2号を除く。)に定める出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。<u>ただし</u>、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。 一～三 (略) 3 一般送配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、書面をもって、<u>前項</u>の説明を行うものとする。
(電圧調整) 第186条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号、以下「施行規則」という。)第<u>44</u>条第1項に定める範囲内に維持するよう努める(以下「電圧調整」という。) 一～五 (略)	(電圧調整) 第186条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号、以下「施行規則」という。)第<u>38</u>条第1項に定める範囲内に維持するよう努める(以下「電圧調整」という。) 一～五 (略)

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
2 (略) 3 (略)	2 (略) 3 (略)
(異常時の電圧調整) 第188条 (略) 2 一般送配電事業者は、前項の措置の実施に <u>あたり</u> 、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。	(異常時の電圧調整) 第188条 (略) 2 一般送配電事業者は、前項の措置の実施に <u>当</u> たり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。
(給電指令の発受令に必要な事項の決定) 第190条 一般送配電事業者及び給電指令を受令する者（以下「受令者」という。）は、 <u>予</u> め給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。	(給電指令の発受令に必要な事項の決定) 第190条 一般送配電事業者及び給電指令を受令する者（以下「受令者」という。）は、 <u>あ</u> らかじめ給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。
(手順書の作成) 第191条 一般送配電事業者及び受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。 <u>但</u> し、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。 一・二 (略) 2 (略)	(手順書の作成) 第191条 一般送配電事業者及び受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。 <u>た</u> だし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。 一・二 (略) 2 (略)
(給電指令に基づく電力設備の運転等の実施) 第192条 受令者は、給電指令を迅速かつ <u>確</u> 実に行之、合理的な理由のない限り、これを拒み、改変し又は実施を遅らせてはならない。 <u>但</u> し、人身の安全、電力設備の保安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、一般送配電事業者に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、適切な意見を述べることができる。	(給電指令に基づく電力設備の運転等の実施) 第192条 受令者は、給電指令を迅速かつ <u>確</u> 実に行之、合理的な理由のない限り、これを拒み、改変し又は実施を遅らせてはならない。 <u>た</u> だし、人身の安全、電力設備の保安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、一般送配電事業者に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、適切な意見を述べることができる。
(運用容量の算出の考え方) 第195条 (略) 2 (略) 一 熱容量等 設備健全時、又は、電力設備のN-1故障が発生した場合において、流通設備に流れる潮流を熱容量その他の設計上の許容値以下とできる連系線の潮流の最大値。 <u>但</u> し、 <u>本</u> 号における熱容量とは、流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が当該設備を継続的に使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。 二～四 (略)	(運用容量の算出の考え方) 第195条 (略) 2 (略) 一 熱容量等 設備健全時、又は、電力設備のN-1故障が発生した場合において、流通設備に流れる潮流を熱容量その他の設計上の許容値以下とできる連系線の潮流の最大値。 <u>た</u> だし、 <u>こ</u> の号における熱容量とは、流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が当該設備を継続的に使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。 二～四 (略)
(下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出) 第196条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号 <u>但</u> 書にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。 <u>但</u> し、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ <u>確</u> 実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。	(下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出) 第196条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号 <u>た</u> だし書にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。 <u>た</u> だし、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ <u>確</u> 実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(承認を受けた電源等の取扱い) 第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、<u>前日スポット取引へ影響が生じることがないように翌々日以降の発電に係る計画の変更はできないものとする。但し、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。</u> 一・二 (略) 2 (略)	(承認を受けた電源等の取扱い) 第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、<u>発電に係る計画の変更はできないものとする。ただし、前日スポット取引へ影響が生じないのであれば発電に係る計画の変更はできる。また、前日スポット取引へ影響が生じる場合においても、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。</u> 一・二 (略) 2 (略)
(承認内容に変更があった場合の取扱い) 第214条 承認電源等保有者は、承認内容に変更があった場合には、速やかに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行わなければならない。<u>但し、承認期間の短縮を伴わない変更である場合にはこの限りでない。</u> 2 (略) 3 (略)	(承認内容に変更があった場合の取扱い) 第214条 承認電源等保有者は、承認内容に変更があった場合には、速やかに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行わなければならない。<u>ただし、承認期間の短縮を伴わない変更である場合にはこの限りでない。</u> 2 (略) 3 (略)
(一般送配電事業者による作業停止計画の調整) 第229条 一般送配電事業者は、業務規程別表11-1に示す種別の電力設備の作業停止計画の取りまとめ及び調整を行う。<u>但し、本機関が調整を行う電力設備の作業停止計画については、この限りでない(以下、一般送配電事業者が調整を行う作業停止計画を、本章において「調整対象作業停止計画」という。)</u> 2 電気供給事業者(一般送配電事業者を除く。本章において、以下同じ。)は、一般送配電事業者の行う作業停止計画の取りまとめ及び調整を実施する上で、作業停止期間等の情報共有を確実に行之、事故の未然防止や円滑な作業ができるように相互に協力しなければならない。	(一般送配電事業者による作業停止計画の調整) 第229条 一般送配電事業者は、業務規程別表11-1に示す種別の電力設備の作業停止計画の取りまとめ及び調整を行う。<u>ただし、本機関が調整を行う電力設備の作業停止計画については、この限りでない(以下、一般送配電事業者が調整を行う作業停止計画を、この章において「調整対象作業停止計画」という。)</u> 2 電気供給事業者(一般送配電事業者を除く。<u>この章</u>において、以下同じ。)は、一般送配電事業者の行う作業停止計画の取りまとめ及び調整を実施する上で、作業停止期間等の情報共有を確実に行之、事故の未然防止や円滑な作業ができるように相互に協力しなければならない。
(作業停止計画の原案の提出) 第230条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備(一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下、<u>本章</u>において同じ。)の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表12-1で定める期日までに、別表12-2に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。 2 (略) 3 一般送配電事業者は、供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場合等、電力設備の作業停止計画の調整を円滑に実施するために必要なときは、作業停止計画提出者と<u>予め</u>合意の上、作業停止計画提出者に対して、年間及び月間の作業停止計画のほか、当年度の下期の作業停止計画の提出を求めることができる。 4 (略)	(作業停止計画の原案の提出) 第230条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備(一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下、<u>この章</u>において同じ。)の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表12-1で定める期日までに、別表12-2に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。 2 (略) 3 一般送配電事業者は、供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場合等、電力設備の作業停止計画の調整を円滑に実施するために必要なときは、作業停止計画提出者と<u>あらかじめ</u>合意の上、作業停止計画提出者に対して、年間及び月間の作業停止計画のほか、当年度の下期の作業停止計画の提出を求めることができる。 4 (略)
(作業停止計画の調整における考慮事項) 第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに<u>あた</u>っては、次の各号に掲げる事項(一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。)を考慮の上、行う。<u>但し、第1号から第6号に掲げる事項を重視及び優先するものとする。</u> 一～十一 (略) 2 本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うに<u>あた</u>っては、発電機の出力の増加又は抑制によって流通設備(<u>但し、連系線は除く。</u>)に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び発電計画提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる発電機	(作業停止計画の調整における考慮事項) 第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに<u>当た</u>っては、次の各号に掲げる事項(一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。)を考慮の上、行う。<u>ただし、第1号から第6号に掲げる事項を重視及び優先するものとする。</u> 一～十一 (略) 2 本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うに<u>当た</u>っては、発電機の出力の増加又は抑制によって流通設備(<u>ただし、連系線は除く。</u>)に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び発電計画提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる発電機

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)															
を選定しなければならない。	を選定しなければならない。															
(系統情報の公表) 第 2 4 5 条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、<u>次の各号に掲げるものを除き、電力系統の利用に資する情報を当該一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイトにおいて公表する。</u> 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの 2 前項により公表する情報の項目、公表手段及び公表時期は、別表 1 3－1 に定めるところによる。 3 (略) (事業者の要請に基づく情報の提示) 第 2 4 6 条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統連系希望者から当該検討に必要な情報の提示の要請があった場合は、<u>前条第 1 項各号に該当する情報を除き、別表 1 3－2 に定める情報を提示する。</u> 2 前項により提示する情報の項目、提示手段及び提示時期は、別表 1 3－2 に定めるところによる。 3 一般送配電事業者及び送電事業者は、第 1 項の情報の提示に際し、<u>次の各号に掲げる措置を講じることができる。</u> 一 閲覧者の事前登録 二 閲覧目的の明確化 三 秘密保持契約の締結 四 その他提示する情報の保護のために必要な措置	(系統情報の公表) 第 2 4 5 条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、電力系統の利用に資する情報を公表する。 一・二 (削除) 2 業務規程第 1 6 8 条第 2 項で規定した本機関の公表内容のうち、<u>一般送配電事業者及び送電事業者が公表すべき内容については、一般送配電事業者及び送電事業者が公表する。</u> 3 (略) 第 2 4 6 条 削除															
別表 1 3－1 一般送配電事業者及び送電事業者が公表する情報及び公表の手段、時期 <table><tr><th>情報項目</th><th>公表の手段</th><th>公表時期</th></tr><tr><td><u>(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール</u> ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール</td><td><u>一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイト</u></td><td>都度</td></tr><tr><td><u>(b) 流通設備計画</u> ・流通設備建設計画 (※ 1)</td><td>同上</td><td>同上</td></tr><tr><td><u>(c) 系統の空容量</u> ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図 (特別高圧以上) (※ 2)</td><td><u>一般送配電事業者のウェブサイト</u></td><td>同上</td></tr><tr><td><u>(d) 需給関連情報 (需給予想)</u> ・供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力</td><td>同上</td><td>翌日：前日 1 8 時頃 当日：当日 9 時頃</td></tr></table>	情報項目	公表の手段	公表時期	<u>(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール</u> ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	<u>一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイト</u>	都度	<u>(b) 流通設備計画</u> ・流通設備建設計画 (※ 1)	同上	同上	<u>(c) 系統の空容量</u> ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図 (特別高圧以上) (※ 2)	<u>一般送配電事業者のウェブサイト</u>	同上	<u>(d) 需給関連情報 (需給予想)</u> ・供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同上	翌日：前日 1 8 時頃 当日：当日 9 時頃	(削除)
情報項目	公表の手段	公表時期														
<u>(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール</u> ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	<u>一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイト</u>	都度														
<u>(b) 流通設備計画</u> ・流通設備建設計画 (※ 1)	同上	同上														
<u>(c) 系統の空容量</u> ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図 (特別高圧以上) (※ 2)	<u>一般送配電事業者のウェブサイト</u>	同上														
<u>(d) 需給関連情報 (需給予想)</u> ・供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同上	翌日：前日 1 8 時頃 当日：当日 9 時頃														

変 更 前 (変更点に下線)			変 更 後 (変更点に下線)		
(e) 需給関連情報 (電力使用状況) ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日及び前日 (※3) の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度			
(f) 需給関連情報 (需給実績) ・供給区域の需要実績 (1 時間値) ・供給区域の供給実績 (電源種別、1 時間値)	同上	四半期毎			
(g) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報 (※4) ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計 ・理由 (「下げ調整力不足」などの要因)	同上	出力抑制が行われた日の属する月の翌月			
(※1) 最新の供給計画において記載されているものとする。					
(※2) 系統情報ガイドラインによる。					
(※3) 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。					
(※4) 公表する事項は、FIT法施行規則 (平成24年6月18日経済産業省令第46号) に準ずる。					
(注) 送電事業者は、(a) 及び (b) のみを公表するものとする。但し、(a) については系統運用ルールを除く。					
別表13-2 一般送配電事業者及び送電事業者が個々の要請に応じて提示する情報及び提示の手段、 時期			(削除)		
情報項目	提示手段	提示時期			
(a) 流通設備の故障状況 (設備名、発生時刻、原因、復旧状況等)	一般送配電事業者の送電サービスセンター等 ^(※1) への店頭、電話等での問合せに応じ、個別に示し、説明	都度			
(b) 系統アクセス情報 (特別高圧) ・地内系統 (連系線を除く一般送配電事業者が運用する送電系統をいう。以下、本表において同じ。) の送電系統図 (送電線、変圧器等の容量を含む。) (但し、別表13-1 (b) (c) により公表する情報を除く。) ・地内系統の潮流図 (予想及び実績) ・地内系統の作業停止計画 (計画及び実績) ・地内系統の設備定数 (送電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他送電系統への連系の技術検討に係わる情報 ・地内系統の送変電設備計画 (但し、別表13-1 (b) により公表する情報を除く。) ・地内系統の停電実績 (但し、停電発生時に一般送配電事業者のウェブサイト等で公表する情報を除く。)	一般送配電事業者の送電サービスセンター等 ^(※1) の店頭での閲覧 ^(※2) 、または、問合せに応じ、個別に示し、説明	同上			

変 更 前 (変更点の下線)				変 更 後 (変更点の下線)			
(c) 系統アクセス情報 (高圧) ・配電系統図 (配電線及び変圧器の容量を含む。) ・希望配電線 (系統連系希望者が連系を希望する配電線をいう。以下、本表において同じ。) の潮流 (予想及び実績) ・希望配電線の設備定数 (配電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他配電設備への連系の技術検討に係わる情報 ・希望配電線の配電設備計画 ・希望配電線の停電実績 (但し、停電発生時に一般送配電事業者のウェブサイト等で公表する情報を除く。)		同上	同上				
※ 1 具体的には、一般送配電事業者及び送電事業者の情報公表ルールで定める。							
※ 2 系統連系希望者の希望連系点付近の送電系統図または配電系統図を提示する。							
(スイッチング支援システム) 第 2 4 7 条 スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者及び高圧需要者並びに低圧 F I T 電源 (F I T 電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。) を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務 (以下「スイッチング支援対象業務」という。) とする。但し、第 3 号の使用量情報照会については、契約電力 5 0 0 キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。 一・二 (略) 三 使用量情報照会 (低圧 F I T 電源に係るものを除く。) 四 託送等異動業務 (高圧需要者、低圧 F I T 電源の再点及び需要抑制量調整供給契約に係るものを除く。) 五～七 (略) 2 本章においては、特に記載のない限り、次の各号に掲げるとおり需要者を区分する。 一 (略) 二 (略) 三 特別高圧需要者 標準電圧が 2 万ボルト以上で受電する需要者 3 本章の規定は、小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。				(スイッチング支援システム) 第 2 4 7 条 スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者、高圧需要者、低圧 F I T 電源 (F I T 電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。) を保有する発電設備設置者及び低圧 F I T 卒業電源 (F I T 電源契約の実績がある電源で、F I T 電源契約を終了した発電設備のうち、低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。) を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務 (以下「スイッチング支援対象業務」という。) とする。ただし、第 3 号の使用量情報照会については、契約電力 5 0 0 キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。 一・二 (略) 三 使用量情報照会 (低圧 F I T 電源及び低圧 F I T 卒業電源に係るものを除く。) 四 託送等異動業務 (高圧需要者の再点、高圧需要者のアンペア変更、低圧 F I T 電源の再点、低圧 F I T 電源の託送供給契約の切替え、低圧 F I T 電源のアンペア変更、低圧 F I T 卒業電源のアンペア変更及び需要抑制量調整供給契約に係るものを除く。) 五～七 (略) 2 この章においては、特に記載のない限り、次の各号に掲げるとおり需要者を区分する。 一 (略) 二 (略) 三 特別高圧需要者 標準電圧が 2 万ボルト以上で受電する需要者をいう。 3 この章の規定は、小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。			
(供給地点設備情報照会) 第 2 5 1 条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧 F I T 電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。 2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧 F I T 電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。				(供給地点設備情報照会) 第 2 5 1 条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧 F I T 電源及び低圧 F I T 卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。 2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧 F I T 電源及び低圧 F I T 卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。			
(使用量情報照会)				(使用量情報照会)			

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
第 2 5 2 条 (略) 2 (略) 3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会にあたって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。 4 (略) 5 (略)	第 2 5 2 条 (略) 2 (略) 3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会に<u>当</u>たって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。 4 (略) 5 (略)
(託送等異動業務) 第 2 5 3 条 (略) 一 (略) 二 需要者の移転等に伴う電気の使用の開始 (以下「再点」という。) 三～四 (略) 五 需要者及び発電者の情報の変更	(託送等異動業務) 第 2 5 3 条 (略) 一 (略) 二 需要者<u>又は発電設備設置者</u>の移転等に伴う電気の使用の開始<u>又は発電の開始</u> (以下「再点」という。) 三～四 (略) 五 需要者及び発電設備設置者の情報の変更
(託送供給契約の切替え) 第 2 5 4 条 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、スイッチング開始申込み及びスイッチング廃止申込みの双方を受け付けた日 (以下「マッチング日」という。) 以後の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日 (以下「スイッチング希望日」という。) において、託送供給契約の切替えを行う。但し、スイッチング希望日は、次の各号に掲げる日以降としなければならない。 一・二 (略)	(託送供給契約の切替え) 第 2 5 4 条 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、スイッチング開始申込み及びスイッチング廃止申込みの双方を受け付けた日 (以下「マッチング日」という。) 以後の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日 (以下「スイッチング希望日」という。) において、託送供給契約の切替えを行う。<u>ただし</u>、スイッチング希望日は、次の各号に掲げる日以降としなければならない。 一・二 (略)
(再点の申込み) 第 2 5 5 条 (略) 2 小売電気事業者は、需要者が小売供給契約の締結以前から電気の使用を開始している場合は、需要者からの申出に基づき、需要者の電気の使用開始日を再点日とできる。但し、需要者の電気の使用開始日が再点申込日から起算して 3 1 日を超えて遡る場合は、小売電気事業者は、スイッチング支援システムを利用することはできない。 3 前項<u>但書</u>に掲げる場合においては、小売電気事業者は、再点申込みに関し、個別に一般送配電事業者と協議を行うものとする。	(再点の申込み) 第 2 5 5 条 (略) 2 小売電気事業者は、需要者が小売供給契約の締結以前から電気の使用を開始している場合は、需要者からの申出に基づき、需要者の電気の使用開始日を再点日とできる。<u>ただし</u>、需要者の電気の使用開始日が再点申込日から起算して 3 1 日を超えて遡る場合は、小売電気事業者は、スイッチング支援システムを利用することはできない。 3 前項<u>ただし書</u>に掲げる場合においては、小売電気事業者は、再点申込みに関し、個別に一般送配電事業者と協議を行うものとする。
(スイッチング廃止取次) 第 2 6 0 条 (略) 2 新小売電気事業者は、スイッチング廃止取次に<u>あ</u>たって、現小売電気事業者に対し、次の各号に掲げる本人確認に必要な情報を提供する。 一～三 (略) 3 現小売電気事業者は、平日の営業時間内においては、スイッチング支援システムを利用して、1 時間に 1 回以上、新小売電気事業者からの廃止取次の申込みの有無を確認しなければならない。但し、システムトラブルその他やむを得ない事情のある場合についてはこの限りではない。 4 現小売電気事業者は、新小売電気事業者から提供を受けた第 2 項各号に掲げる情報の内容と自己の保有する情報の内容が一致する場合には、スイッチング支援システムを通じ、速やかにスイッチング	(スイッチング廃止取次) 第 2 6 0 条 (略) 2 新小売電気事業者は、スイッチング廃止取次に<u>当</u>たって、現小売電気事業者に対し、次の各号に掲げる本人確認に必要な情報を提供する。 一～三 (略) 3 現小売電気事業者は、平日の営業時間内においては、スイッチング支援システムを利用して、1 時間に 1 回以上、新小売電気事業者からの廃止取次の申込みの有無を確認しなければならない。<u>ただし</u>、システムトラブルその他やむを得ない事情のある場合についてはこの限りではない。 4 現小売電気事業者は、新小売電気事業者から提供を受けた第 2 項各号に掲げる情報の内容と自己の保有する情報の内容が一致する場合には、スイッチング支援システムを通じ、速やかにスイッチング

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
廃止取次を可とする旨を回答しなければならない。但し、新小売電気事業者のスイッチング廃止取次の申込みが需要者本人の意思に基づかないと窺われる特別の事情がある場合はこの限りでない。 5 (略) 6 (略)	廃止取次を可とする旨を回答しなければならない。<u>ただし</u>、新小売電気事業者のスイッチング廃止取次の申込みが需要者本人の意思に基づかないと窺われる特別の事情がある場合はこの限りでない。 5 (略) 6 (略)
(スイッチング廃止取次の委任を受けるときの説明義務) 第261条 (略) 一 新小売電気事業者が需要者の委任を受けた場合には、需要者に代わって、現小売電気事業者に対しスイッチング廃止取次を行うこと 二 新小売電気事業者の廃止取次に対して、現小売電気事業者が廃止取次を可とした場合、現小売供給契約が解約されること 三 現小売供給契約を解約した場合、違約金等の不利益が発生する可能性があること 四 (略)	(スイッチング廃止取次の委任を受けるときの説明義務) 第261条 (略) 一 新小売電気事業者が需要者の委任を受けた場合には、需要者に代わって、現小売電気事業者に対しスイッチング廃止取次を行うこと。 二 新小売電気事業者の廃止取次に対して、現小売電気事業者が廃止取次を可とした場合、現小売供給契約が解約されること。 三 現小売供給契約を解約した場合、違約金等の不利益が発生する可能性があること。 四 (略)
(低圧F I T電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合) 第266条 低圧F I T電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、本章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。<u>但し、第254条、第255条、第257条及び第259条から第261条までは適用しない。</u> (新設) (新設)	(低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合) 第266条 低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、<u>この章の規定は</u>、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。 <u>2 前項にかかわらず、低圧F I T電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条から第255条、第257条及び第259条から第261条までは適用せず、低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条、第253条、第255条第2項及び第3項並びに第257条は適用しない。</u> <u>3 第1項にかかわらず、一般送配電事業者と電気の特定契約を締結している低圧F I T電源がF I T買取期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条及び第252条から第262条までを適用しない。</u>
(緊急時の対応) 第267条 (略) 2 (略) 3 (略) 一 毎年度、本機関に対し、防災業務計画に定める情報を提出すること 二 本機関からの求めに応じ、防災訓練に参加すること 4 (略)	(緊急時の対応) 第267条 (略) 2 (略) 3 (略) 一 毎年度、本機関に対し、防災業務計画に定める情報を提出すること。 二 本機関からの求めに応じ、防災訓練に参加すること。 4 (略)
(電力需給等に関する情報の本機関への提出) 第268条 (略) 一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に維持された時間の比率の実績 (<u>但し</u>、離島における周波数の実績は除く。) ア～エ (略) 二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第45条に基づき電圧を測定した地点数並びに別表16-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率 三 (略) 四 その他本機関が電力需給の改善に<u>あたり</u>状況を継続的に確認することが必要と考える事項 2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び施行規則第45条に基づき記録	(電力需給等に関する情報の本機関への提出) 第268条 (略) 一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に維持された時間の比率の実績 (<u>ただし</u>、離島における周波数の実績は除く。) ア～エ (略) 二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第39条に基づき電圧を測定した地点数並びに別表16-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率 三 (略) 四 その他本機関が電力需給の改善に<u>当たり</u>状況を継続的に確認することが必要と考える事項 2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び施行規則第39条に基づき記録

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条に基づき国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に <u>あた</u> って必要となる情報を提供しなければならないものとする。	し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条に基づき国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に <u>当た</u> って必要となる情報を提供しなければならないものとする。
(事業者コード等の申請) 第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号(コード)の発行を本機関に申請しなければならない。 一～八 (略) (新設)	(事業者コード等の申請) 第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて本機関に提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号(コード)の発行を本機関に <u>対し</u> 申請しなければならない。 一～八 (略)
2 本機関は、前項により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。	2 <u>市場参加資格事業者は、容量市場システムへの市場参加資格事業者の基本情報の登録申込み等を行うために必要な場合、前項各号に掲げるコードの発行を、本機関に対し申請しなければならない(ただし、前項の申請によりコードの発行を受けた市場参加資格事業者は除く。)</u> 。 3 本機関は、前各項により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。
附則 (マージンの利用の暫定措置) 第4条 <u>業務規程第82条に掲げるシステム構築が完了するまでの間のマージン利用計画の扱いは、次の各号に定めるところによる。</u> 一 <u>マージンの一部の利用を可能とする連系線</u> <u>マージンの一部の利用を可能とする連系線は、業務規程別表9-1に掲げる東京中部間連系設備及び北海道本州間連系設備に限る。</u> 二 <u>マージン利用計画の値</u> ア <u>マージン利用計画の値は、昼間帯及び夜間帯ごとに一定値とする。</u> イ <u>週間計画におけるマージン利用計画の値は、月間計画における値と同一とする。</u> 三 <u>マージン利用計画の変更</u> ア <u>業務規程第69条に定める週間計画の更新以降、受給日の2営業日前の12時までは、マージン利用計画は変更することができない。但し、業務規程別表9-5に定める不可避免な変更又は発電トラブルによる変更の場合はこの限りでない。</u> イ <u>受給日の1営業日前の11時から前日の12時までの間にマージン利用計画の変更を希望する場合には、業務規程別表9-5に定める不可避免な変更として、その変更計画を提出する。</u>	附則 第4条 削除
附則(平成29年9月6日) (施行期日) 第1条 (略) 2 前項にかかわらず、第33条、第138条から第139条の2まで、第197条から第228条まで、第233条、第238条、第244条及び第269条並びに附則第2条から第5条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日(但し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。 3 (略)	附則(平成29年9月6日) (施行期日) 第1条 (略) 2 前項にかかわらず、第33条、第138条から第139条の2まで、第197条から第228条まで、第233条、第238条、第244条及び第269条並びに附則第2条から第5条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日(<u>た</u> だし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。 3 (略)

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
附則 (平成30年6月29日) (施行期日) 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。<u>但し</u>、附則第2条から第4条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。 (発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有) 第4条 一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、発電制約が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第236条第3項に定める提出時期までに、発電計画提出者と共有する。<u>但し</u>、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。 一・二 (略) 2 (略)	附則 (平成30年6月29日) (施行期日) 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。<u>ただし</u>、附則第2条から第4条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。 (発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有) 第4条 一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、発電制約が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第236条第3項に定める提出時期までに、発電計画提出者と共有する。<u>ただし</u>、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。 一・二 (略) 2 (略)
(新設)	<u>附則 (年 月 日)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u> <u>2 前項にかかわらず、第15条の2から第15条の19まで、第17条、第139条及び第269条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。</u>
(新設)	<u>(東北東京間連系線等の増強工事の特定負担者の取扱い期間)</u> <u>第2条 平成30年9月30日以前に接続契約を締結した、東北東京間連系線のほか、関連する地内基幹送電線の増強工事の特定負担者に適用される取扱いの期間は、増強工事後の東北東京間連系線の使用開始日又は当該特定負担者の発電機の運転開始日のいずれか遅い日(以下「起算日」という。)から、当該特定負担者の発電機を廃止(リプレースの場合を含む。)する日又は起算日から40年間経過した日のいずれか早い日までとする。</u>

（参考１－１）容量市場の概要及び ルール策定の考え方について

2019年3月13日

電力広域的運営推進機関

I. 容量市場の概要

1. 容量市場導入の必要性

- 1-1 容量市場導入の背景と目的
- 1-2 需給バランスの見通し

2. 容量市場による供給力確保の概要

- 2-1 各事業者の容量市場への関わり方
- 2-2 容量市場のオークションの仕組み
- 2-3 容量市場の市場分断の仕組み

3. 発電事業者等が容量市場へ参加する仕組み

- 3-1 発電事業者等の容量市場参加の考え方
- 3-2 容量市場のリクワイアメント
- 3-3 容量市場のペナルティ、容量確保契約金額の支払い
- 3-4 FIT電源、DR、自家発・小規模電源の容量市場への参加について

4. 小売電気事業者等が容量拠出金を負担する仕組み

- 4-1 小売電気事業者が負担する容量拠出金の算定方法
- 4-2 容量拠出金の試算例

5. その他

- 5-1 容量市場導入における経過措置
- 5-2 既存の相対契約について
- 5-3 発電設備等の情報掲示板
- 5-4 容量市場導入に向けたパブリックコメント・説明会の実施について

II. ルール策定の考え方

1. 容量市場の文書体系

2. 容量市場の業務全体像

3. 業務規程及び送配電等業務指針の策定の考え方

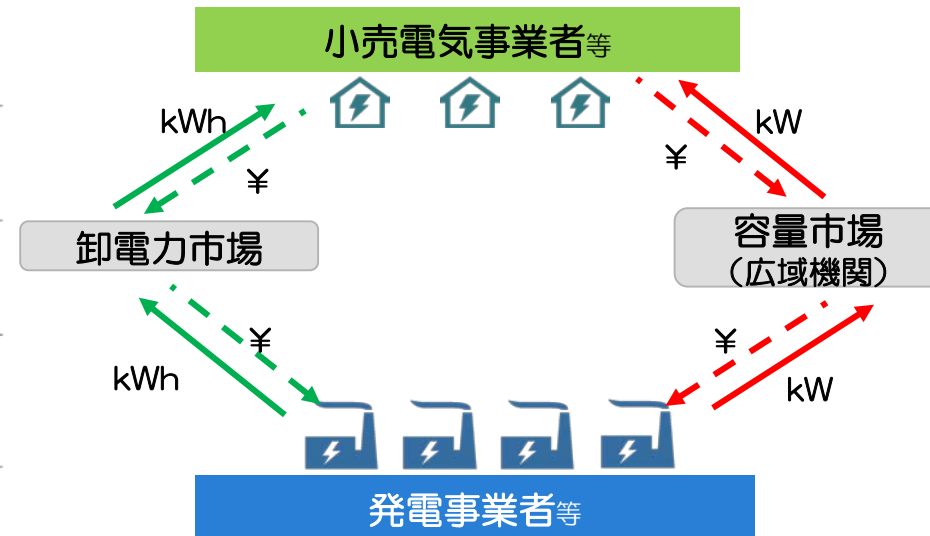
- 3-1 業務規程の条文構成の考え方
- 3-2 送配電等業務指針の条文構成の考え方

I. 容量市場の概要

- 広域機関は、2020年度から容量市場を開設するため、準備を進めています。
- 容量市場の概要についてご説明いたします。
 - ✓ 容量市場とは、電力量（kWh）ではなく、将来の供給力（kW）を取引する市場です。
 - ✓ 将来にわたる我が国全体の供給力を効率的に確保する仕組みとして、発電所等の供給力を金銭価値化し、多様な発電事業者等が市場に参加していただき供給力を確保する仕組みです。

【各市場の役割】

市場	役割	主な取引主体
容量市場	● 国全体で必要となる供給力（kW価値）の取引	広域機関
卸電力市場	● 需要家に供給するための電力量（kWh価値）の取引	小売電気事業者
需給調整市場	● ゲートクローズ後の需給ギャップ補填、30分未満の需給変動への対応、周波数維持のための調整力（ Δ kW価値+kWh価値）の取引	一般送配電事業者



1. 容量市場導入の必要性

1－1 容量市場導入の背景と目的

1－2 需給バランスの見通し

- 小売全面自由化や再エネの導入拡大による卸電力市場の取引拡大・市場価格の低下により、電源の投資予見性の低下が懸念されています。
- 電源投資が適切なタイミングで行われないと、中長期的な供給力不足や、需給がひっ迫する期間にわたる電気料金の高騰等の問題が生じると考えられます。
- そのため、下記の目的を効率的に達成するために、容量市場を導入します。
 - ✓ 予め必要な供給力を確実に確保すること※1
 - ✓ 卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットをもたらすこと※2

※1 再生可能エネルギーの大量導入に対して必要な調整力の確保の効果も期待します。

※2 容量市場の導入は中長期的にはkWh価格等の安定化が期待できるため、導入しない場合と比較して、小売電気事業者の負担になりません。

【諸外国の供給力確保の仕組み】

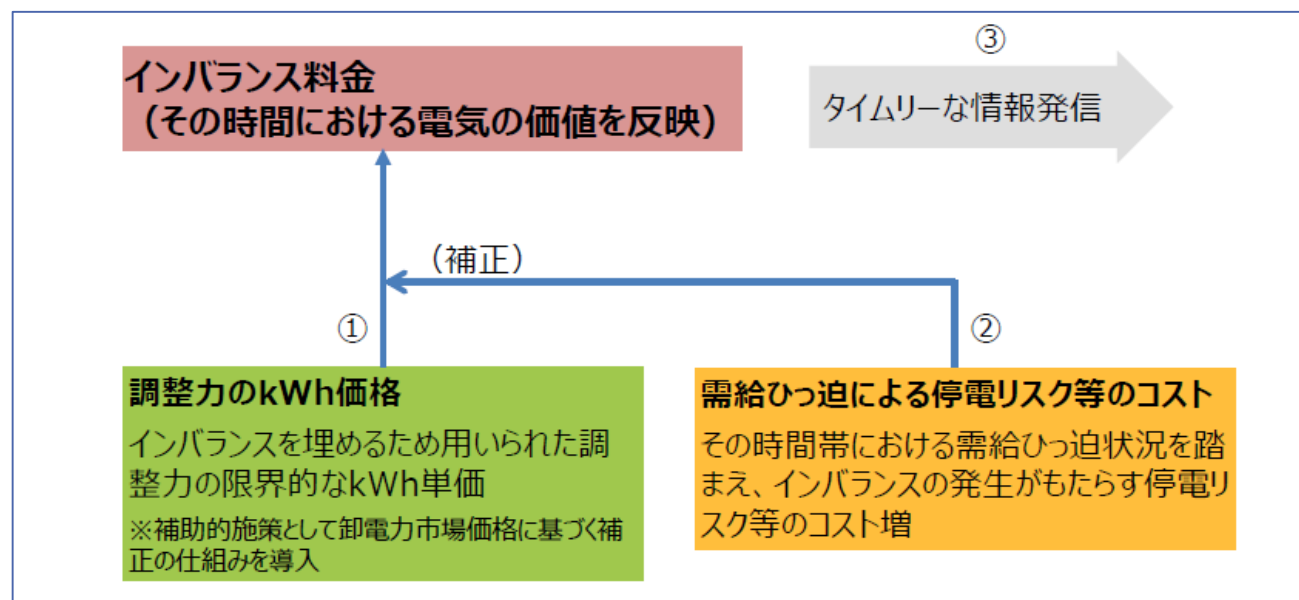
(第2回 市場整備WG資料よ)

	容量メカニズム	人為的な価格スパイク	Energy Only Market
概要	卸電力市場(kWh市場)とは別に、発電等による供給能力に対する価値を認め、その価値に応じた容量価格(kW価格)を支払う	発電投資回収を卸電力市場(kWh市場)に委ねるが、ある一定の供給力・予備力水準を下回った時点で、人為的に市場価格(kWh価格)を上昇させる。	発電投資回収を完全に卸電力市場(kWh市場)に委ね、需給ひっ迫時に市場価格(kWh価格)は無制限に上昇する
投資回収イメージ	kW価格+kWh価格 kWh kW 供給力・予備力	kWh価格 kWh 供給力・予備力	kWh価格 kWh 供給力・予備力
実施国	米国PJM イギリス 等	米国ERCOT 等	ノルウェー(2020年予定) スウェーデン(2020年予定) 豪州 (上限価格有)

- 発電事業者及び小売電気事業者は、計画値同時同量制度において、計画値と実績値が乖離している場合、インバランス精算の対象となります。
- 今後のインバランス料金の考え方として、その時間における電気の価値を反映するとして、調整力のkWh価格（卸電力市場価格に基づく補正）や、需給ひっ迫による停電リスク等のコストの反映について議論がなされています。
- 容量市場により、需給状況が安定することとなれば、卸電力市場の価格の安定化に加えて、インバランス料金の安定化にも繋がるため、小売電気事業者・発電事業者の安定した事業運営に資すると考えられます。

【今後のインバランス料金の考え方】

(第36回 制度設計専門会合資料より抜粋)



	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
北海道	21.8%	10.9%	28.3%	28.1%	28.8%	29.0%	28.9%	29.2%	28.9%	39.8%
東北	8.4%	8.5%	11.3%	8.4%	8.7%	11.7%	12.8%	13.0%	13.0%	12.9%
東京	8.4%	8.5%	11.3%	8.4%	8.7%	11.7%	12.8%	13.0%	13.0%	12.9%
中部	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
北陸	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
関西	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
中国	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
四国	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
九州	12.6%	10.0%	11.8%	9.6%	10.9%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
9社合計	11.1%	9.4%	12.1%	9.0%	9.9%	12.2%	13.0%	12.7%	12.8%	13.0%

2. 容量市場による供給力確保の概要

- 2-1 各事業者の容量市場への関わり方
- 2-2 容量市場のオークションの仕組み
- 2-3 容量市場の市場分断の仕組み

■ 広域機関は、容量市場で、実需給期間の4年前に全国で必要な供給力を一括して確保します※1。

➤ 広域機関：オークションを開催して、落札電源と約定価格を決定します。

実需給期間に、全ての小売電気事業者から容量拠出金をいただき、発電事業者（落札電源）に容量確保契約金額を支払います。

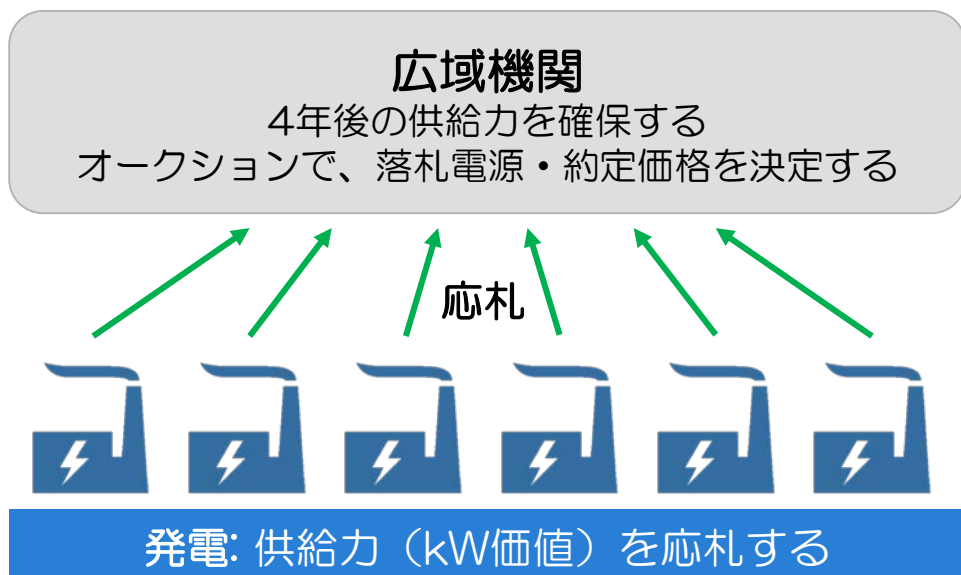
➤ 発電事業者等※2：オークションに応札します。落札した場合、供給力を提供します。

➤ 小売電気事業者※3：容量拠出金を広域機関に支払います。（オークションに参加しません）

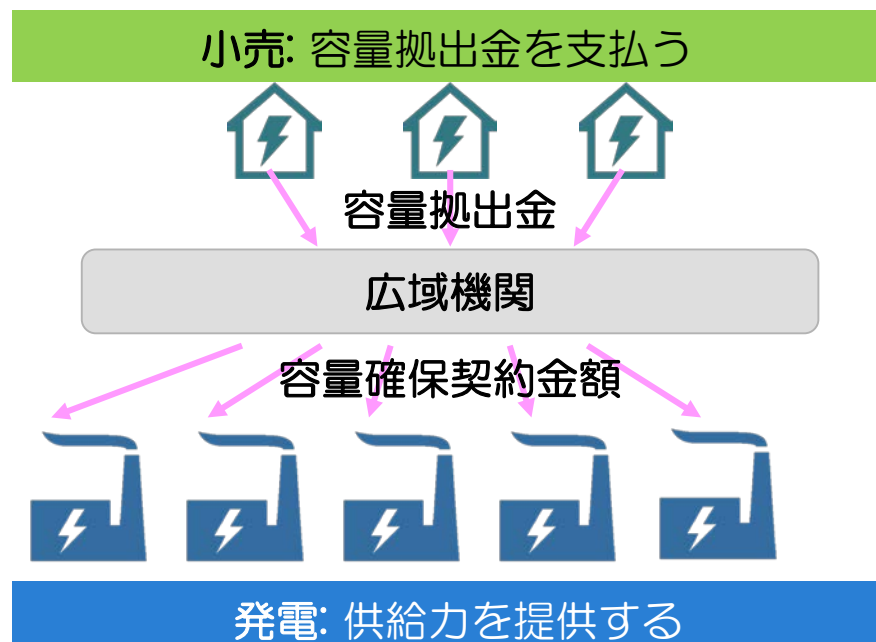
※1 1年前に追加オークションを行い、過不足を調整することがあります。

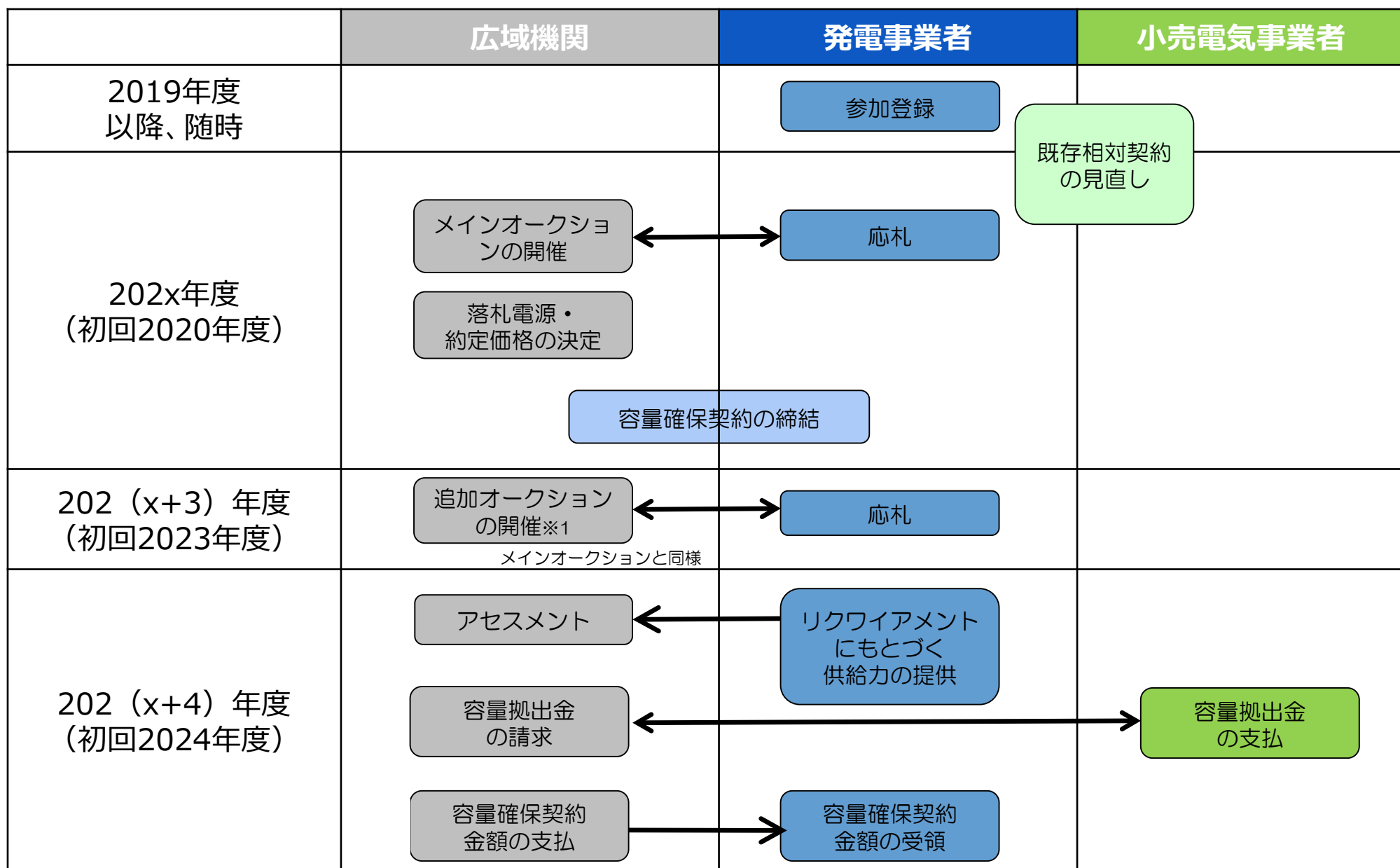
※2 ネガワット事業者等もオークションに参加できます。 ※3 一般送配電事業者も負担を行います。

オークションの開催（2020年以降、毎年開催）



実需給期間（オークションの4年後）



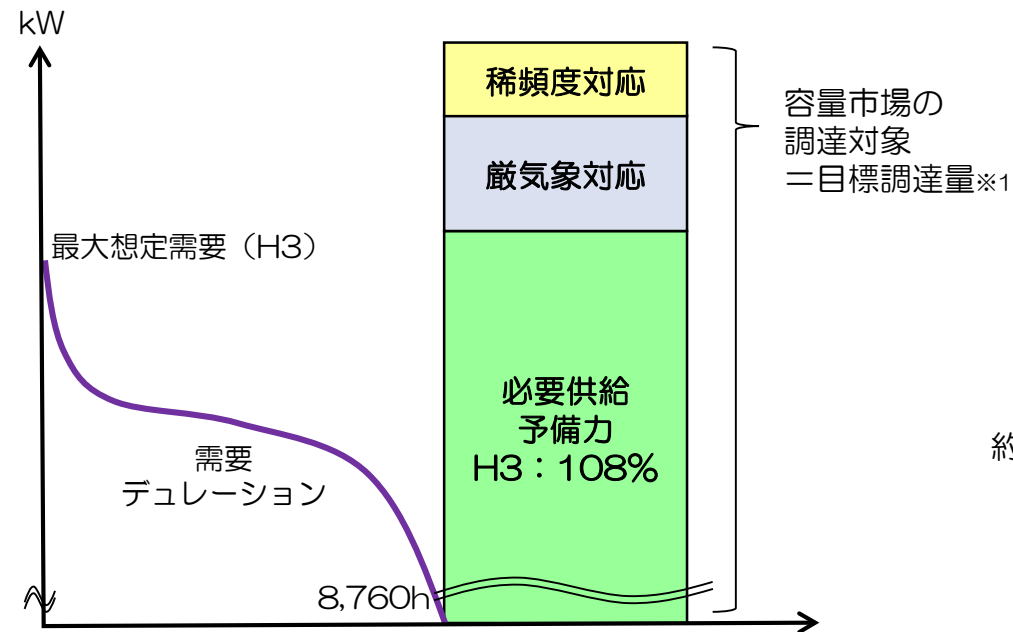


※1 追加オークションは必要に応じて開催

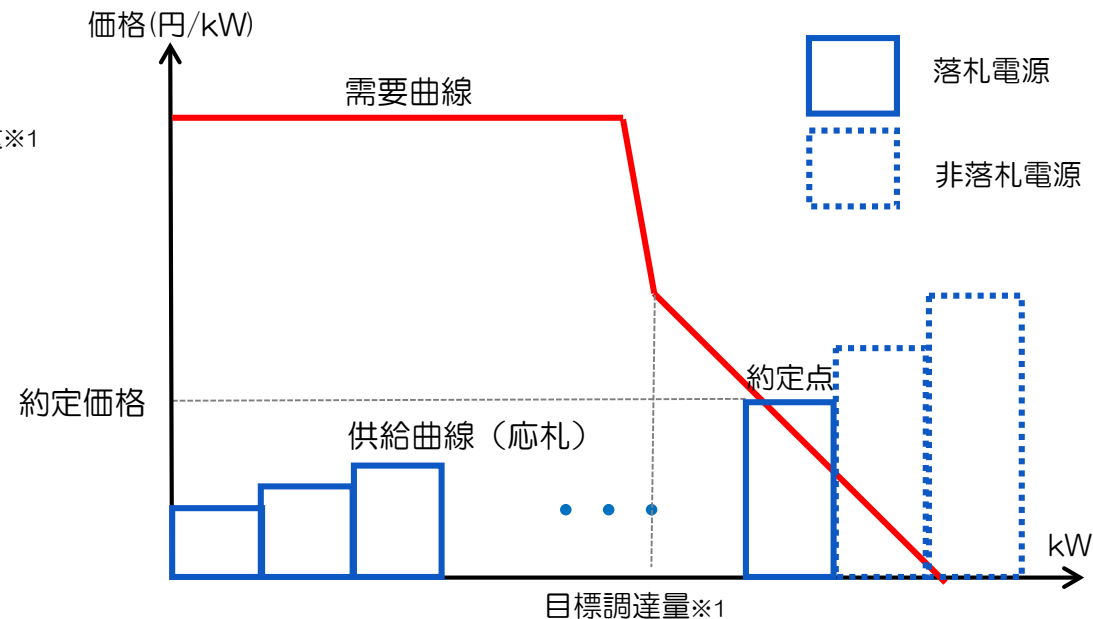
- 容量市場は、買い手は広域機関、売り手は発電事業者等となるオークションです。
 - ✓ 広域機関は、全国で必要な供給予備力等に基づき、需要曲線（買入れ札曲線）を設定します※1。
 - ✓ 発電事業者等は、電源等毎（計量単位毎）に、応札量と応札価格（円/kW）を決めて、応札します。
- 落札電源は、応札価格が安い順に並べ需要曲線との交点（約定点を含む応札）までとします※2。
- 約定価格は、シングルプライスオークションとして、約定点の価格とします。約定価格に応札量を掛けた額が容量確保契約金額となります※3。

※1 容量市場で確保する容量は、必要な供給予備力等からFIT分の容量を差し引きます。
 ※2 DR等、発動回数に制約がある電源等は、別途、落札できる上限量を設定します。
 ※3 リクワイアメントを満たせない場合、減額することがあります。

【容量市場で調達する供給力】



【需要曲線と落札電源・約定価格のイメージ】



- 容量市場は全国単一の市場としてオークションを行います※1。
- ただし、地域間連系線に制約があるため、各エリアの供給信頼度を経済的に確保するため、市場を分断することがあります※2。
- 市場分断が発生した場合は、エリアにより約定単価が異なることになります。

※1 沖縄、離島等を含みません。

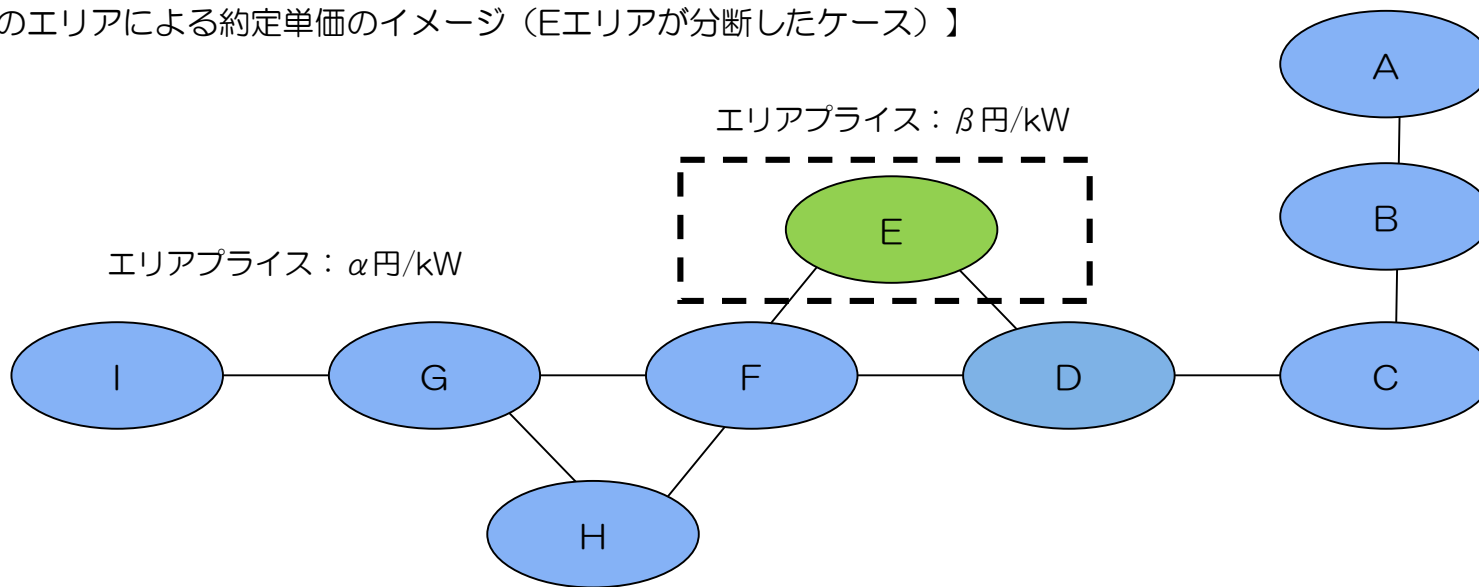
※2 供給信頼度は、確保した供給力において、偶発的な需給変動が発生した場合の供給力不足の期待値で評価します。

各エリアは地域間連系線で連系されているため、他エリアの供給力の余力を考慮できます。

あるエリアの供給信頼度が、他エリアの余力を連系線制約の限界まで考慮しても確保できない場合、そのエリアで供給力を追加する必要があります。

その場合、全国での安価な順での追加とならないため、市場を分断して、約定価格をエリア毎に設定することで、容量抛出金の総額が必要以上に高くないようにします。

【市場分断時のエリアによる約定単価のイメージ（Eエリアが分断したケース）】



- 全国で安価な順に落札電源を決めた結果、Eエリアの供給信頼度が確保できなかった場合、Eエリアを市場分断します。
- Eエリアの落札できなかった電源の中で安価な電源をEエリアの供給信頼度が確保できるまで追加約定します※3。
- 市場分断したEエリアとEエリア以外では約定単価が異なります。

※3 追加落札量相当は、Eエリア以外で供給信頼度を満たす範囲で高価な順に落札量を減少します。

3. 発電事業者等が容量市場へ参加する仕組み

- 3-1 発電事業者等の容量市場参加の考え方
- 3-2 容量市場のリクワイアメント
- 3-3 容量市場のペナルティ、容量確保契約金額の支払い
- 3-4 F I T電源、DR、自家発・小規模電源の容量市場への参加について

- 容量市場は、基本的に、安定的な供給力を提供できる全ての電源等が参加できます。
- 容量市場への参加は任意であり、義務ではありません。
 - 発電事業者等は、リクワイアメントとペナルティの想定額等を踏まえて、容量市場への参加を選択できます。
 - 容量市場に参加しない場合や、落札できなかった場合は、容量確保契約金額は受け取れません。
- 容量市場（kW価値）に参加して落札した電源等は、別の価値を扱う市場（卸電力市場（kWh価値）や需給調整市場（ΔkW価値、およびkWh価値））に参加することができます。
- 相対契約を締結している電源等も容量市場に参加することができます。
 - 小売電気事業者は相対契約を締結していても容量拠出金の支払いが必要となります。そのため、相対契約を締結している発電事業者等は、相対契約を踏まえたオークションの参加判断が必要となります。

【各市場の役割】

市場	役割	主な取引主体
容量市場	● 国全体で必要となる供給力（kW価値）の取引	広域機関
卸電力市場	● 需要家に供給するための電力量（kWh価値）の取引	小売電気事業者
需給調整市場	● ゲートクローズ後の需給ギャップ補填、30分未満の需給変動への対応、周波数維持のための調整力（ΔkW価値+kWh価値）の取引	一般送配電事業者

- 広域機関は、発電事業者等とオークションで落札された電源等毎に容量確保契約を締結します。
- 容量確保契約では、実需給期間における供給力提供の具体的な方法（以下、リクワイアメント）を取り決めます。
- リクワイアメントは、エリア全体の需給状況によって、平常時、需給ひっ迫のおそれがあるときの要件を設定しています。
 - ✓ 平常時は、主に、年間で一定時期や一定時間以上の稼働可能な計画を要件としています。
 - ✓ 需給ひっ迫のおそれがあるときは、主に、電気の供給や卸電力市場等への応札を要件としています。

（第28回 制度検討作業部会資料より抜粋（従来型電源の主な項目））

＜平常時の計画停止等＞

- ① 年間で一定時期や一定時間以上、稼働可能な計画としていること。
 - ・ 稼働可能な計画とは、広域機関に計画停止を申請していないこととする。
 - ・ 一般送配電事業者との間で停止期間の調整をしていない場合、計画停止とは認めない。
- ② 計画外停止しないこと
 - ・ 計画外停止とは、計画停止以外の稼働できない状態の電源を指す。
 - ・ 必要に応じ一定の条件下で稼働できる状態にある電源は、計画外停止としない。

＜平常時の市場応札＞

- ① 稼働可能な計画となっている電源における余力を応札する。
- ② 相対契約等を締結している場合、小売電気事業者が活用しない余力を市場へ応札すること。

＜需給ひっ迫のおそれがあるとき＞

需給ひっ迫のおそれがあるときに、稼働可能な計画となっている電源は、小売電気事業者との契約により電気を供給すること、若しくは、スポット市場等の卸電力市場・需給調整市場に応札すること、加えて、一般送配電事業者の指示等があった場合に電気を供給すること等。

- 広域機関は、電源等のリクワイアメントの達成状況に応じて発電事業者等に容量確保契約金額を支払います。
- リクワイアメント未達成の場合、経済的ペナルティとして、広域機関が発電事業者等へ支払う容量確保契約金額を減額したり、ペナルティの徴収を行います。
- なお、ペナルティの徴収は、容量確保契約金額の10%を上限とします。
- 発電事業者等への支払いは、実需給年度に開始し、月毎に行う予定です。

（第28回 制度検討作業部会資料より抜粋（従来型電源の主な項目））

＜平常時のペナルティ＞

- 経済的ペナルティ額 = ペナルティ対象となる停止日数（日）× 容量確保契約金額 × 0.6（%/日）
- ペナルティ対象となる停止日数〔日〕 = （計画停止日数 + 計画外停止日数 × 5）- 180

＜需給ひっ迫のおそれがあるときのペナルティ＞

- 経済的ペナルティ額 = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート
- ペナルティレート（¥/kW・h） = 容量確保契約金額 × 100 ÷ （容量確保契約量（kW）・ Z（h））
- なお、Zとは、1年間で需給ひっ迫のおそれがあるときとなることが想定される時間とする。

＜共通＞

- 経済的ペナルティの月間上限額は、容量確保契約金額の1/6（≒18.3%）とする。
- 経済的ペナルティの年間上限額は、容量確保契約金額の110%とする。

<FIT電源の扱い>

- 実需給期間にFITの適用を受けて、FIT制度において固定費を含めた費用回収が行われている電源は、容量市場に参加することができません。

<DRの扱い>

- DRは、アグリゲート等により供給力を提供できる場合、発動指令電源として、容量市場に参加することができます。
 - ✓ 応札は、アグリゲーター単位でエリア毎となります。最小応札単位は1,000kWです。
 - ✓ 4年前のメインオークションから参加します。（応札量は、アグリゲーターが確保済み、確保見通しの需要家等から算定します）
 - ✓ 落札したアグリゲーターは、実需給の2年前に需要家リストを提出し、実効性テストを受けます。落札量は実効性テストの結果で確定します。
 - ✓ 発動指令電源のリクワイアメントは、年間発動回数は12回、指令応動は3時間、発動後の継続時間は3時間とします。

<自家発・小規模電源の扱い>

- 1,000kW以上の自家発で安定的に供給力を提供できる電源は、容量市場に参加できます。
- 1,000kW未満の小規模電源や自家発は、アグリゲート等により供給力を提供できる場合、発動指令電源として、容量市場に参加することができます。

■ 電源等は、下記の登録区分で参加いただくことを考えています。

電源 / 需 要 家	容量	電源種別	発電方式別	発電事業者		発電事業者以外	
				事業用電気工作物	自家用電気工作物（自家発電設備 ※2を含む）		
				供給計画に計上されている電源		供計ガイドラインに基づく期待容量の電源 （安定的に供給力を提供出来る自家発）	供計ガイドラインに基づかない期待容量の電源 （安定的に供給力を提供出来ない自家発）
電源	1,000kW以上	水力	一般（貯水式）	安定電源		発動指令電源	
			一般（自流式）	安定電源／変動電源 ※1			
			揚水	安定電源			
		火力	石炭・L N G 石油・L P G その他ガス 瀝青質混合物 その他				
		原子力	—				
		新エネルギー等	風力・太陽光	変動電源			
			地熱・バイオマス・ 廃棄物	安定電源			
	1,000kW未満	水力・火力 原子力 新エネルギー等	同上	発動指令電源			
DR	1,000kW以上	—	—	発動指令電源			

※1 ダム水位から供給力を算定している場合およびL5供給力に調整能力を加味している場合は安定電源、L5のみで供給力を算定している場合は変動電源とする。

※2 自家用電気工作物の内、生産計画の変動により、提供出来る供給力が変動する電源を指す。

(参考) FITの対象電源と調達期間、支払い単価 (資源エネルギー庁提供)

20

急速なコストダウンが見込まれる電源

地域との共生を図りつつ、緩やかに自立化に向かう電源

電源 【調達期間】	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	価格目標		
事業用太陽光 (10kW以上) 【20年】	4 0 円	3 6 円	3 2 円	2 9 円 2 7 円※1	2 4 円	入札制 (2,000kW以上)		入札制 (500kW以上) 1 4 円 (10kW以上500kW未満)			7 円 (2025年)		
				2 1 円 (10kW以上2,000kW未満)		1 8 円 (10kW以上2,000kW未満)							
住宅用太陽光 (10kW未満) 【10年】	4 2 円	3 8 円	3 7 円	3 3 円 3 5 円※2	3 1 円 3 3 円※2	2 8 円 3 0 円※2	2 6 円 2 8 円※2	2 4 円 2 6 円※2			卸電力 市場価格 (2025年)		
				※2 出力制御対応機器設置義務あり(2020年度以降は設置義務の有無にかかわらず同区分)									
風力 【20年】	2 2 円(20kW以上) ※4					21円 (20kW以上) ※4	2 0 円 ※4	1 9 円 ※4	1 8 円 ※4		8 ~ 9 円 (2030年)		
	5 5 円(20kW未満) ※3												
	3 6 円 (洋上風力 (着床式・浮体式))					3 6 円 (着床式) ※5							
						3 6 円(浮体式)							
バイオマス 【20年】	2 4 円(バイオマス液体燃料)					2 4 円 (20,000kW以上)	入札制	入札制			FIT制度 からの 中長期的な 自立化を 目指す		
						2 4 円 (20,000kW未満)							
	2 4 円(一般木材等)					2 4 円 (20,000kW以上)	入札制 (10,000kW以上)	入札制 (10,000kW以上)					
						2 4 円 (20,000kW未満)	2 4 円 (10,000kW未満)	2 4 円 (10,000kW未満)					
	3 2 円(未利用材)			4 0 円(2,000kW未満)								4 0 円	
							3 2 円(2,000kW以上)					3 2 円	
	1 3 円(建設資材廃棄物)						1 3 円						
	1 7 円(一般廃棄物その他バイオマス)						1 7 円						
地熱 【15年】	3 9 円 (メタン発酵バイオガス発電 ※8)						3 9 円						
	2 6 円(15,000kW以上) ※4						2 6 円						
	4 0 円(15,000kW未満) ※4						4 0 円						
水力 【20年】	2 4 円(1,000kW以上30,000kW未満)※4					2 4 円	2 0 円(5,000kW以上30,000kW未満) ※4		2 0 円				
							2 7 円 (1,000kW以上5,000kW未満) ※4		2 7 円				
	2 9 円(200kW以上1,000kW未満) ※4						2 9 円						
	3 4 円(200kW未満) ※4						3 4 円						

※3 小型風力は、真に開発中の案件に限って経過措置を設ける。 ※4 風力・地熱・水力のリブレースについては、別途、新規認定より低い買取価格を適用。 ※5 一般海域利用ルール適用案件は、ルール開始に合わせて入札制移行。

※6 新規燃料は、副産物も含めて、持続可能性に関する専門的・技術的な検討において持続可能性の確認方法が決定されたもののみをFIT制度の対象とし、この専門的・技術的な検討の結果を踏まえ、調達価格等算定委員会にて取扱いを検討。

※7 石炭混焼案件について、一般木材等・未利用材・建設資材廃棄物との混焼を行うものは、2019年度よりFIT制度の新規認定対象とならないことを明確化し、2018年度以前に既に認定を受けた案件が容量市場の適用を受ける場合はFIT制度の対象から外す。一般廃棄物その他バイオマスとの混焼を行うものは、2021年度よりFIT制度の新規認定対象から除き、2020年度以前に認定を受けた案件が容量市場の適用を受ける場合はFIT制度の対象から外す。

※8 主産物・副産物を原料とするメタン発酵バイオガス発電は、具体的な事業計画に基づく詳細なコストデータが得られるまでの当面の間、FIT制度の新規認定を行わない。

4. 小売電気事業者等が容量拠出金を負担する仕組み

4-1 小売電気事業者が負担する容量拠出金の算定方法

4-2 容量拠出金の試算例

- 小売電気事業者は広域機関が算定した容量拠出金を支払う必要があります。相对契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者にお支払いいただきます。
- 各小売電気事業者に負担いただく容量拠出金は、エリアの最大需要発生時における小売電気事業者間のkW比率（シェア）で算定します。
- kW比率は、実需給年度の前年度の夏季ピーク、冬季ピークの実績で半年毎に算定します。また、実績以降にシェアの変動があった場合、補正を行います。
 （夏季ピーク） 7月、8月、9月の各月における最大需要発生時（1時間）における電力使用量を合計したもの（kW）の、当該期間における比率
 （冬季ピーク） 12月、1月、2月の各月として、夏季と同様の考え方
- オークションが市場分断した場合、容量拠出金は分断エリア毎に算定します。
- 小売電気事業者への請求は、実需給年度に開始し、月毎に行う予定です※1。

※1 小売電気事業者が費用支払に応じなかった場合、広域機関の定款または業務規程に基づき、広域機関による当該会員の名称の公表や、当該会員に対する指導または勧告若しくは制裁が行われることになります。それでもなお、改善が見られない場合は、必要に応じ、電気事業法に基づく経済産業大臣による供給能力確保その他必要な措置をとることの命令、あるいは、業務改善命令の発出が検討されることとなります。

【各小売電気事業者の容量拠出金の算定イメージ】



▲：各月の小売りのシェア変動に伴う請求金額の調整

- 各小売電気事業者の容量拠出金は、主に、エリアの最大需要発生時における小売電気事業者のkW実績とオークションの約定価格で決まります。

- 例えば、ピーク時のkW実績が約1万kWの小売電気事業者の場合、オークションの約定価格が2,000円/kW※1であれば、容量拠出金は年間で約2,300万円（2024年度であれば約1,400万円）程度と試算できます。
- 容量市場の導入は、kWh価格等を安定化することが期待でき、中長期的には小売電気事業者の追加的な負担とはなりません、相対契約の締結等がない場合、短期的には負担となることがあります。

※1 2,000円/kWに根拠はありません。実際にはオークション結果で、上限価格と下限価格の間で決定することになります。

試算項目	試算例	試算例（2024年度）
全国の容量拠出金の総額 ✓ オークションの落札容量が18,000万kW、約定価格が2,000円/kWの場合 ✓ 仮に、落札電源の全てが既設電源の場合	18,000 万kW × 2,000円/kW = 約3,600億円	18,000 万kW × 2,000円/kW = 約3,600億円
当該エリアの容量拠出金の総額 ✓ 当該エリア/全国エリアのH3需要比率=34.4%の場合（全国16,000万kW、当該エリア5,500万kW） ✓ 市場分断が無い場合、3,600億円を各エリアのH3需要比率で各エリアに配賦	3,600億円 × 34.4% = 約1,240億円	3,600億円 × 34.4% = 約1,240億円
小売電気事業者の負担額 ✓ 調達量がH3需要の112%、一般送配電事業者負担分が6%の場合 ✓ 小売電気事業者の負担額は、エリアの容量拠出金の総額から一般送配電事業者の負担額を除く ✓ 2030年度まで既設電源に経過措置を反映（2024年度で▲42%の場合）	[一般送配電負担額] 1,240億円 / 112% × 6% = 約70億円 [小売負担額] 1,240億円 - 70億円 = 約1,170億円	[一般送配電負担額] 1,240億円 / 112% × 6% = 約70億円 [小売負担額] (1,240億円 - 70億円) × (100% - 42%) = 約680億円
当該の小売電気事業者（1万kW：シェア0.02%）の容量拠出金	1,170 億円 × 0.02 % = 約 2,300万円	680 億円 × 0.02 % = 約 1,400万円

※ この試算については、簡易的に丸めて算定しています。

5. その他

- 5-1 容量市場導入における経過措置
- 5-2 既存の相対契約について
- 5-3 発電設備等の情報掲示板
- 5-4 容量市場導入に向けたパブリックコメント・説明会の実施について

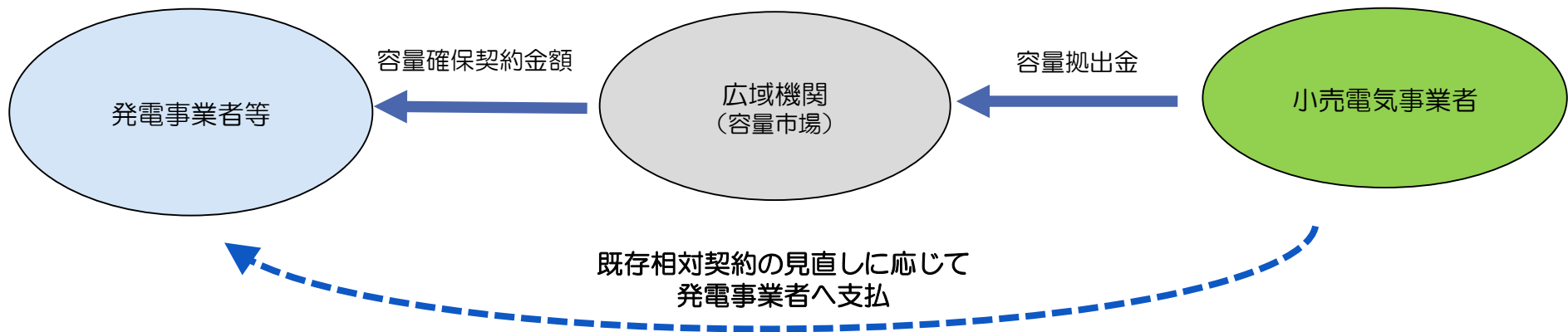
- 容量市場の導入直後は、小売電気事業者の急激な負担を緩和する観点から、経過措置を講じます。
- 経過措置は、2010年度末以前に建設された電源の容量確保契約金額に対して、一定の控除率を設定して、支払額を減額します。
- 経過措置による容量確保契約金額の減額分は、小売電気事業者が支払う容量拠出金を減額することとします。
- 経過措置の控除率は段階的に減少し、実需給期間が2030年度分以降は経過措置はありません。

【経過措置の控除率（実需給期間）】

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
控除率	42%	35%	28%	21%	14%	7%	0%

- 容量拠出金は、相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者が支払います。
 - ✓ 相対契約を締結している小売電気事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生します。
 - ✓ 発電事業者等は相対契約による収入に加えて、容量市場で落札すれば、収入を追加的に得ることができることとなります。
- 既存の相対契約については、容量市場の趣旨を踏まえ、容量確保契約の締結や実需給期間までに、適切に見直される必要があると考えられます。
- なお、契約見直しを行う際の考え方は、経済産業省において検討中の既存契約の見直し指針をご参考下さい。

【相対契約を締結している場合の金銭の流れ】



- 容量市場の導入に向けて、事業者の多様な電源調達・販売が可能となる環境整備が重要と考えています。
- 広域機関では、2019年4月から、発電設備等の情報掲示板の提供を行う予定です。

【情報掲示板の概要】

	具体的な内容
目的	①容量市場の導入による事業環境の変化に対して、事業者が多様な電源調達手段を取り得る環境を作ること ②相対契約のない販売先未定電源等（廃止・休止予定電源を含む）の電源を持つ事業者と相対契約を希望する事業者との間で、発電設備等に関する情報提供を可能とすること なお、発電設備の情報掲示板への掲載判断は、事業者の判断で行うものとする。
管理者	掲載情報に関する取扱いの中立性が求められるため、広域機関が管理者となることとする。 なお、情報掲示板を契機とする交渉・契約等は事業者の責任で行うものとする。
掲載情報	情報掲示板に必須で掲載を求める情報に関しては最小限に留め、それ以上の情報については、問い合わせ時に当事者間で確認することとする。 なお、小売電気事業者からの相対契約の希望等についても情報掲示板に掲載できることとする。 ＜項目＞ 売/買区分、事業者名、問い合わせ先、電源所在エリア、掲載期限、その他任意掲載欄
参加者	発電事業者、小売電気事業者、その他電気供給事業者 また、掲示板利用希望者には広域機関からログインID等を発行する等により、セキュリティ向上や掲示板情報の品質確保を図る。
その他留意事項	発電設備に関する契約の締結までには、関連ルール（送電制約、環境制約等の諸条件の確認等）等、発電設備の置かれた条件について当事者間での十分な確認が必要である。

- 広域機関では容量市場導入に向け、以下の通りパブリックコメント及び説明会の実施を予定しています。

内容	補足	説明の機会	予定	対象
容量市場の概要等			適宜	全事業者
広域機関の定款・業務規程・送配電等業務指針の改定案	容量市場のルール	パブリックコメント	2019年3月	全事業者
		総会	2019年6月	
容量市場の募集要綱（案）	オークションの入札方法	事業者説明会、パブリックコメント	2019年度上期	全事業者
容量市場業務マニュアル（ガイドライン）	容量市場に関する業務方法		2019年度上期	全事業者
システム操作マニュアル	容量市場システムの操作方法		2019年度下期	発電事業者等

お問い合わせ先：電力広域的運営推進機関
 mail:youryou_inquiry@occto.or.jp（@は半角に変更して下さい）

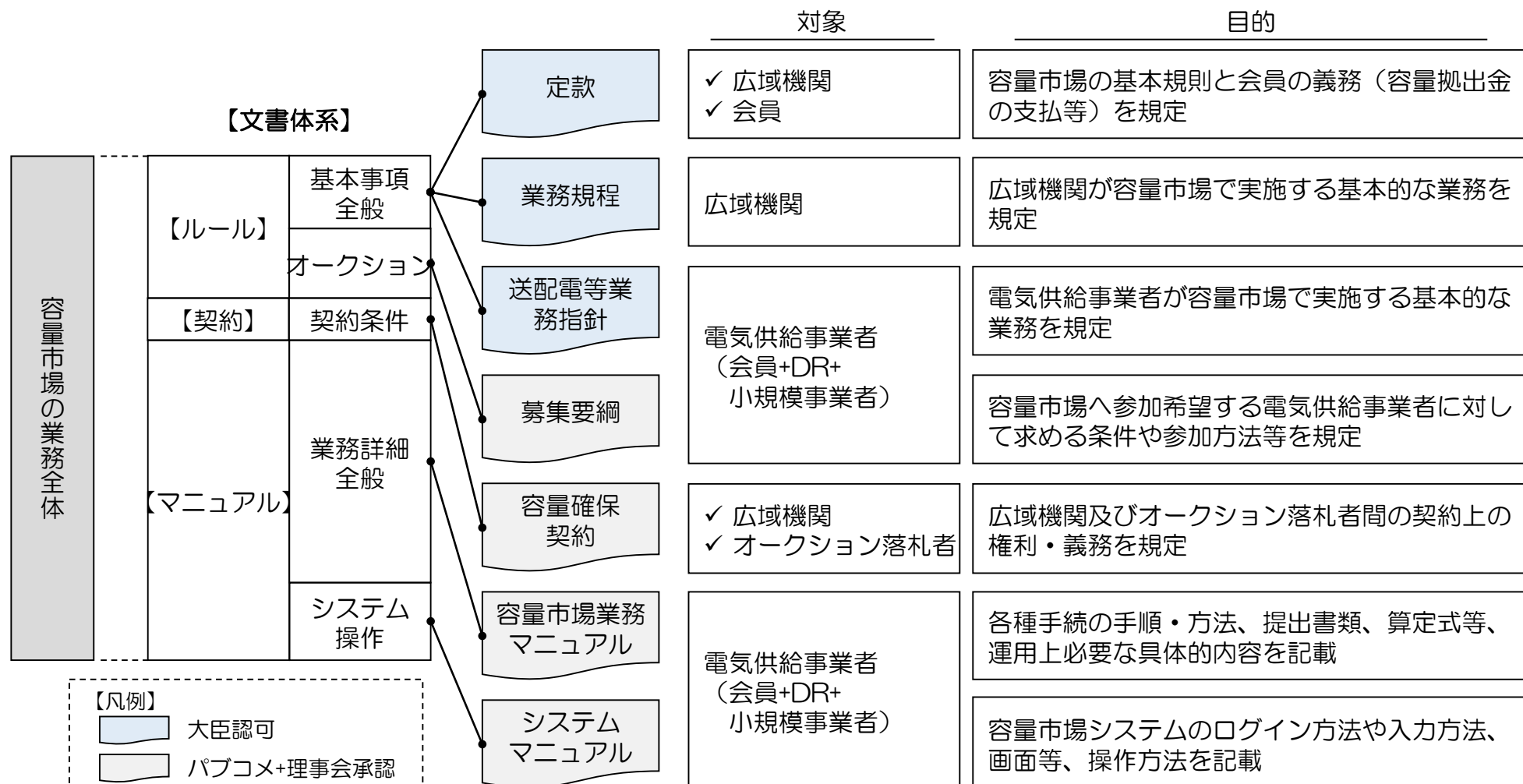
II. ルール策定の考え方

1. 容量ルールの文書体系

- 容量市場ルールの文書体系をまとめると以下の通り（7種類の文書で構成※）です。

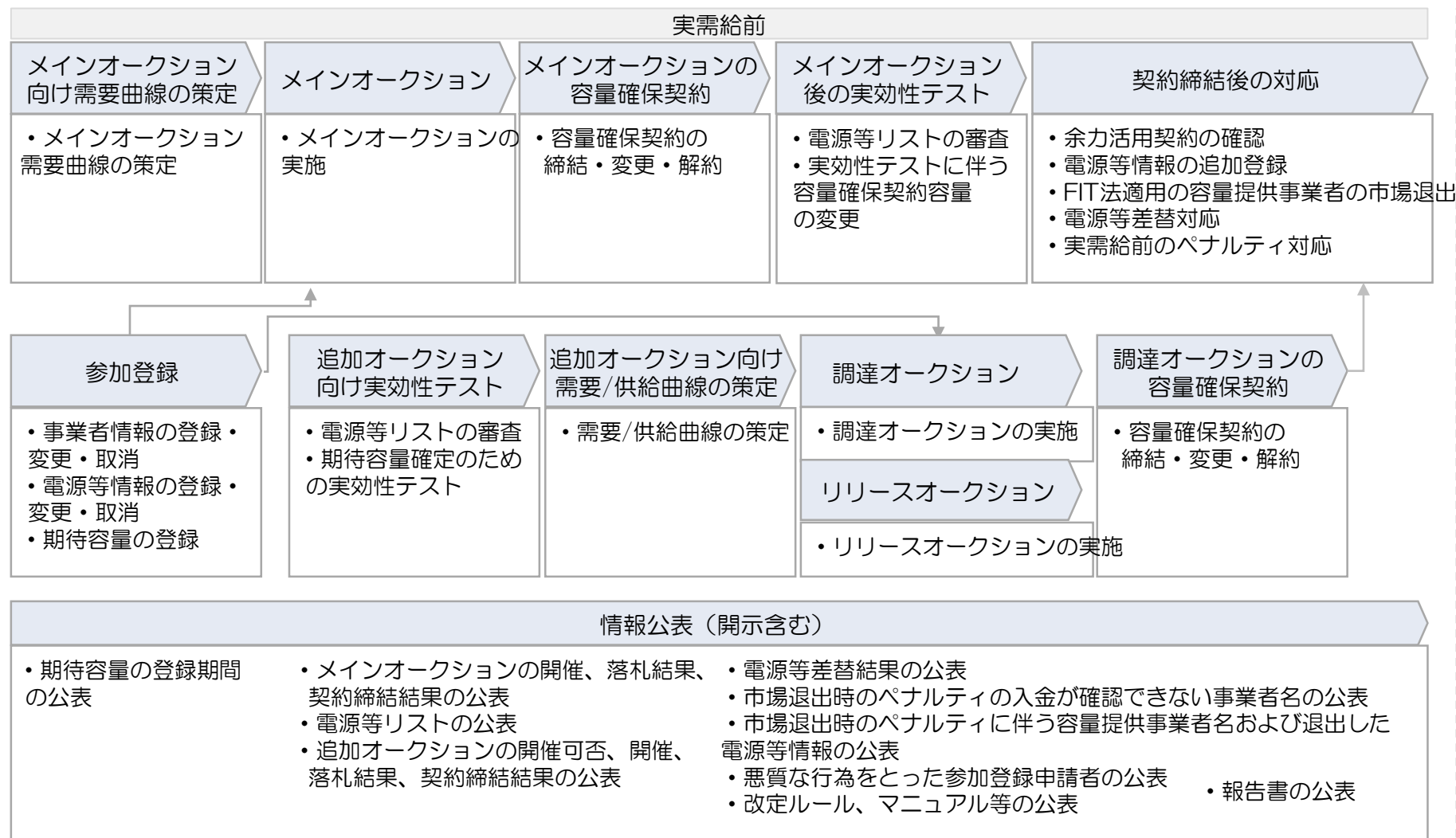
※運用に必要な様式等は除く

- 容量市場導入にあたり、定款、業務規程、送配電等業務指針を変更します。これらにはルール骨子を記載し、運用に係わる具体的な内容は容量市場業務マニュアルや募集要綱等に記載する予定です。



2. 容量市場の業務全体像

■ 容量市場の実需給前の業務は、以下となります。

(2/2)
へ続く

■ 容量市場の実需給後の業務は、以下となります。

(1/2)
からの
続き

実需給後				
契約締結後の対応	リクワイアメント ・アセスメント	ペナルティ	費用回収	支払
・特別オークションの実施 ・電源等リストの変更に伴う審査 ・FIT適用の落札事業者の市場退出 ・電源差替対応 ・市場退出時のペナルティ ・容量確保契約の変更・解除	・リクワイアメントに対する評価(計画停止) ・リクワイアメントに対する評価(市場応札) ・リクワイアメントに対する評価(需給ひっ迫時の一般送配電事業者からの指示) ・リクワイアメントに対する評価(発動指令電源提供者) ・サンプルチェック ・アセスメント結果通知	・ペナルティの確定	・容量拠出金の請求額の計算 ・容量拠出金の徴収 ・容量拠出金の還元 ・容量拠出金の未収金徴収	・容量オークション落札事業者への支払額の計算と支払 ・経済的ペナルティ額が支払額を超過した場合の請求
情報公表（開示含む）				フォローアップ
・電源等差替結果の公表 ・市場退出時のペナルティの入金が確認できない事業者名の公表 ・市場退出時のペナルティに伴う容量提供事業者名および退出した電源等情報の公表 ・悪質な行為をとった参加登録申請者の公表 ・改定ルール、マニュアル等の公表			・報告書の公表	・フォローアップ

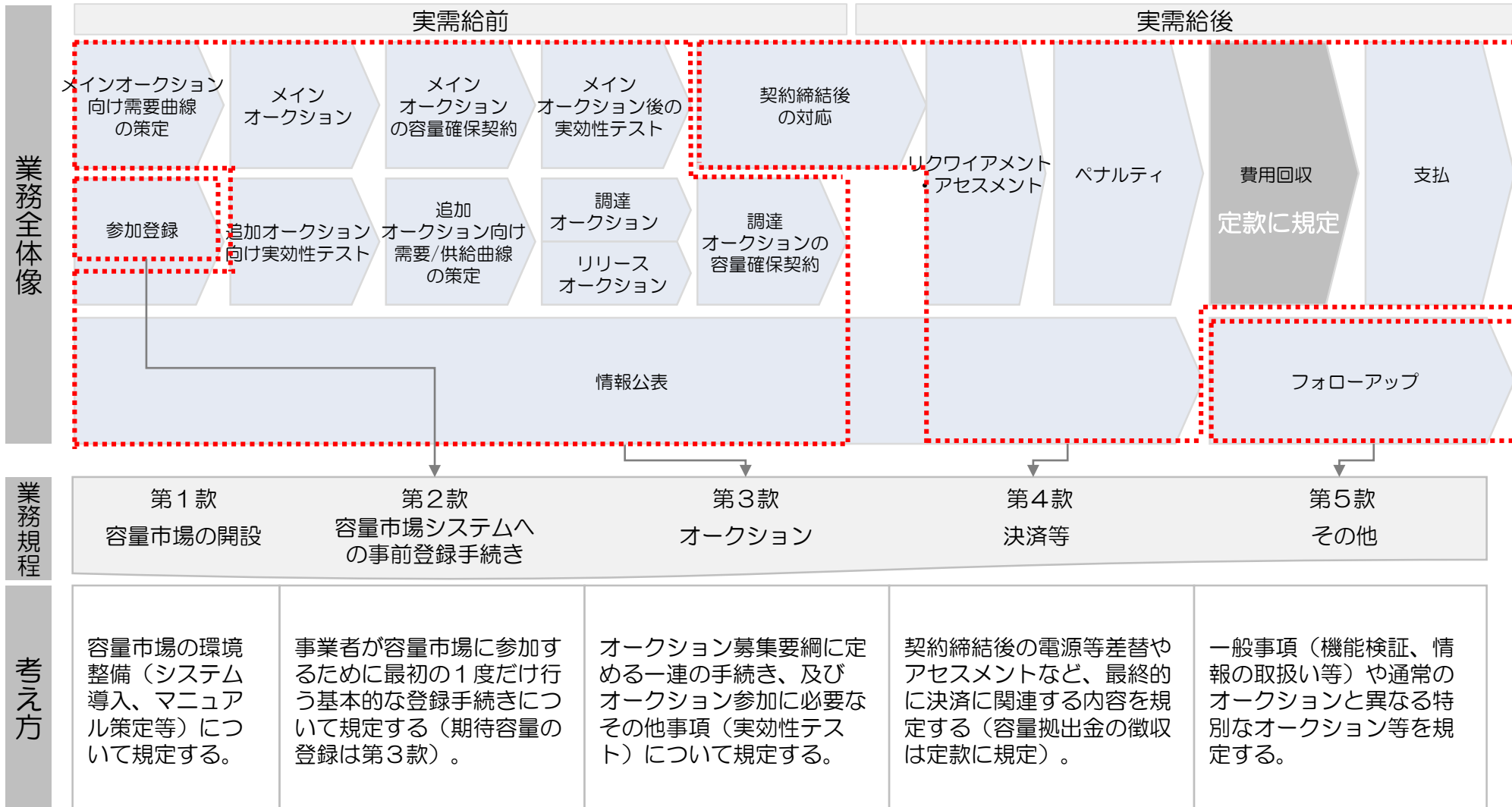
3. 業務規程及び送配電等業務指針の策定の考え方

3-1 業務規程の条文構成の考え方

3-2 送配電等業務指針の条文構成の考え方

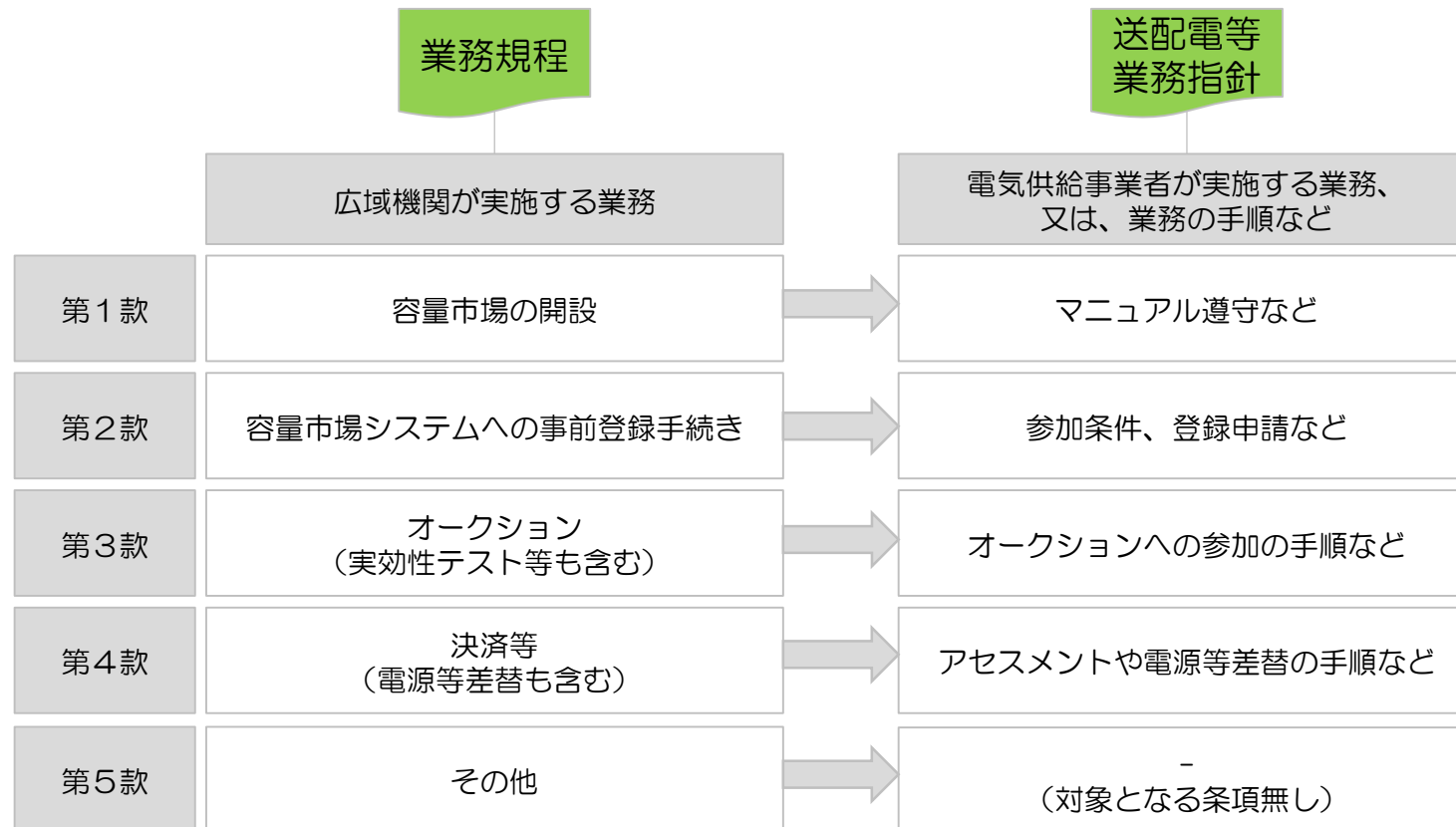
- 容量市場に係る業務全体像（P.33、34）を業務の性質に基づき大きく4つに区分しています。
- 更に、容量市場導入に伴う環境整備を加え、全部で5つの款で構成しています※。

※この他、既存の規定に影響がある箇所を適宜変更しています。

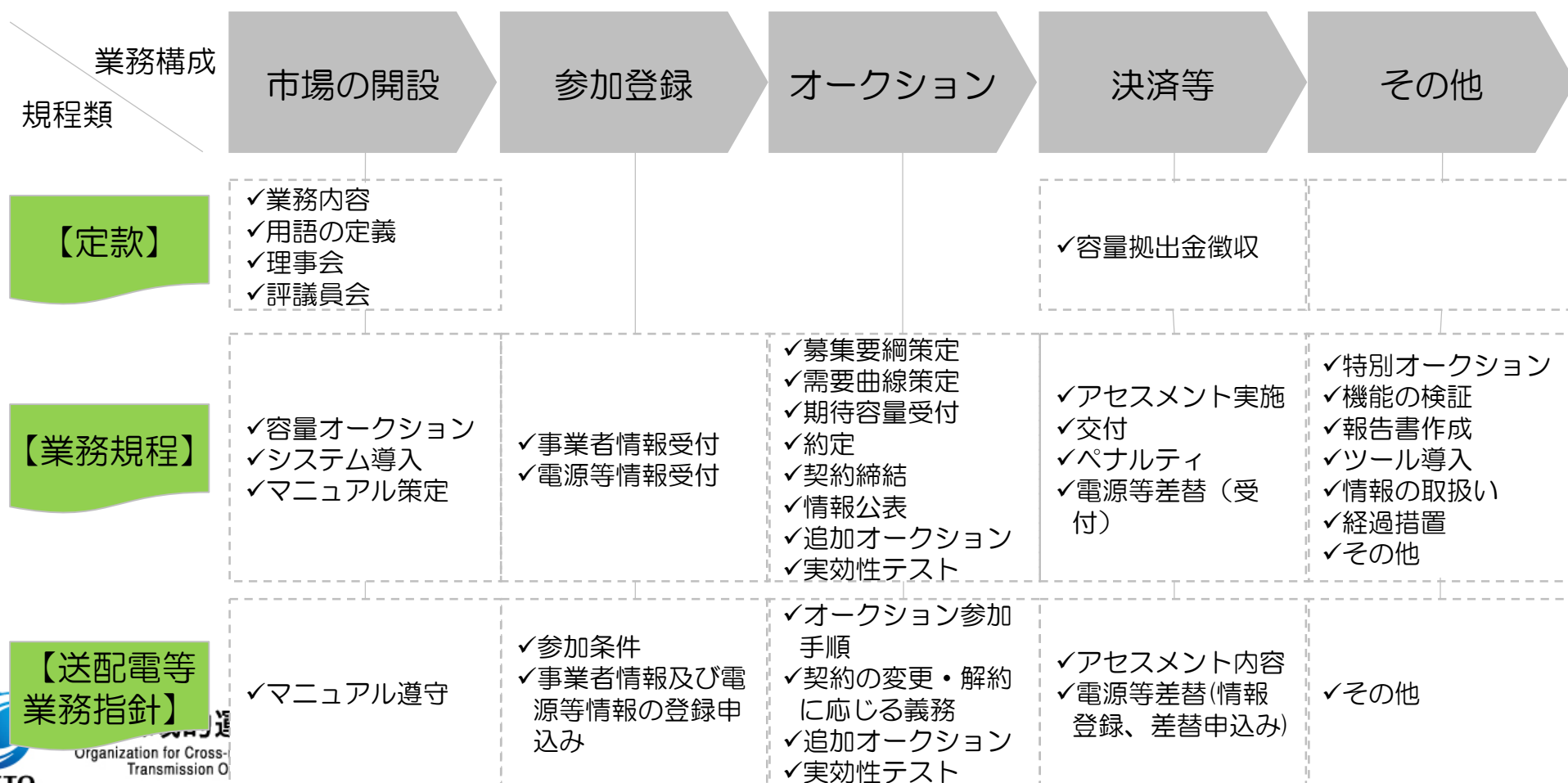


- 送配電等業務指針は、業務規程の条文を参照・対比しながら、電気供給事業者側で実施又は遵守すべき内容を明文化しています※。

※この他、既存の規定に影響がある箇所を適宜変更しています。



- 容量市場の主な業務は、「市場の開設」「参加登録」「オークション」「決済等」「その他」の5つから構成されており、容量市場のルールはこの構成を踏まえ各規程類に定められている。
- 今回、各条文の内容について要点をご説明する。



業務構成		説明のポイント	該当条項	参照ページ※
市場の開設	1	容量市場の導入について	定款第5条、第7条、第36条、第43条	P.4～7
	2	容量市場で開催されるオークションの種類について	規程第32条の2	P.11～13
	3	円滑な市場運営に必要なシステムとマニュアルの整備について	規程第32条の3～5 指針第15条の3	P.14～16
参加登録	4	オークションの参加条件について	指針第15条の4	P.17～20
	5	事前登録手続きについて	規程第32条の6～11 指針第15条の5～6	P.21～26
オークション	6	オークションのプロセスについて	規程第32条の12～20 指針第15条の7～8、11	P.27～38 P.44～45
	7	追加オークションについて	規程第32条の21～23 指針第15条の9～10	P.39～43
	8	実効性テストについて	規程第32条の24～33 指針第15条の12～16	P.46～55
決済等	9	アセスメントについて	規程第32条の34 指針第15条の17	P.56～59
	10	容量確保契約金額(供給力の対価)の交付について	規程第32条の35	P.60～61
	11	電源等の差し替えについて	規程第32条の36～40 指針第15条の18～19	P.62～66
	12	ペナルティについて	規程第32条の41	P.67～73
	13	容量拠出金の徴収について	定款第55条の2	P.8～9
その他	14	特別オークションについて	規程第32条の42	P.74～75
	15	容量市場の機能の検証について	規程第32条の43	P.76～77
	16	その他一般事項について	規程第32条の44～46	P.76～77
	17	規程及び指針の既存条文の変更点について	規程第35条、第179条、 指針第17条、第139条、第269条	P.78～86
	18	経過措置について	規程附則第3条	P.87～88

定款・業務規程・送配電等業務指針 変更の概要について（案）

2019年6月5日

電力広域的運営推進機関

- 容量市場の導入等のため、定款、業務規程及び送配電等業務指針を変更する。
- 今般の定款、業務規程及び送配電等業務指針の主な変更ポイントは以下のとおり。
 - 容量市場導入に伴うルール変更（定款・業務規程・送配電等業務指針）（参考）
 - ・ 容量市場において、広域機関が市場管理者として行う業務を規定
 - ・ 容量市場において、電気供給事業者が行う業務を規定
 - その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）
 - ・ 系統情報公表に関するルール整備の機動性確保のためのルール変更
 - ✓ 系統情報公表のルール整備の機動性確保のため、別表を削除
 - ・ FIT期間満了となる低圧のFIT電源対応に伴うルール変更
 - ✓ スwitching支援システムの利用可能範囲に低圧FIT卒業電源を追加等
 - ・ 計画ルール変更
 - ✓ 冬季需要についての検証等を追加
 - ・ 運用ルール変更
 - ✓ 下げ調整力の活用、下げ調整力が不足する場合の措置について、電力貯蔵装置が用いられているため明記

➤ 容量市場導入に伴うルール変更（定款・業務規程・送配電等業務指針）（参考）

- 容量市場において、広域機関が市場管理者として行う業務を規定
- 容量市場において、電気供給事業者が行う業務を規定

➤ その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）

- 系統情報公表に関するルール整備の機動性確保のためのルール変更（参考2）
 - ✓ 系統情報公表のルール整備の機動性確保のため、別表を削除
- FIT期間満了となる低圧のFIT電源対応に伴うルール変更
 - ✓ スwitching支援システムの利用可能範囲に低圧FIT卒業電源を追加等
- 計画ルール変更
 - ✓ 冬季需要についての検証等を追加
- 運用ルール変更
 - ✓ 下げ調整力の活用、下げ調整力が不足する場合の措置について、電力貯蔵装置が用いられているため明記

- 容量市場の運營業務が追加されることに伴う業務内容の変更、及び用語の定義。

【定款第5条・第7条】（変更・新規）

- 制度検討作業部会の中間とりまとめ（以下「中間とりまとめ」という。）において、広域機関が市場管理者となる旨とともに、広域機関の容量市場に係る業務は電気事業法第28条の40第5号に定める業務の一環として行われるものと整理された。
- 上述の整理に合わせ、容量市場及び電源入札等の用語を新たに定義した。

<電気事業法>

（業務）

第28条の40 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～四 （略）

五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。

六～十 （略）

（市場管理者の位置づけ）

貫徹小委の中間とりまとめでは、容量市場については、広域機関が市場管理者等として、一定の役割を果たすこととされている。

広域機関 = 市場管理者



【役割】

- 容量市場の開設
- 市場管理者としての各種業務の実施

定款

<変更前>

（業務内容）

第5条 （略）

一～四 （略）

五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（以下「電源入札等」）を行うこと。

六 （略）

（用語）

第7条（略）

2 （略）

一～十一 （略）

（新設）

（新設）

定款

<変更後>

（業務内容）

第5条 （略）

一～四 （略）

五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。

六 （略）

（用語）

第7条（略）

2 （略）

一～十一 （略）

十二「容量市場」とは、入札の実施により、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいう。

十三「電源入札等」とは、将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、発電用の電気工作物の新増設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用、又は休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者を募集するための仕組みをいう。



- 理事会の議決事項に容量市場に関する事項を追加。

【定款第36条】（変更）

- オークション募集要綱、落札者の決定、オークション結果の公表、容量拠出金の額等、容量市場に関する重要事項は理事会で議決する。

定款

<変更前>

（理事会の構成・役割）

第36条 （略）

2～4 （略）

5 （略）

一～六（略）

（新設）

七 （略）

八 （略）

九 （略）

十 （略）

十一 （略）

十二 （略）

十三 （略）

十四 （略）

十五 （略）

定款

<変更後>

（理事会の構成・役割）

第36条 （略）

2～4 （略）

5 （略）

一～六（略）

七 容量市場に関する事項

八 （略）

九 （略）

十 （略）

十一 （略）

十二 （略）

十三 （略）

十四 （略）

十五 （略）

十六 （略）

- 評議員会での容量市場に関する事項の取扱いを整理。

【定款第40条・第43条】（変更・新規）

- 容量市場の運営に関する事項については、一定の期間ごとに運営状況を確認し意見を述べて頂く。

定款

<変更前>

（評議員会の尊重義務）

第40条 （略）

- 第36条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項並びに同項第2号から第7号の事項は、理事会の議決に先立って、評議員会の議決を経なければならない。

（評議員会の設置）

第43条 （略）

- 評議員会は、次の各号に掲げる事項について審議し議決する。

一～十二 （略）

- 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条に基づき理事長に対し意見を述べる。

一～四 （略）

（新設）

五 （略）

六 （略）

定款

<変更後>

（評議員会の尊重義務）

第40条 （略）

- 第36条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項並びに同項第2号から第6号及び第8号の事項は、理事会の議決に先立って、評議員会の議決を経なければならない。

（評議員会の設置）

第43条 （略）

- 評議員会は、次の各号に掲げる事項について審議し議決する。

一～十二 （略）

- 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条に基づき理事長に対し意見を述べる。

一～四 （略）

五 容量市場の運営状況に関する事項

六 （略）

七 （略）



■ 第7章 会費 に容量拠出金を追加。

【定款第55条の2・第57条】（変更・新規）

- 中間とりまとめでは、「定款に規定し、市場管理者である広域機関が『電源入札拠出金』と同様の位置づけで『容量拠出金』として、会員である小売電気事業者・一般送配電事業者から費用を徴収する」と整理された。
- また、同様に、容量拠出金の滞納者に対しては、当該会員の名称の公表や、当該会員に対する指導または勧告若しくは制裁を行うものと整理された（なお、それでも、改善がみられない場合は、電気事業法に基づく経済産業大臣による業務改善命令の発出等が検討される）。

容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力(kW 価値)を市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保することとなり⁸²容量市場は電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけることができる。このことから、市場管理者である広域機関は、小売事業者に対し、費用負担を求めることが可能と考えられる。

こうした前提の下、具体的には、市場管理者である広域機関が、「電源入札拠出金」と同様の位置づけ(経済産業大臣の認可を必要とする広域機関の定款で規定)で「容量拠出金(仮称)」として、会員である小売事業者等から費用を徴収することが考えられる。

⁸² 市場管理者である広域機関は電気事業法第28条の40第5号に定める業務の一環として行うものと考えられる。

出所)「中間とりまとめ」p.59 抜粋

仮に広域機関の会員である小売事業者等が費用支払に応じなかった場合、広域機関の定款または業務規程に基づき、広域機関による当該会員の名称の公表や、当該会員に対する指導または勧告若しくは制裁を行うことが考えられる。

それでもなお、改善が見られない場合は、必要に応じ、電気事業法に基づく経済産業大臣による供給能力確保その他必要な措置をとることの命令、あるいは、業務改善命令の発出が検討されることになる。このために必要な情報として、電気事業法に基づく監督命令により、広域機関に対して容量市場の実施状況を定期的に報告させることとする。また、小売電気事

出所)「中間とりまとめ」p.71 抜粋

定款

<変更前>

第7章 会費

（新設）

（滞納者への対応）

第57条 本機関は、会費、特別会費若しくは電源入札拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

定款

<変更後>

第7章 会費等

（容量拠出金）

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）を求めることができる。

2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に基づく本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

4 容量拠出金の額に関する事項は、容量拠出金の請求ごとに、理事会の議決により定める。

5 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項に基づく本機関からの容量拠出金の請求の通知を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。

（滞納者への対応）

第57条 本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金若しくは電源入札拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

■ 附則に施行期日を追加

【附則】（新規）

- ▶ 中間取りまとめにおいて、容量市場は2020年度中に取引が開始されると整理されたことから、容量市場のルールは、経済産業大臣の認可を受けた後、遅くとも2020年度中に施行する。

定款 <変更前>

（新設）

定款 <変更後>

附則（ 年 月 日）

（施行期日）

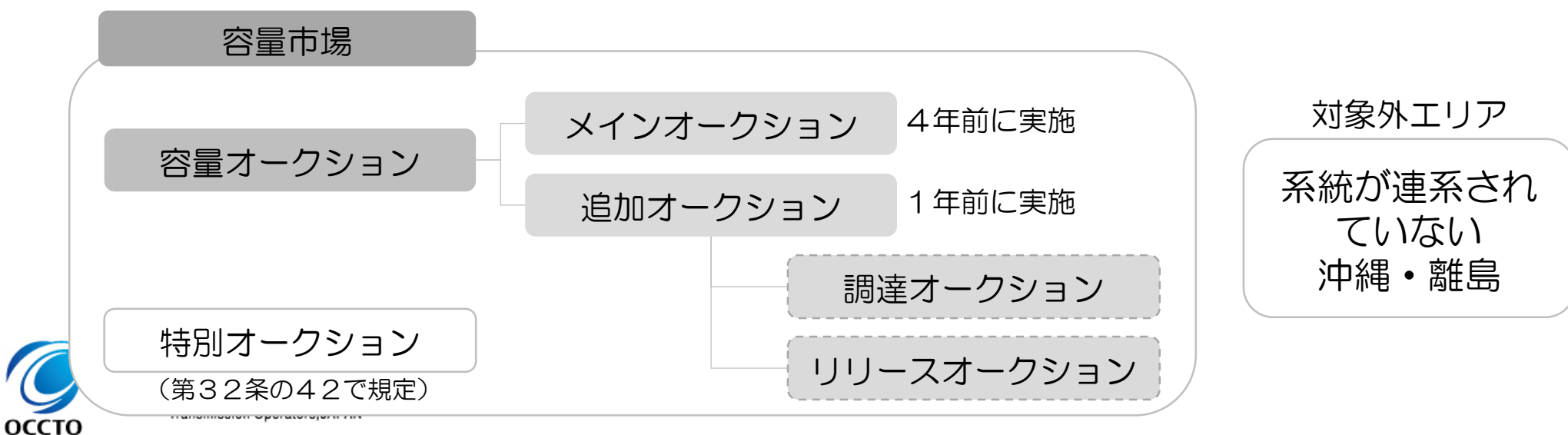
第1条 この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

2 前項にかかわらず、第5条、第7条、第36条、第40条、第43条、第55条の2、第57条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。

- 広域機関が市場管理者として全国で必要な供給力を一括で確保する役割を担うこと、また、オークションを実施して供給力を確実に提供できることを約する事業者を募集することを規定。

【規程第32条の2】（新規）

- 中間とりまとめにおいて、メインオークションは実需給年度の4年前、追加オークションは実需給年度の1年前に実施する旨整理された。
- また、容量市場の在り方検討会（以下「容量市場検討会」）において、追加オークションでは、メインオークションで確保した供給力や需要想定の変動等を踏まえ、不足した分の追加調達だけではなく、必要に応じて、売り（余剰の調達分をリリースする）オークションを実施することもあると整理された。
- 沖縄エリアと離島については系統が他供給区域と連系されていないことや、卸電力取引市場が存在しない等の特殊性に留意し、容量市場の対象外とされた。



【業務規程】

第5章 容量市場及び電源入札等

第1節 容量市場

第1款 容量市場の開設

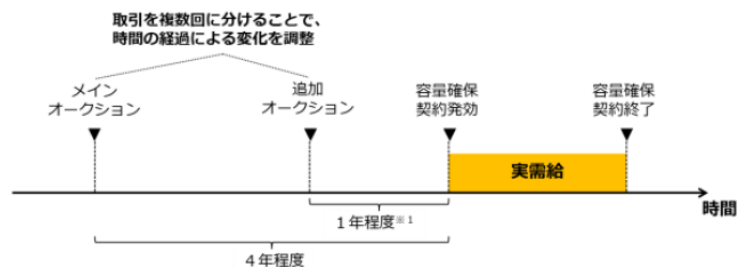
（容量オークション）

第32条の2 本機関は、法第28条の40第5号に基づき、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。

- 一 メインオークション 必要供給力の全量を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という。）の4年前に実施する入札
- 二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要又はメインオークションで調達した供給力の増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札
 - ア 調達オークション 追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する入札
 - イ リリースオークション 追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第32条の12第1号オにて定義する。）に定められた容量を売却する容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札

メインオークションと追加オークション

(参考図3-6) 容量確保時期のイメージ



(※1) オークション開催時期について、今後技術開発が進んでより多くのDR参入が見込まれるようになった場合等は別途検討が必要。

出所) 「中間とりまとめ」 p.66抜粋

5. まとめ

(1) 検討項目の整理結果

21

1. メインオークションと追加オークションの具体的な配分

- メインオークションでは必要供給力の全量を調達する（メインオークション後の需要の下振れの可能性を勘案して目標調達量は減じないこととする）。

2. 具体的な追加オークションの開催時期と頻度について

- 追加オークションは実需給前年度の5月～6月に1回実施する。

3. 追加オークションの開催判断について

- 追加オークションは、想定需要の変化や、供給力の変化に対応するために行うこととする。

- ① 広域機関は追加オークションの開催判断にあたり、メインオークションで落札された電源等に対し、容量確保契約の解約を申し出るか否かを確認する。
- ② 想定需要の変化等、目標調達量の変化量を確定する。
- ③ 需要曲線に供給力の確保量がかい離していれば、基本的に開催する。

4. 追加オークションの参加者・広域機関による売り入札の有無について

- 発電事業者等の買い入札による参加は認めない。
- 広域機関による売り入札を行う仕組みを導入する。ただし、広域機関による売り入札の開催判断は、追加オークションの開催前の時点において都度行うこととする（売り入札を行わないこともある）。
- なお、広域機関が売り入札を行う場合に限り、発電事業者等の買い入札を認める。

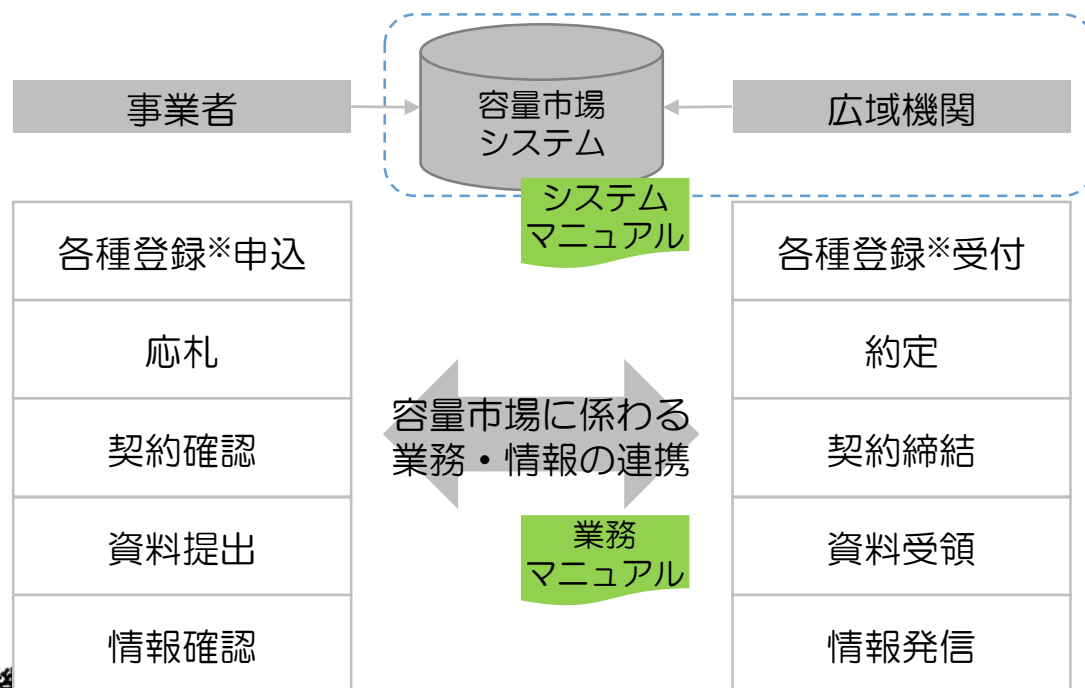
出所) 「第15回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料4 抜粋

- 容量市場を円滑に運営するための必要な機能を備えた、容量市場システムの導入及びその利用に関する条文を追加。

【規程第32条の3、指針第15条の2】（新規）

- 広域機関が業務及びシステムのマニュアルを作成し、また事業者はそれらを遵守しなければならない旨を条文として追加。なお、広域機関が作成したマニュアルは、会員その他電気供給事業者の事業活動に重要な影響を及ぼす内容である場合、意見募集を行う。

【規程第32条の4～5、指針第15条の3】（新規）



【業務規程】

（容量市場システムの導入）

第32条の3 本機関は、容量オークション又は特別オークション（第32条の42第1項にて定義する。）への参加を希望する会員その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うための必要な機能を備えた情報処理システム（以下「容量市場システム」という。）を導入する。

2 本機関は、容量市場システムの利用状況を監視し、会員その他電気供給事業者が適切に容量市場システムを利用しているか否かを確認する。

3 本機関は、容量市場システムの改修又は機能の追加に関して、随時、会員その他電気供給事業者から意見を受け付け、必要に応じて、その実施について検討する。

4 本機関は、容量市場システムの改修又は機能の追加について検討を行う場合には、会員その他電気供給事業者の意見を聴取するものとする。

5 容量市場システムを通じて行うことのできる業務その他容量市場システムの利用に関する事項は、送配電等業務指針において定める。

（容量市場システムの利用の支援）

第32条の4 本機関は、容量市場システムの利用等に関するマニュアル（以下「容量市場システムマニュアル」という。）の作成及び提供、容量市場システムに関する会員その他電気供給事業者からの問合せの受付及び回答その他会員その他電気供給事業者の容量市場システムの利用を支援するための業務を行う。

（容量市場業務マニュアルの策定）

第32条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル（以下「容量市場業務マニュアル」という。）を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

2 本機関は、容量市場業務マニュアルの策定又は変更にあたり、会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす場合、第6条第1項の規定を準用する。

【送配電等業務指針】

（容量市場システムの利用）

第15条の2 容量市場システムを通じて行うことができる業務は、容量市場に関連する次の各号に掲げる業務とする。

- 一 事業者情報の登録、変更、取消
- 二 電源等情報の登録、変更、取消
- 三 期待容量の登録、変更、取消
- 四 容量オークションへの応札情報の登録、変更、取消
- 五 本機関との間で締結した容量確保契約に関連する情報の確認及び資料の提出
- 六 差替先電源等情報の登録、変更、取消
- 七 本機関から通知、公表される容量市場に関連する情報の確認
- 八 その他容量市場に関連する業務

（マニュアルの遵守等）

第15条の3 市場参加資格事業者は、本機関が業務規程第32条の4に基づき作成する容量市場システムマニュアル及び業務規程第32条の5に基づき策定する容量市場業務マニュアルを遵守しなければならない。

- 容量市場で開催される容量オークションへの参加条件に関する条文を追加。

【指針第15条の4】（新規）

オークションの種類		対象エリア	頻度	実需給年度からの起算	参加条件※	例
メインオークション		全国 （沖縄・離島を除く）	毎年開催	4年前	安定電源	✓ 従来型電源（水力、火力、原子力） ✓ 再エネ（安定：バイオマス等）
					変動電源	✓ L5算定の電源（水力、再エネ）
					発動指令電源	✓ 出力が不安定な自家発電 ✓ ネガワット ✓ 小規模電源(1,000kW未満)
追加オークション	調達（買い）		必要に応じて （メインオークションで調達した供給力の増減、想定需要の変動及び必要供給力・予備力の水準の変化等を考慮して判断）	1年前	メインオークションで落選した電源	安定電源・変動電源・発動指令電源
					発動指令電源及び安定電源のうち自家発電の出力増加分	実効性テストや最新の供給計画で契約以上の供給力を提供できることが分かった電源等
					やむを得ない理由でメインオークションに参加できなかった電源等	4年前には供給力の提供の目途がたたなかった新設電源や発動指令電源
	リリース（売り）				メインオークションの容量提供事業者	-
特別オークション		業務規程第32条の42に実施条件を規定				

【送配電等業務指針】

（容量オークションの参加の条件）

第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号に基づき本機関が実施するメインオークションへの参加の条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。

一 次のアからエのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者（以下「安定電源提供者」という。）であること。

ア 水力電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。）

イ 火力電源

ウ 原子力電源

エ 再生可能エネルギー電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。）

二 次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者（以下「変動電源提供者」という。）であること。

ア 水力電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。）

イ 再生可能エネルギー電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。）

三 次のアからウのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼（電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。）等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力（ただし、複数の電源等を組み合わせて供給力を提供する場合は同一供給区域に属しているものに限る）を提供する事業者（以下「発動指令電源提供者」という。）であること。

ア 安定的に電気を供給することが困難な発電用の自家用電気工作物等

イ 需要に対する特定抑制依頼

ウ 期待容量が1,000キロワット未満の発電設備等

～次ページに続く～

【送配電等業務指針】

～前ページからの続き～

2 業務規程第32条の2第2号に基づき本機関が実施する追加オークションへの参加の条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。

一 業務規程第32条の2第2号アに基づき調達オークションを実施する場合 次のアからウに掲げる事業者であって、同アからウに記載する条件を満たしていること。

ア 前項第1号から第3号のいずれかに該当する事業者 調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに応札し、落札できなかったこと、又は、新設等やむを得ない事由により当該調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに参加できなかったこと（ただし、前項第3号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）

イ 発電用の自家用電気工作物の供給力を提供する安定電源提供者 本機関との間で調達オークションの実需給年度を対象とする容量確保契約を締結しており、当該容量確保契約の締結時点から発電販売計画の見通しが明確になったこと等によって、当該容量確保契約の容量確保契約容量を超過する供給力を提供できるようになったこと。

ウ 発電指令電源提供者 本機関との間で調達オークションの実需給年度を対象とする容量確保契約を締結しており、実効容量が容量確保契約容量を超過したこと。

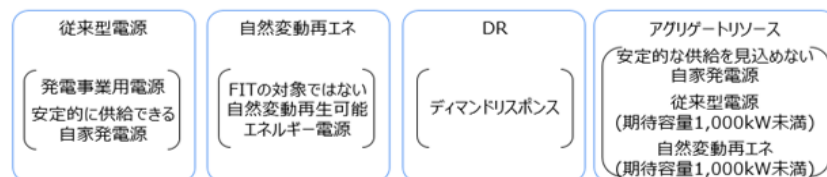
二 業務規程第32条の2第2号イに基づきリリースオークションを実施する場合 前項第1号から第3号のいずれかに該当する事業者が当該リリースオークションの実需給年度を対象とするメインオークションで落札し、容量提供事業者になっていること（ただし、前項第3号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。

メインオークションの参加条件

1. はじめに (2) とりまとめの分類について

4

- 容量市場では、従来技術による電源（以下、「従来型電源」とする。）に加え、デマンドリスポンス（以下、「DR」とする）や、小規模電源等のアグリゲートによる供給力（以下、「アグリゲートリソース」とする。）も調達し、経済的に供給力を確保する必要がある。
- 第8回検討会においては、DRのリクワイアメント及びアセスメントについて検討し、従来型電源とは異なる発動回数等に制約のあるリクワイアメント、アセスメントを課すこととした。
- 第12回検討会では、従来型電源のうち、安定的な供給力提供を見込めない自家発電電源、及び期待容量が最低入札容量の1,000kW未満の電源等は、アグリゲートリソースとして容量市場へ参加を認めることとし、アグリゲートされた供給力は、発動回数等に制約のあるリクワイアメントを課すこととした。



出所)「第14回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料4

追加オークションにおけるアグリゲートリソース・DRの扱い

- 実効性テストにより、期待容量がメインオークションでの約定量を上回った場合は、超過分の期待容量は追加オークションに入札することを認めるとした。

出所)「第14回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料4 抜粋

追加オークションの参加条件

- 市場支配力を行使させないようにすること（売り惜しみ、価格の吊上げの防止）。
 - ✓ メインオークションでは、需要の下振れの可能性は勘案せず必要供給力の全量を調達する。
 - ✓ 追加オークションは、メインオークションで入札した（落選した）電源の参加を基本とする※。
 - ✓ 追加オークションの需要曲線の形状は、メインオークションと同様の考え方で設定する（第8回検討会）。

※メインオークション時に供給力として確定していなかった新設等を除く

出所)「第15回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料4 抜粋

自家発電等の扱い

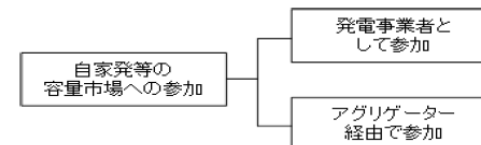
(自家発電等の扱い)

自家発電や蓄電池等の容量市場への参加については、通常の電源と同様に発電事業者として参加する方法と、アグリゲーター経由で参加する方法が考えられる。（自家発電や蓄電池等の設備保有者は、いずれかの方法を選択して参加することとなる。）

発電事業者として参加する場合、調整係数の算定方法については、通常の電源と同様に、供給計画における考え方も踏まえて設定することが考えられる。

アグリゲーター経由で参加する場合、基本的には DR と同様の方法での参加となるため、個々の自家発電等については独自の調整係数は設定しないことが考えられる⁶⁸。

(参考図3-14) 自家発電等の容量市場への参加方法



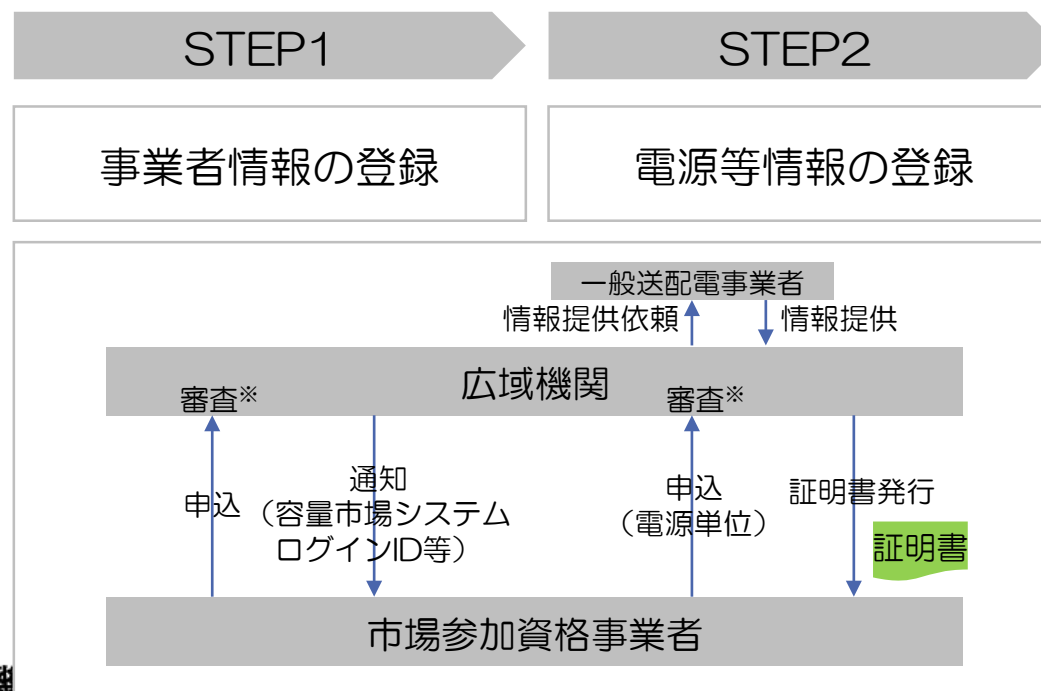
出所)「中間とりまとめ」p.78抜粋

- 容量市場システムへの事前登録手続きに関する条文を追加。

【規程第32条の6～11、指針第15条の5～6】（新規）

- 容量市場の参加条件を満たす事業者がオークションへ参加を希望する場合、事業者情報と電源等情報を事前に登録しておく必要がある（中間とりまとめにおいて、入札単位は電源単位、またはアグリゲートした供給力の単位とすると整理されている）。
- これらの登録手続きは、登録した情報に変更が無ければ最初の1回だけ行う。

事前登録プロセス



【業務規程】

（事業者情報の登録申込みの受付）

第32条の6 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量オークションの参加の条件を満たす会員その他電気供給事業者（以下「市場参加資格事業者」という。）から、事業者の名称、所在地その他容量市場システムの利用に必要な情報（以下「事業者情報」という。）の登録申込みを受け付ける。

2 本機関は、事業者情報の登録に必要な申込書類の様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法により公表する。

（事業者情報の登録申込みの審査及び登録完了の通知）

第32条の7 本機関は、事業者情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オークションの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。

2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、登録が完了した旨及び容量市場システムへのログインに必要な情報を市場参加資格事業者へ通知する。

3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から事業者情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。

～次ページに続く～

【業務規程】

～前ページからの続き～

（電源等情報の登録申込みの受付）

第32条の8 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、事業者情報の登録を完了した市場参加資格事業者から、市場参加資格事業者が応札対象とする発電設備等の名称、供給区域その他必要な情報（以下「電源等情報」という。）の登録申込みを受け付ける。

（電源等情報の審査及び証明書の発行）

第32条の9 本機関は、電源等情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オークションの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。

2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。

3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報が登録された旨を証明する電源等情報の登録証明書（以下「電源等情報登録証明書」という。）を当該市場参加資格事業者へ発行する。

4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。

～次ページに続く～

【業務規程】

～前ページからの続き～

（市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みの受付）

第32条の10 本機関は、市場参加資格事業者から、容量市場システムに登録された事業者情報又は電源等情報（以下総称して「市場参加資格事業者の基本情報」という。）の変更又は取消の申込みを受け付ける。

（市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知）

第32条の11 本機関は、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オークションの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。

2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。

3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続きを行う。

4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みが不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。

【送配電等業務指針】

（市場参加資格事業者の基本情報の登録申込み）

第15条の5 市場参加資格事業者は、本機関による容量オークションの募集への応札を希望する場合は、事前に、次の各号に掲げる市場参加資格事業者の基本情報の登録申込みを行わなければならない。

- 一 事業者情報の登録
- 二 電源等情報の登録

2 一般送配電事業者は、本機関から電源等情報の登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。

（市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込み）

第15条の6 市場参加資格事業者は、容量市場システムに登録した市場参加資格事業者の基本情報の内容に変更が生じ、又は基本情報を取り消す場合には、本機関へ速やかに変更又は取消の申込みを行わなければならない。

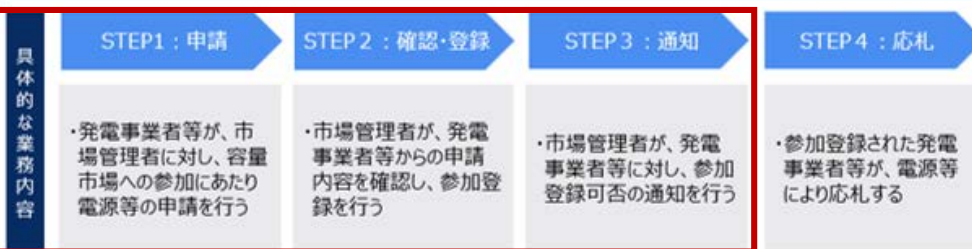
2 一般送配電事業者は、本機関から電源等情報の変更又は取消の手続きに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。

事前登録プロセス

(1) 容量市場への参加登録

3

- 容量市場の実施にあたっては、以下の前提を踏まえた参加要件を定め、参加登録を行う必要がある。
 - 発電事業者等による容量オークションへの参加は任意
 - 国全体に必要なkW価値は全て容量市場で取引される
- 上記前提を踏まえ、入札実施までに以下に示したフロー図のように参加登録を実施してはどうか。
- 容量市場への参加登録における論点は、以下が考えられる。
 - 論点1：発電事業者等の具体的な参加要件
 - 論点2：対象電源の範囲
 - 論点3：電源等の具体的な参加要件（次ページ参照）



出所)「第2回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料5

入札単位

オークションの入札単位は電源単位として契約する⁹¹ことを基本とする。

⁹¹ 小規模な電源やネガワット等のDRがアグリゲートして一つの供給力として入札することを妨げるものではない。なお、入札最低容量については今後検討していくこととする。

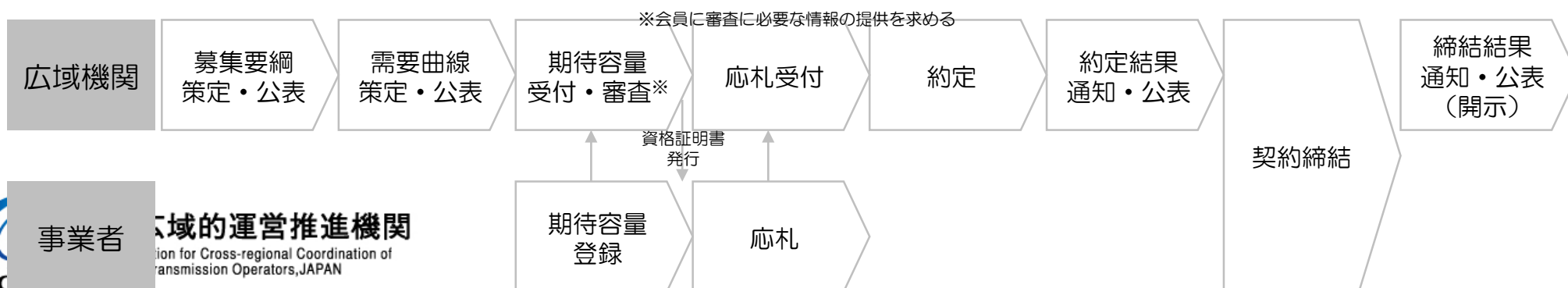
出所)「中間とりまとめ」p.70抜粋

■ メインオークションの実施に係る具体的な内容に関する条文を追加。

【規程第32条の12～第32条の20、指針第15条の7～8】（新規）

- 広域機関は、メインオークションの実施に先立ち、スケジュール・応札条件・応札方法・容量確保契約の様式などの内容を記載した募集要綱を策定し、公表する。
- 中間とりまとめで示された通り、広域機関は需要曲線の原案を作成後、国が関連する審議会等へ提出し、その意見を踏まえて決定し、公表する。
- オークションへの応札を希望する事業者（事前登録を完了している前提）は、募集要綱で指定された受付期間において、期待容量（供給計画値等に基づくもの）の登録を行う。
- 期待容量の登録を完了した事業者は、募集要綱で指定された受付期間において、本機関へ応札価格と応札容量を提出する。
- 広域機関は、需要曲線と事業者からの応札容量・応札価格に基づき、落札者を決定し、当該落札者（容量提供事業者）と容量確保契約を締結する。
- 広域機関は、約定結果や契約締結結果を通知・公表し、契約締結状況の一部内容を必要に応じて開示する。

メインオークションの実施の手順



第3款 容量オークション

（メインオークション募集要綱の策定及び公表）

第32条の12 本機関は、メインオークションの実施に先立ち、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱（以下「メインオークション募集要綱」という。）を策定し、事業者情報の登録を完了している市場参加資格事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

一 募集スケジュール

ア メインオークションで募集する供給力（以下「メインオークション目標量」という。）と価格の関係を示した曲線（以下「メインオークション需要曲線」という。）の予定公表期日

イ 電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量（以下「期待容量」という。）の登録申込みの受付期間

ウ 応札の受付期間

エ 約定結果の予定公表期日

オ 落札後、本機関と締結する落札結果を内容とする契約（以下「容量確保契約」という。）の締結のための手続期間

カ 容量確保契約の締結結果の予定公表期日

二 対象とする実需給年度の期間

三 メインオークションの参加条件

四 期待容量の登録内容

五 メインオークションの方式

ア 入札形式

イ 約定方法

ハ 本機関が容量確保契約の締結後に容量提供事業者に対して求める要件（以下「リクワイアメント」という。）

ニ 本機関が容量提供事業者のリクワイアメントの達成有無を確認する方法（以下「アセスメント」という。）

ホ 交付条件

ヘ 本機関が第32条の41に基づき科す違約金及び容量市場への参加規制等（以下総称して「ペナルティ」という。）の内容

ト 容量確保契約の様式

チ その他メインオークションの実施に関連する事項

【業務規程】

～前ページからの続き～

（メインオークション需要曲線の策定及び公表）

第32条の13 本機関は、メインオークション需要曲線の原案を策定する。

2 本機関は、前項で策定した原案を国が関連する審議会等（以下「国の関連審議会等」という。）に提出し、その意見を求める。

3 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、メインオークション需要曲線を決定する。

4 本機関は、メインオークション募集要綱に定める予定公表期日において、前項で決定したメインオークション需要曲線を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

（期待容量の登録申込みの受付）

第32条の14 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの受付期間において、電源等情報登録証明書を保有している市場参加資格事業者から期待容量の登録申込みを受け付ける。

～次ページに続く～

【業務規程】

～前ページからの続き～

（期待容量の審査及び証明書の発行）

- 第32条の15 本機関は、前条において期待容量の登録申込みを受け付けた場合は、市場参加資格事業者の基本情報に加え、第32条の41に基づくペナルティの有無及びその他関連情報を勘案し、その内容の妥当性について審査する。
- 2 本機関は、会員に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。
- 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた期待容量が適切と認められた場合は、当該期待容量を容量市場システムへ登録し、市場参加資格事業者に対して登録が完了した旨を通知する。
- 4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた期待容量が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者へ通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から期待容量の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。
- 5 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間中に限り、第3項で期待容量の登録を完了した市場参加資格事業者から、変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項に準じ審査を行う。
- 6 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が完了した市場参加資格事業者に対して、メインオークションの参加に必要な資格証明書（以下「メインオークション参加資格証明書」という。）を当該市場参加資格事業者へ発行する。

～次ページに続く～

【業務規程】

～前ページからの続き～

（応札の受付、変更、取消）

第32条の16 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める応札の受付期間において、メインオークション参加資格証明書を保有する市場参加資格事業者（以下「メインオークション参加資格事業者」という。）から応札を受け付ける。

2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報（以下「応札情報」という。）は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は本機関が発行したメインオークション参加資格証明書に記載された容量を超えないものとする。

3 本機関は、第1項の応札の受付期間中に限り、メインオークション参加資格事業者から応札情報の変更又は取消を受け付ける。

4 本機関は、第1項の応札の受付期間の開始前に、国に対し、FIT電源に関する情報の提供を求めることができる。

（容量提供事業者の決定）

第32条の17 本機関は、前条の応札の受付期間の終了後、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者を決定する。

（メインオークションの約定結果の公表）

第32条の18 本機関は、メインオークション募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

- 一 約定総容量
- 二 約定価格
- 三 約定総額
- 四 その他公表すべき事項

～次ページに続く～

【業務規程】

～前ページからの続き～

（容量確保契約の締結、変更及び解約）

第32条の19 本機関は、前条に基づき公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。

一 容量提供事業者が実需給年度に提供しなければならない供給力（以下「容量確保契約容量」という。）

二 容量提供事業者へ交付する予定の金額（以下「容量確保契約金額」という。）

三 実需給年度

四 リクワイアメント

五 アセスメント

六 交付条件

七 ペナルティ

八 容量確保契約の変更又は解約の条件

九 その他容量確保契約に規定すべき事項

2 本機関は、前項の容量確保契約の締結にあたっては、メインオークション募集要綱に定める様式を使用する。

3 本機関は、第1項第8号の容量確保契約の変更又は解約の条件を満たすと認めた場合は、容量確保契約の変更又は解約を行う。

～次ページに続く～

【業務規程】

～前ページからの続き～

（容量確保契約の締結結果の公表等）

第32条の20 本機関は、メインオークション募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

- 一 容量確保契約の締結によって確定した約定総容量
- 二 約定価格
- 三 容量確保契約の締結によって確定した約定総額
- 四 その他公表すべき事項

2 本機関は、会員その他電気供給事業者から、応札したメインオークション参加資格事業者の名称及び発電設備等又は電源等リスト（第32条の24第1項にて定義する。）ごとの容量確保契約の締結状況に関する情報の開示を求められた場合、その利用目的等の審査を実施した上で開示する（ただし、個別の発電設備等又は電源等リストを特定できる情報は除く）。

3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対して、関係する供給区域の容量提供事業者の名称及び容量確保契約容量等の情報（以下「容量提供事業者情報」という。）を提供する。

4 本機関は、前条第3項に基づき、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者たる会員への情報提供を行う。

【送配電等業務指針】

（メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順）

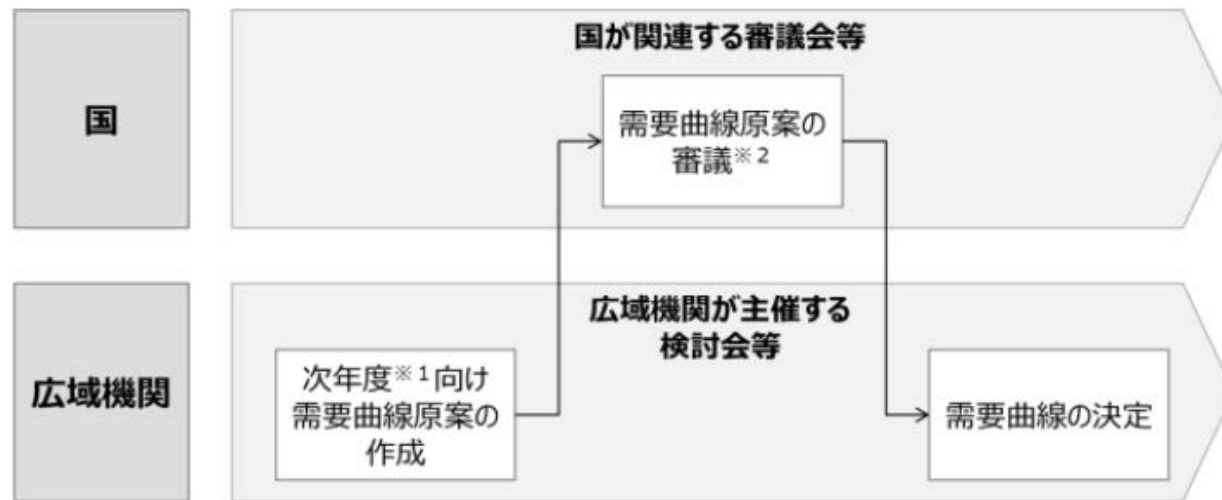
第15条の7 メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 メインオークション募集要綱の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の12に基づき、メインオークション募集要綱を策定し、公表する。
- 二 メインオークション需要曲線の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の13に基づき、メインオークション需要曲線を策定し、公表する。
- 三 期待容量の登録 メインオークションへの応札を希望する市場参加資格事業者は、メインオークション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの受付期間において、期待容量の登録を行う。なお、期待容量の登録後、期待容量の受付期間中に限り、期待容量の変更又は取消の申込みを行うことができる。
- 四 応札 メインオークション参加資格事業者は、メインオークション募集要綱に定める応札の受付期間において、応札情報を提出する。なお、応札情報の提出後、応札の受付期間中に限り、応札情報の変更又は取消を行うことができる。

（期待容量の審査の協力）

第15条の8 会員は、本機関から期待容量の登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。

需要曲線策定プロセス



(※1) 具体的なオークションの開催時期については別途検討が必要

(※2) 具体的な需要曲線の形状について、事前にどこまで情報開示するかは別途検討が必要

出所) 「中間とりまとめ」 p.69抜粋

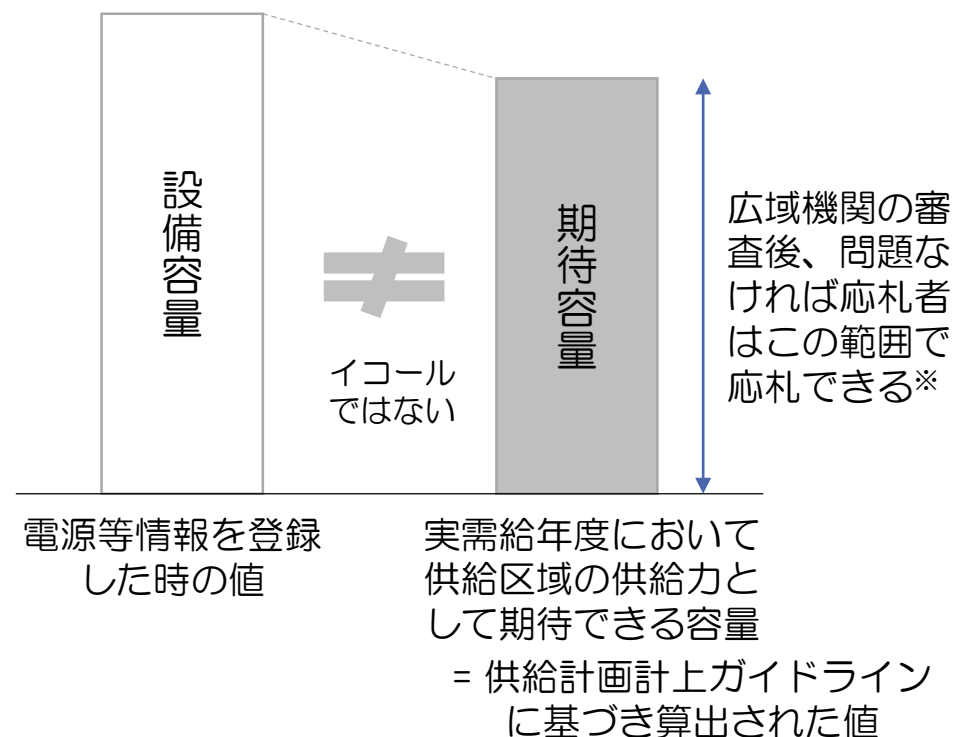
期待容量の登録

仮に、発電事業者等が容量市場で入札する際に用いる期待容量と、供給計画上の数値等に不整合が生じる場合には、市場管理者である広域機関において、参加登録時又は供給計画提出時に理由を確認する等の対応をとることを基本として検討することとする¹⁰¹。

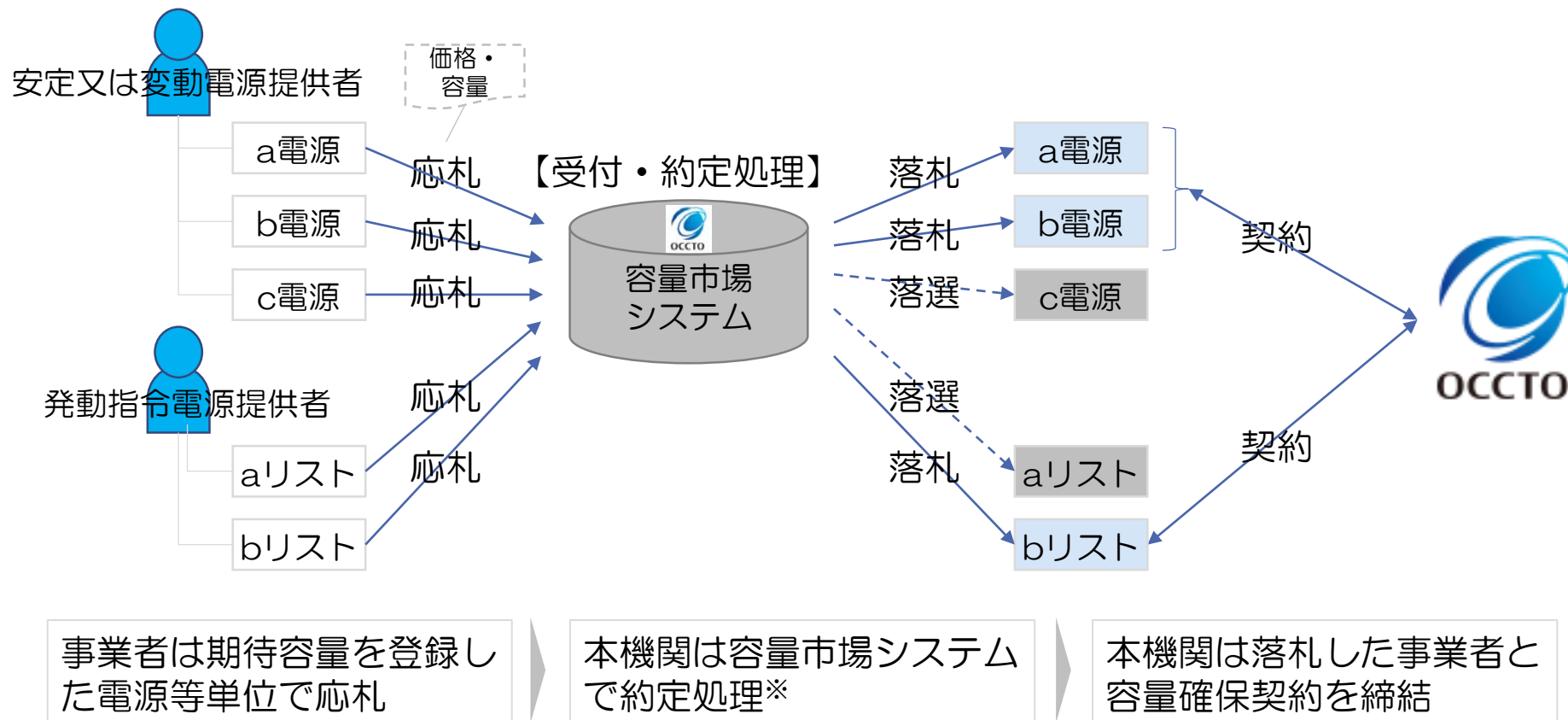
¹⁰¹ 供給計画の届出対象外の者が容量市場で入札する際も、期待容量が適切であるかどうかを検証する必要があり、供給計画に代わる同種の情報提出を求める等の仕組みを検討することとする。

出所) 「中間とりまとめ」 p.75抜粋

期待容量の定義



※広域機関は、応札上限容量を記した参加資格証明書を発行する



※電源登録時に審査はしているが、ここでもFIT電源が含まれていないか国に照会する

約定結果の公表項目	契約締結結果	
公表	公表	開示
■ 約定総容量 ■ 約定価格 ■ 約定総額 ■ その他公表すべき事項	■ 契約で確保できた約定総容量 ■ 約定価格 ■ 契約で確定した約定総額 ■ その他公表すべき事項	■ 応札したメインオークション参加資格事業者の名称 ■ 発電設備等又は電源等リストごとの容量確保契約の締結状況に関する情報（ただし、個別の発電設備等又は電源等リストを特定できる情報は除く）

契約締結結果の情報開示

2. 容量市場の情報公開・フォローアップ

(4) その他の情報公表について（相対契約の観点）

20

- 我が国における落札結果の情報公表は、公表情報では個別電源の落札結果を推定できないようにする、関係者は特定の電源等の落札結果を確認できるようにする、という観点から、下記のように整理してはどうか。
 - 落札結果の情報へのアクセスは関係者に限定する。（利用資格の審査等を実施）
 - 容量市場に参加した「事業者名」を開示する。
 - 電源IDと約定量※を開示する。（落札されなかった電源は約定量をN/Aとして開示する）
 - ※個別電源が推定できないように、必要に応じて丸めたり、幅で開示する
 - 事業者と電源IDの紐づけや入札エリアは開示しない。

<表1> 参加事業者名

参加事業者名
北海道電力
東北電力
・
・
・
・

<表2> 落札状況

ユニットID	容量確保契約	落札容量
00001	あり	3万kW
00002	あり	2千kW
00003	なし	N/A
・		
・		
・		

■ 追加オークションの具体的な内容に関する条文を追加。

【規程第32条の21～23、指針第15条の9～10】（新規）

- 広域機関は、メインオークションで確保した供給力の増減や需要想定の変化等を考慮し、実需給年度の1年前に追加オークションを実施するか否かの判断を行う。
- 追加オークションでは、確保した供給力の過不足に応じて、追加で供給力を調達するオークションと余剰分をリリースするオークションのいずれかが実施される（過不足が無い場合、追加オークションは開催されない）。
- 追加オークションの実施手順は基本的にメインオークションに準じる。ただし、以下の点が異なる；
 - ✓ 需要（供給）曲線は、募集要綱の公表前の追加オークションの実施判断時に作成・公表される。
 - ✓ 期待容量は基本的にメインオークション時に登録した数値を使うので変更不可であるが、直前にならないと供給力が確定しないアグリゲートリソース（DR・小規模電源等）や自家発、追加オークションの調達オークションから参加を希望する新設電源等は、メインオークション後から随時、登録を受け付ける。
 - ✓ なお、リリースオークションの場合は、既にメインオークションで落札して広域機関と容量確保契約を締結した事業者が参加資格者となるため、期待容量の登録は不要となる（容量確保契約を締結している事業者全員に、リリースオークション参加資格証明書が発行される）。

【業務規程】

（追加オークションの実施判断）

第32条の21 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更又は解約を申し出るか否かを確認するものとする。

一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更又は解約に伴い減少したメインオークションの約定総容量

二 メインオークションの実需給年度における供給区域需要の想定が増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力

2 本機関は、前項に基づき、追加オークションを実施する必要があると判断した場合、調達オークション又はリリースオークションのいずれかを実施する。

3 本機関は、前項に基づき、追加オークションを実施する場合、調達オークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線（以下「調達オークション需要曲線」という。）又はリリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線（以下「リリースオークション供給曲線」という。）の原案を策定する。

4 本機関は、前項で策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。

5 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線を決定する。

6 本機関は、前項で決定した調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線と併せて追加オークションを実施する旨を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

（調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用）

第32条の22 第32条の12及び第32条の14から第32条の20の規定は、調達オークションを実施する場合に準用する（ただし、第32条の12第1号アに掲げる事項は除く）。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。

2 本機関は、第32条の15第6項に基づくメインオークション参加資格証明書の発行後、調達オークションの募集要綱の策定・公表に先立ち、調達オークションへの参加を希望する市場参加資格事業者からの期待容量の登録申込みの受付を開始する。

【業務規程】

～前ページからの続き～

（リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用）

第32条の23 第32条の12、第32条の16から第32条の20の規定は、リリースオークションを実施する場合に準用する（ただし、第32条の12第1号ア、イ、第4号、第6号、第7号、第9号及び第32条の19第1項第1号、第3号から第5号、第7号に掲げる事項は除く）。この場合において、「メインオークション」とあるのは「リリースオークション」、「締結」とあるのは「変更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。

2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、送配電等業務指針に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークション参加資格証明書を発行する。

【送配電等業務指針】

（調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用）

第15条の9 第15条の7の規定は、調達オークションの場合に準用する（ただし、第15条の7条第2号は除く。）。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。

2 第15条の4第2項第1号アに該当する事業者のうち、メインオークションに応札し、落札できなかった安定電源提供者及び変動電源提供者は、メインオークションへの応札の際に登録した期待容量の変更を行うことができない。

（リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用）

第15条の10 第15条の7の規定は、リリースオークションの場合に準用する（ただし、第15条の7第2号及び第3号は除く。）。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「リリースオークション」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。

5. まとめ

21

(1) 検討項目の整理結果

1. メインオークションと追加オークションの具体的な配分

- メインオークションでは必要供給力の全量を調達する（メインオークション後の需要の下振れの可能性を勘案して目標調達量は減じないこととする）。

2. 具体的な追加オークションの開催時期と頻度について

- 追加オークションは実需給前年度の5月～6月に1回実施する。

3. 追加オークションの開催判断について

- 追加オークションは、想定需要の変化や、供給力の変化に対応するために行うこととする。
 - ① 広域機関は追加オークションの開催判断にあたり、メインオークションで落札された電源等に対し、容量確保契約の解約を申し出るか否かを確認する。
 - ② 想定需要の変化等、目標調達量の変化量を確定する。
 - ③ 需要曲線に供給力の確保量がかい離していれば、基本的に開催する。

4. 追加オークションの参加者・広域機関による売り入札の有無について

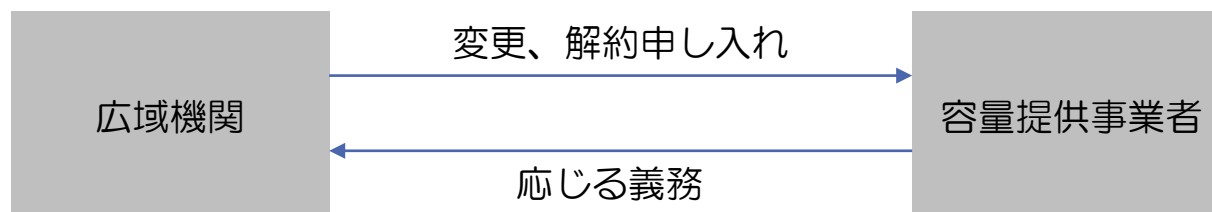
- 発電事業者等の買い入札による参加は認めない。
- 広域機関による売り入札を行う仕組みを導入する。ただし、広域機関による売り入札の開催判断は、追加オークションの開催前の時点において都度行うこととする（売り入札を行わないこともある）。
- なお、広域機関が売り入札を行う場合に限り、発電事業者等の買い入札を認める。

■ 契約変更及び解約に関する条文を追加。

【規程第32条の19第3項、指針第15条の11】（新規）

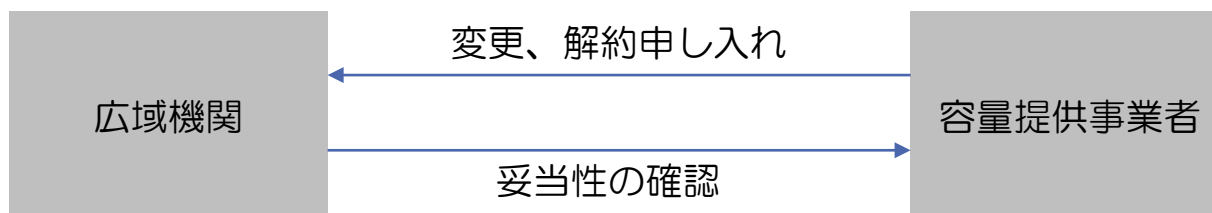
- 容量提供事業者との間で締結した容量確保契約に記載された変更又は解約の条件を満たす場合、広域機関は、当該容量確保契約を変更又は解約する。
- 広域機関からの申し入れの場合、容量提供事業者は当該変更又は解約に応じる義務を有する。

【広域機関から申し入れる場合※1】



※1：指針第15条の17第1～4号に記載されている実需給開始前のアセスメントの結果、容量提供事業者が条件を満たさなかった場合など

【事業者から申し入れる場合※2】



※2：電源差替を行うなど、事業者事由によって変更・解約を行う場合

【送配電等業務指針】

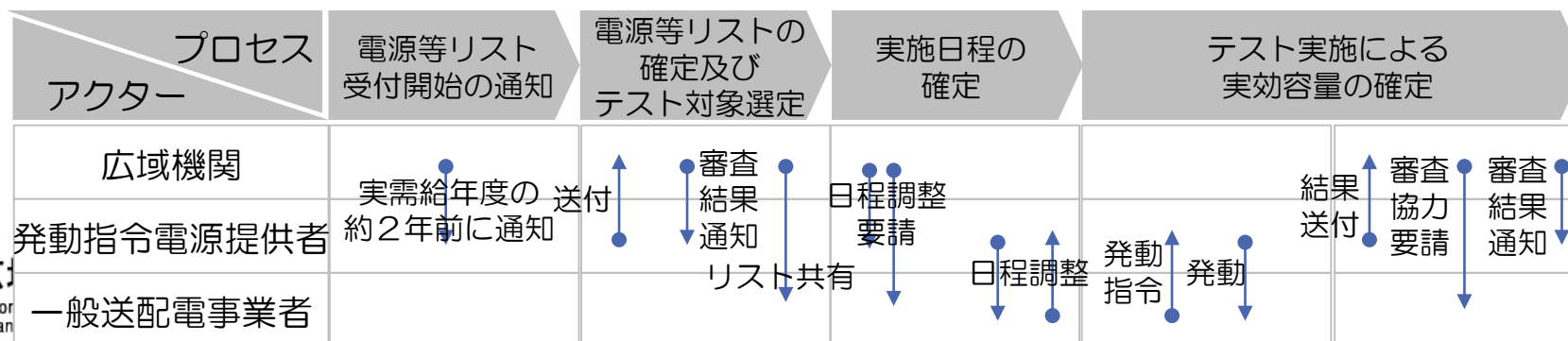
（容量確保契約の変更又は解約に応じる義務）

第15条の11 容量提供事業者は、業務規程第32条19第3項に基づき、本機関から容量確保契約の変更又は解約の要請を受けた場合は、これに応じなければならない。

■ 実効性テストに係る具体的な内容に関する条文を追加。

【規程第32条の24～32、指針第15条の12～16】（新規）

- 広域機関は、実需給年度の2年前の実効性テストの実施に先立ち、以下のいずれかに該当する発動指令電源提供者（供給力確認対象事業者）から電源等リストの登録の申込みを受け付ける。
 - ✓ メインオークションの容量確保契約を締結している者
 - ✓ 追加オークションの調達オークションへの参加を希望する者
- 広域機関は、電源等リストの審査を行い、実効性テストを行う必要がある事業者（テスト対象事業者）を選定する。確定した電源等リストは関連するエリアの一般送配電事業者に共有する。
- 実効性テストは以下の手順で実施する。
 - ✓ 広域機関がテスト対象事業者及び関連するエリアの一般送配電事業者に対して実効性テストの日程調整を要請する。
 - ✓ テスト対象事業者は、決定した日程を広域機関へ報告する。
 - ✓ テスト対象事業者は、報告した日程で実効性テストを実施し、結果を広域機関へ提出する。
 - ✓ 広域機関は結果を審査し、実際に提供できた容量（実効容量）をシステムへ登録する。



【業務規程】

（電源等リストの登録申込みの受付）

第32条の24 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、実需給年度の2年前に供給力の実効性を確認する必要がある事業者（以下「供給力確認対象事業者」という。）から、供給力の根拠となる発電設備等又は需要家の情報を掲載したリスト（以下「電源等リスト」という。）の登録の申込みを受け付ける。

2 本機関は、電源等リストの受付期間を供給力確認対象事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

3 本機関は、電源等リストを作成するために必要な様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

（電源等リストの審査及び登録完了の通知）

第32条の25 本機関は、前条第2項の電源等リストの受付期間の終了後、供給力確認対象事業者から受け付けた電源等リストの内容の妥当性を審査する。

2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。

3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等リストの登録が完了した旨を供給力確認対象事業者へ通知する。

4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が不適切と認められた場合は、その理由を供給力確認対象事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、供給力確認対象事業者から電源等リストの登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。

5 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、供給力確認対象事業者から電源等リストの変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項に準じ審査を行う。ただし、送配電等業務指針に定める実需給年度中における変更又は取消の申込みについては、随時審査を行う。

6 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、登録又は変更が完了した電源等リストの情報（ただし、発電所又は需要家の名称等は除く。）を提供する。

～次ページに続く～

【業務規程】

～前ページからの続き～

（テスト対象事業者の選定等）

第32条の26 本機関は、前条第3項において登録した電源等リストに基づき、供給力の提供の可否に関するテスト（以下「実効性テスト」という。）の実施が必要な供給力確認対象事業者（以下「テスト対象事業者」という。）を選定する。

2 本機関は、テスト対象事業者に選定しなかった供給力確認対象事業者については、提出された電源等リストに記載されている供給力を実効容量（第32条の29第1項第2号に定義する。）として容量市場システムへ登録し、当該供給力確認対象事業者へ通知する。

（実効性テストの実施日程の調整）

第32条の27 本機関は、前条第1項において選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者たる会員（以下「協力一般送配電事業者」という。）に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。

（実効性テストの実施日程の報告の受領）

第32条の28 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、協力一般送配電事業者と調整した後の実効性テストの実施日程の報告を受け付ける。

2 本機関は、実効性テストの実施日程の報告の受付期間をテスト対象事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

～次ページに続く～

【業務規程】

～前ページからの続き～

（実効性テスト結果の提出の要請）

第32条の29 本機関は、前条第1項で報告を受けた実効性テストの実施日程に基づき、テスト対象事業者に対して、次の各号に掲げる事項を含む実効性テストの結果（以下「実効性テスト結果」という。）の提出を要請する。

- 一 実効性テストの実施日程
- 二 実際に提供できた供給力（以下「実効容量」という。）
- 三 その他実効性テストに関連する情報

2 本機関は、実効性テスト結果の記録に必要な様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

（実効性テスト結果の受領）

第32条の30 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、実効性テスト結果の提出を受け取る。

（実効性テスト結果の審査）

第32条の31 本機関は、前条において実効性テスト結果を受領した場合は、その内容の妥当性について審査を行う。

2 本機関は、協力一般送配電事業者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求めることができる。

（実効性テスト結果の審査結果の通知）

第32条の32 本機関は、前条第1項に基づき審査を行った結果、確定した実効容量をテスト対象事業者に通知する。

～次ページに続く～

【送配電等業務指針】

（供給力確認対象事業者の条件）

第15条の12 業務規程第32条の24第1項に定める供給力確認対象事業者の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 メインオークションの落札後、本機関との間で容量確保契約を締結し、容量提供事業者となった発動指令電源提供者
- 二 調達オークションへの参加を希望する発動指令電源提供者

（電源等リストの登録の申込み）

第15条の13 供給力確認対象事業者は、本機関が定める電源等リストの登録申込みの受付期間において、電源等リストの登録の申込みを行わなければならない。

- 2 一般送配電事業者は、本機関から電源等リストの登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。
- 3 供給力確認対象事業者は、電源等リストの作成にあたっては、業務規程第32条の24第3項に基づき本機関が作成した様式を使用しなければならない。
- 4 一般送配電事業者は、本機関から登録又は変更された電源等リストの情報（ただし、発電所又は需要家の名称等は除く）の提供を受ける。

（電源等リストの変更又は取消の申込み）

第15条の14 供給力確認対象事業者は、次の各号に掲げる期間においてのみ、電源等リストの変更又は取消の申込みを行うことができる。

- 一 電源等リストの登録申込みの受付期間中
- 二 実需給年度の開始直前の本機関が別途定める一定の受付期間中
- 三 実需給年度中

～次ページに続く～

【送配電等業務指針】

～前ページからの続き～

（実効性テストの手順）

第15条の15 実効性テストの手順は次の各号に掲げるとおりとする。

一 実効性テストの実施日程の報告

テスト対象事業者は、本機関の要請に基づき、協力一般送配電事業者との間で実効性テストの実施日程を調整し、確定した実施日程を本機関へ報告する。

二 実効性テストの実施

テスト対象事業者は、前号に基づき本機関に報告した実施日程において、実効性テストを実施する。

三 実効性テスト結果の提出

テスト対象事業者は、実効性テストの実施後、本機関の要請に基づき、実効性テスト結果を本機関へ提出する。

2 前項の規定にかかわらず、テスト対象事業者は、業務規程第32条の33に定める条件を満たす場合、前項各号の手続を省略することができる。

3 テスト対象事業者は、第1項第3号の実効性テスト結果を記録するにあたっては、業務規程第32条の29第2項に基づき本機関が作成した様式を使用しなければならない。

（実効性テストの実施の協力）

第15条の16 協力一般送配電事業者は、本機関からの要請に基づき、次の各号に掲げる、テスト対象事業者による実効性テストの実施に関する事項について協力しなければならない。

一 テスト対象事業者との実効性テストの実施日程の調整

二 実効性テスト結果の確認

三 その他実効性テストの実施に関し必要な事項

DRに対する実効性テストの実施要請

(容量市場における DR の参入要件)

DR については、約 4 年前のメインオークション時に実需給時の需要家の需要等を確定することは困難と考えられるが、メインオークション時においても、一定の DR の参加を見込んでおくことが適当であると考えられる。こうした観点から、メインオークションの参加登録時の個々の DR の期待容量をどのように算定するかが課題となる。

DR の期待容量については、参加登録時の需要家の確保状況に基づいて算定される期待容量を基礎としつつ、具体的かつ積み上げ型の分析に基づく需要家確保見通しに基づいて算定される期待容量を加味しつつ、算定することを基本として検討を進めることとする。

ただし、確実な期待容量が確保されていることを担保するため、追加オークションまでに実効性テストを実施するとともに、需要家確保状況の報告を求めることが考えられる。

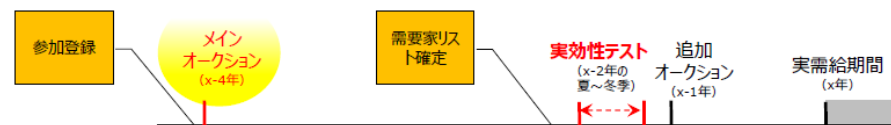
参加登録時の期待容量の算定時に必要となる書類等や実効性テストの具体的な手法等については、広域機関において詳細を検討することとする。

出所) 「中間とりまとめ」 p.93 抜粋

実効性テストの実施時期

- 実効性テストは、アグリゲーターがメインオークションで落札した期待容量を確定する役割がある。
- 実効性テストを行うため、需要家リストはこのタイミングで確定し、市場管理者へ報告する必要がある。
- 需要家リストは、現在の調整力公募で電源 I 'に求めている「集約する需要家等の一覧表」等の資料（需要家リスト等）が考えられるが、引き続き検討を進めることとしたい。
- 実効性テストの実施時期は、追加オークションの実施時期を1年前とした場合、事前の高需要期に確認する必要があることから、2年前の夏～冬季に実施することとしてはどうか。また、具体的な時期については、上記の主旨を前提として、TSOがアグリゲーターとも相談して決めることとしてはどうか。

【メインオークションへの参加イメージ】



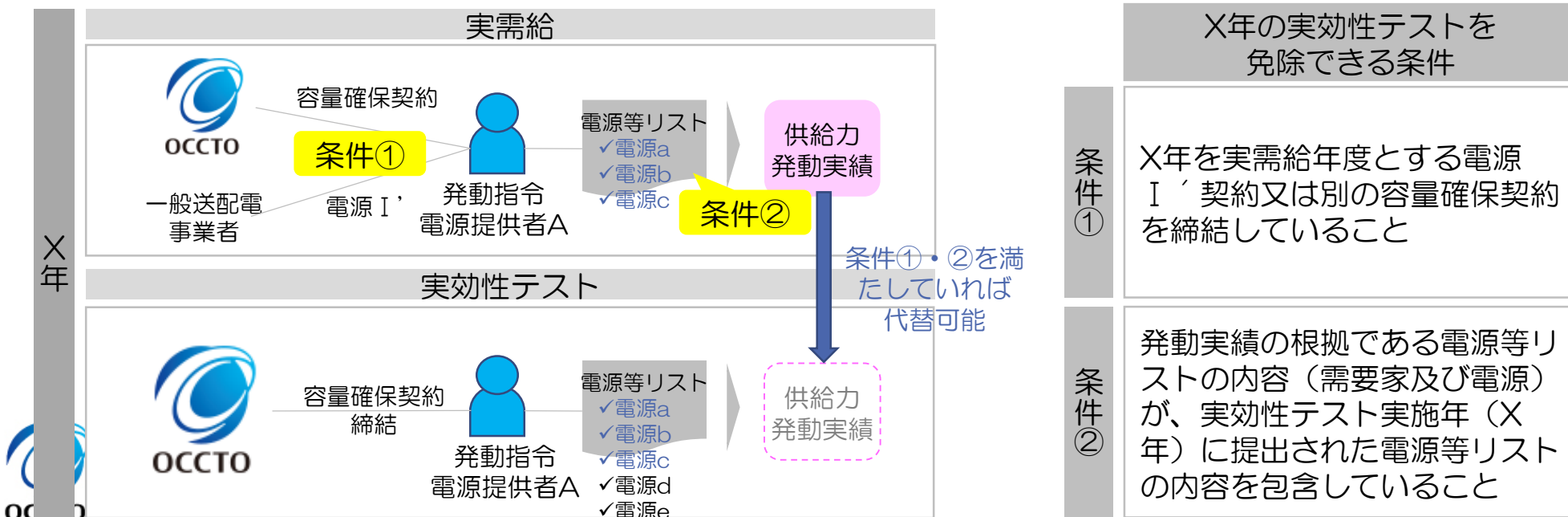
出所) 「第8回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料3 抜粋

■ 実効性テストの免除に関する条文を追加。

【規程第32条の33、指針第15条の15第2項】（新規）

- テスト対象事業者は、「実効性テスト結果に代わる実績」を提出した場合、実効性テストの実施を免除することができる
- 「実効性テスト結果に代わる実績」は以下の2つの条件を満たす必要がある。
 - ✓ テスト対象事業者が、実効性テストの実施年度を実需給年度とする電源Ⅰ'又は別の容量確保契約を締結していること
 - ✓ 当該実績の根拠となる電源等リストに含まれている需要家及び電源が、実効性テスト実施年度に提出された電源等リストの需要家及び電源を包含していること

発動実績による実効性テストの免除



【業務規程】

（実効性テスト結果の提出の省略）

第32条の33 本機関は、テスト対象事業者が、実効性テストの実施年度を実需給年度とする供給力の提供実績を有し、当該供給力提供実績及びその根拠となる電源等リストが容量市場業務マニュアルに定める条件を満たす場合であって、当該テスト対象事業者が当該供給力の提供実績及び電源等リストを提出したときは、第32条の29第1項の実効性テストの結果の提出を省略することができる。

2 前項に基づき供給力の提供実績及び電源等リストの提出を受け付けた場合の審査及び審査結果の通知等の取扱いについては、第32条の31及び第32条の32に準じる。

発電実績の提出による実効性テストの免除

(追加整理13) 実効性テストについて

- 実効性テストは発電指令電源提供者全体の供給能力を確認することを目的とし、リソースとなる電源等の供給力を個々に市場管理者が把握するものではないと整理した。
- ただし、発電指令電源提供者間の電源等のダブルカウント防止のため、電源等リストの確定は実効性テストの前とした。
- 一方で、リソースとなる電源等の負担を減らすことについても検討が必要ではないかとの意見があった。
- そこで、負担軽減の観点から、電源等リストと他の電源等リストでダブルカウントがなされていないことを前提として、発電実績を実効性テストに利用することを認めてはどうか。



出所)「第14回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料4 (一部加筆)

■ アセスメントの具体的な対応に関する条文を追加。

【規程第32条の34、指針第15条の17】（新規）

- 広域機関が容量提供事業者に対して行うアセスメントは、実需給年度開始前と実需給年度中に区分される。
- 実需給年度の開始前のアセスメントは、容量確保契約締結時に未確定であった事項を実需給が開始される前に確認し、供給力提供の確実性を担保するために行われるものである。
 - ✓ メインオークションに落札した発動指令電源提供者は、実需給開始の2年前に電源等リストの提出及び実効性テストを以て供給力を確定しなければならないが、広域機関は、これらが適切に実行され、容量確保契約容量を満たしているか確認する。
 - ✓ 安定電源提供者及び変動電源提供者は、電源等情報や期待容量の登録時にやむを得ず提出できない証憑がある場合、実需給の開始前までに提出しなければならないが、広域機関は、これらが適切に提出されているか確認する。
 - ✓ 広域機関は、容量確保契約締結後にFIT電源となった電源が無いか随時確認する。
- 実需給年度中のアセスメントは、中間とりまとめの前身である中間論点整理（2次）において基本的な方向性が示され、その後、広域機関の検討会においてリクワイアメント及びペナルティと合わせて、需給状況や電源の特性に応じて整理された。
 - ✓ 広域機関は、一般送配電事業者から提出される週間の需給及び調整力に関する計画に基づき、需給ひっ迫のおそれの有無を確認する。
 - ✓ 広域機関は、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じて、供給力の確保状況及び提供実績等を確認し、その結果を通知する。
- 容量提供事業者及び一般送配電事業者は、広域機関の求めに応じてアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。

【業務規程】

（アセスメントの実施）

第32条の34 本機関は、容量確保契約の規定に基づき、容量提供事業者に対してアセスメントを実施する。

2 本機関は、必要に応じて、前項のアセスメントの実施に必要な情報の提出を一般送配電事業者たる会員に求めることができる。

3 アセスメントの内容及び手順は送配電等業務指針に定める。

【送配電等業務指針】

（アセスメント）

第15条の17 本機関が業務規程第32条の34に基づき容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 電源等リストの確認 第15条の12第1号に定める供給力確認対象事業者に対し電源等リストの提出を求め、当該電源等リストの内容の確認を行う。

二 実効性テスト結果の確認 実需給年度開始の2年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。

三 電源等情報の登録及び期待容量の登録時における未確定事項の確認 電源等情報の登録及び期待容量の登録時において、未確定事項がある容量提供事業者に対し、実需給年度開始までに当該事項の確認を行う。

四 F I T電源該当有無の確認 登録された電源等情報に対し、随時、F I T電源の該当有無の確認を行う（国に対し、必要な情報の提供を求める）。

五 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウの手順により行う。

ア 本機関は、別表8-4に掲げる一般送配電事業者から毎週木曜日に提出される供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画（週間計画）に基づき、翌週月曜日から金曜日までの全国及び供給区域における需給ひっ迫のおそれの有無を確認する。

イ 本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等を確認する。

ウ 本機関は、イで確認したアセスメントの結果を容量提供事業者に通知する。

2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、前項のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。

3 一般送配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第32条の20第3項に基づき、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。

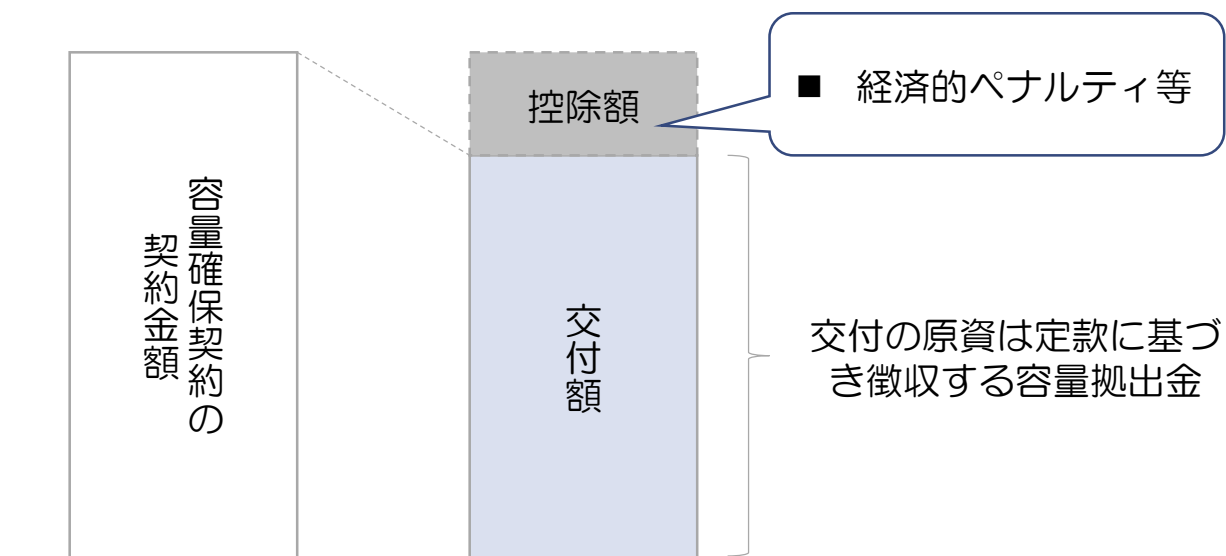
電源特性	実需給年度開始前のアセスメント			実需給年度中
	電源等リスト提出及び実効性テストの実施有無と結果の確認	電源等情報及び期待容量の登録時の未確定事項の確認	FIT電源の該当有無の確認	需給状況に応じた供給力の確保又は提供有無の確認
安定電源提供者	-	○		
変動電源提供者				
発動指令電源提供者	○	-		

■ 交付に関する条文を追加。

【規程第32条の35】（新規）

- 広域機関が容量確保契約の規定に基づき、容量提供事業者又は容量リリース事業者（リリースオークションで落札した事業者）に対して交付する金額は、容量確保契約金額を基準として、経済的ペナルティ等の金額を差引いて交付する。
- 広域機関は、小売電気事業者及び一般送配電事業者から徴収する容量拠出金をもって、交付を行う。

容量提供事業者に対する交付金額の考え方



【業務規程】

（容量確保契約に基づく交付）

第32条の35 本機関は、容量確保契約の規定に基づき、容量確保契約金額を基準として、容量提供事業者又は容量リリース事業者に対し交付すべき額を算出し、算出された金額を交付する。

2 本機関は、定款に基づき一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員から徴収した容量拠出金をもって、前項の交付を行うものとする。

■ 電源等差替の具体的な対応に関する条文を追加。

【規程第32条の36～40、指針第15条の18～19】（新規）

- 中間とりまとめにおいて、容量市場ではペナルティを回避するための手段の一つとして、一定の条件を満たした場合は電源の差替えを認めると整理されている。
- 差替先となる電源も市場管理者である広域機関が把握する必要があることから、必ず容量市場システム（掲示板）に登録を行う仕組みとする。
- 差替先電源になれる条件は、基本的に追加オークションのうち調達オークションの参加条件と基本的に同じである（差替えた後の電源や、調達オークションに応札したが落選した電源も差し差替先として登録できる点が異なる）。
- 容量提供事業者は、まず差替先電源等提供者と合意を得てから電源等差替の登録申込みを行う。
- なお、差替先電源等提供者は差替先等電源情報の登録後、必要に応じて適切に情報を変更・取消を行わなければならない。広域機関は、必要に応じて公開を終了することができる。

電源等差替のプロセス



広域機関は、以下の場合、公開を終了する；

- ① 電源等差替が成立
- ② 掲載期限が終了
- ③ 情報が不正確

※1：登録していない場合、事前に行う

※2：広域機関は関与しない

【業務規程】

（差替先電源等情報の登録申込みの受付）

第32条の36 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量提供事業者に対して供給力の差し替え（以下「電源等差替」という。）が可能な発電設備等又は電源等リスト（以下「差替先電源等」という。）の提供を希望する市場参加資格事業者（以下「差替先電源等提供者」という。）から、差替先電源等に関する情報（以下「差替先電源等情報」という。）の登録申込みを受け付ける。

2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、第32条の15第6項に基づくメインオークション参加資格証明書の発行後、差替先電源等提供者から、随時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第32条の15第1項から第5項に準じて審査を行う。

（差替先電源等情報の登録申込みの審査及び登録）

第32条の37 本機関は、前条第1項において差替先電源等情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。

2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が適切と認められた場合は、当該差替先電源等情報を容量市場システムに登録し公開する。

3 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該差替先電源等提供者に通知し、容量市場システムへの登録及び公開は行わない。本機関は、差替先電源等提供者から差替先電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じて審査を行う。

（電源等差替の登録申込みの受付）

第32条の38 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量提供事業者から電源等差替の登録申込みを受け付ける。

～次ページに続く～

【業務規程】

～前ページからの続き～

（電源等差替の登録申込みの審査等）

第32条の39 本機関は、前条において電源等差替の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。

2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量提供事業者へ電源等差替が可能である旨を通知するとともに、第32条の19第3項に基づき、容量確保契約の変更を行う。

3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該容量提供事業者に通知する。本機関は、容量提供事業者から電源等差替の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じて審査を行う。

（差替先電源等情報の公開の終了）

第32条の40 本機関は、次の各号に掲げた条件のいずれかに該当する場合は、差替先電源等情報の公開を終了する。

- 一 電源等差替が成立した場合
- 二 差替先電源等情報の登録時に設定した掲載公開期限が終了した場合
- 三 差替先電源等提供者が、必要に応じて、差替先電源等情報を適切に変更又は取消を行っていない場合

【送配電等業務指針】

（差替先電源等情報の登録の条件）

第15条の18 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。

- 一 第15条の4第2項第1号ア又はイに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること（ただし、差替後の発電設備等も含む）、又は、調達オークションに応札され、落札されていないこと
- 二 対象とする実需給年度に応じた期待容量が登録されていること

2 差替先電源等提供者が発動制約電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる

- 一 第15条の4第2項第1号ウに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること（ただし、差替後の電源等リストも含む）、又は、調達オークションに応札され、落札されていないこと
- 二 電源等リストの登録又は実効性テスト結果の提出により、対応する実需給年度に応じた期待容量が確定していること

3 差替先電源等提供者は、差替先電源等情報を登録するに先立ち、期待容量の登録申込みを行わなければならない。

4 差替先電源等提供者は、容量市場システムに登録した差替先電源等情報の変更又は取消が必要になった場合は、適切に変更又は取消を行わなければならない。

（電源等差替）

第15条の19 容量提供事業者は、次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、電源等差替の登録の申込みを行うことができる。

- 一 電源等差替の相手方が容量市場システムに登録されている差替先電源等であること
- 二 差替先電源等提供者との合意が得られていること

差替えの許容

(電源の差し替え)

落札者がやむを得ない理由により供給力を提供できない場合には、実需給⁹²の一定期間前までに市場管理者がその理由の妥当性を確認した上で、容量オークションで落札していない電源等⁹³との差し替えを認めることとし、さらに、相対取引による差し替えも認めることで、全体として必要な供給力を確保しつつ、ペナルティリスクを小さくできるような仕組みとすることを基本とする。

なお、売惜しみによる市場価格の高騰を防ぐため、差し替えが過度に必要とならないようなペナルティの水準や監視の在り方等について検討を行うこととする。

差替えの条件

- 電源差し替えを認める条件は、差し替え元電源、差し替え先電源において、市場操作や売り惜しみを行った事実がないことが重要であり、その観点から、差し替え先電源は容量オークションに応札した（落札できなかった）電源とすることを基本とする。
- 前項の妥当性確認に加え、下記のいずれかの場合を差し替えを認める条件として整理してはどうか。
 - ✓ ① 差し替え元電源が稼働不可能となり、当該電源で供給力を提供することが困難な場合
 - ✓ ② 差し替え元電源が稼働可能だが、差し替えにより、経済的に供給力を提供できる場合
 - － 具体的には、燃料費用が安い等、経済的に供給力提供を行う合理的な理由がある場合が考えられる。
 - － なお、差し替え先電源が、新設の前倒し等の、オークション時には供給力として確定しておらず応札していない電源の場合は、参加登録プロセスにおいて、供給力としての確認に加えて、市場操作や売り惜しみを行った事実がないことが確認できれば、差し替え先電源として認めない。

		差し替え先電源		
		落札できなかった電源等	差し替えが行われた後の電源等 (元差し替え元電源)	オークション時に供給力として確保できることが確定していなかった電源等
差し替え 元電源	稼働不可能	① 当該電源で供給力を提供することが困難		
	稼働可能	② 経済的に供給力を提供することが可能		

出所) 「中間とりまとめ」 p.70抜粋

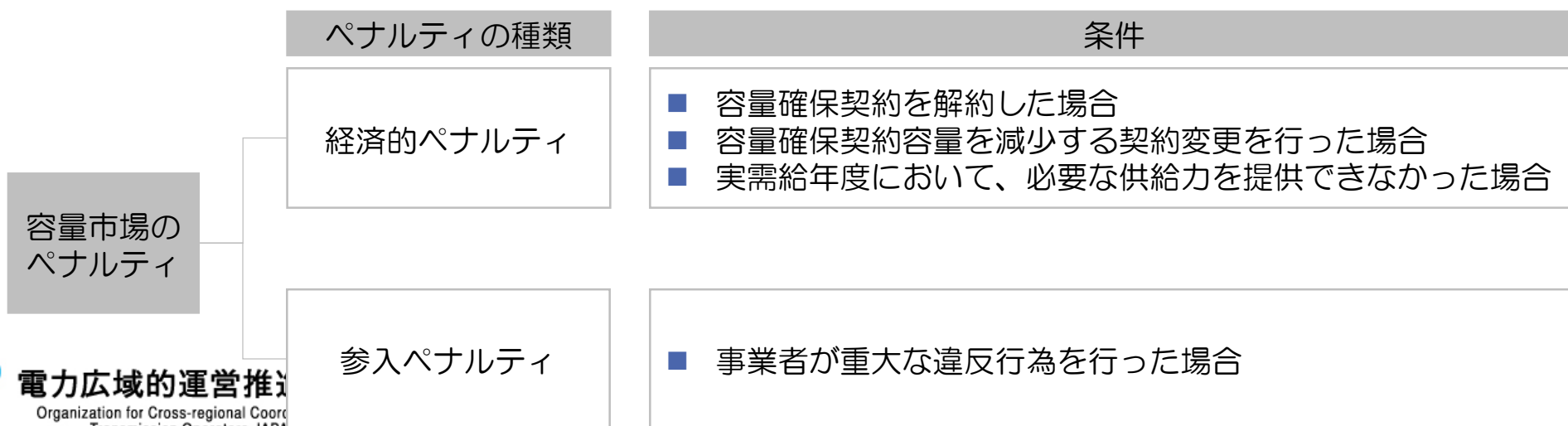
出所) 「第12回 容量市場の在り方等に関する検討会」 資料3抜粋

- ペナルティの具体的な対応に関する条文を追加。

【規程第32条の41】（新規）

- 中間論点整理において、ペナルティは経済的ペナルティと参入ペナルティの2種類あることが示された。
- また、容量市場検討会において、経済的ペナルティは追加オークションの開催判断によって容量提供事業者へ返金されることもあり得ることが整理された。
- さらに、容量市場検討会において、広域機関が受領した経済的ペナルティは、毎年度、小売電気事業者へ還元されるものと整理された（ただし、経済的ペナルティによる違約金がある場合）。
- 広域機関は、必要に応じて、ペナルティを科した事業者を公表することができる。

容量市場におけるペナルティの種類と条件



【業務規程】

（ペナルティ）

第32条の41 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者（以下「ペナルティ対象事業者」という。）に対して、次の各号に定めるペナルティを科することができる。

一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約に基づき違約金の支払いを求める。

ア 容量確保契約を解約した場合

イ 容量確保契約容量を減少する契約変更を行った場合

ウ 実需給年度において、容量確保契約に規定された条件に基づき、必要な供給力を提供できなかった場合

二 参入ペナルティ 本機関は、重大な違反行為を行ったペナルティ対象事業者に対し、有識者を含めた委員会において妥当性を審議した上で、容量オークション及び特別オークション（第32条の42第1項にて定義する。）への参加の一部又は全部を禁止する。

2 本機関が業務規程第32条の21に基づき追加オークションの実施の要否の判断を行う前に、前項第1号ア又はイの条件により経済的ペナルティに基づく違約金の支払いを行ったペナルティ対象事業者は、次のアからウのいずれかに掲げる条件に該当する場合において、本機関から違約金の全部又は一部の返金を受ける。

ア 追加オークションが開催されない場合

イ リリースオークションが実施される場合

ウ 調達オークションが実施されたが、メインオークションよりも経済的に必要供給力を確保できた場合

3 本機関は、毎年度、ペナルティ対象事業者から受領した経済的ペナルティに基づく違約金を小売電気事業者たる会員へ還元する。

4 本機関は、ペナルティ対象事業者に対してペナルティを科した後、必要に応じて、当該ペナルティ対象事業者の名称を公表することができる。

ペナルティの方向性

⑭ペナルティ

- 経済的ペナルティとして、容量市場における対価の支払から減額することや、落札時に保証金の事前支払を求める場合は返還額を減額すること、追加的な金銭の支払を求めること等。
- 参入ペナルティとして、正当な理由なくリクワイアメントを満たせなかった場合には、翌年度以降の一定期間は容量市場への参加を制限すること等。
- やむを得ない理由による稼働停止分については、追加的な金銭の支払としてのペナルティは求めないことが原則。
- ペナルティ対象となる事業者等の確認については、広域機関が一般送配電事業者と連携して行う。
- ペナルティの詳細については、経済的ペナルティと参入ペナルティの強度とバランスを考慮し、広域機関における検討結果も踏まえて最終的に決定。

出所) 「中間論点整理(第2次・概要)」抜粋

経済的ペナルティの返金条件

4. 我が国の追加オークションについて

(4) 発電事業者等による買い入札・広域機関による売り入札の有無について

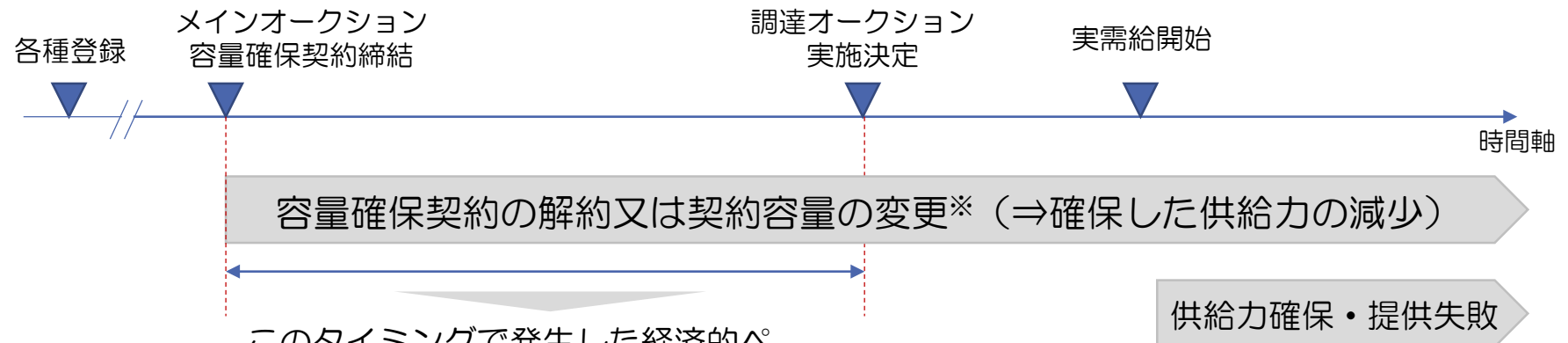
18

- これまで、供給力確保の蓋然性を高めるために、早い段階での電源差し替えや、市場退出の申し出を行う事を促すような制度設計を行ってきたところ。
- 具体的には、市場管理者は、追加オークション後に供給力を追加調達できないため、追加オークションまでの市場退出のインセンティブとして、ペナルティ額をメインオークション約定価格と追加オークション約定価格の差額とし、ペナルティ上限額はメインオークション約定価格の5%（10%よりも低くする）とした。
- また、市場退出により収益を得る仕組みは設けていない。
- 次に、電源差し替えは、新電力等が差し替え先電源を確保しやすくする観点から重要であるため、電源差し替えを行う場合は、掲示板を活用することを条件としたこと、また、差し替え条件は多種多様（kW価値のみの移転だけでなく、付帯条件が必要となることも考えられる）であるため、機械的に差し替えを決定せず、具体的な契約条件は個別に協議を行うこととした。
- したがって、追加オークションで発電事業者等による買い入札は、市場退出（電源差し替えでなく）としての参加が考えられる。
- ただし、追加オークションの約定価格によっては、市場退出による収益を得ることが期待できることとなってしまうため、追加オークションの開催まで市場退出を行わないことにインセンティブを与えることとなり、供給力確保の蓋然性を高めるための制度設計と齟齬をきたすのではないかと。
- 以上から、発電事業者等の買い入札による参加を認めないこととしてはどうか。

※ 広域機関は追加オークション開催にあたり、メインオークションで落札された電源等に対し、容量確保契約の解約（市場退出）を申し出るか否かを確認し、その容量確保契約の解約状況も踏まえて、追加オークションの開催を判断する。

※ 追加オークションが開催されない場合、または追加オークションの約定価格がメインオークションより下回った場合、追加オークションまでに容量確保契約の解約を申し出た電源等は市場退出のペナルティを課されない。

経済的ペナルティの返金発生タイミング



このタイミングで発生した経済的ペナルティは、以下の場合返金される

- ① 追加オークションが開催されない (⇒供給力の過不足が無い)
- ② 追加オークションのうちリリースオークションが実施される (⇒供給力が余剰)
- ③ 追加オークションのうち調達オークションが実施されたが、約定価格がメインオークションよりも低い (⇒結果的に経済最適で必要供給力を確保)

※実効性テストの失敗、調整電源に指示できる契約の未締結、その他解約・変更の申し出等を想定

経済的ペナルティ等の小売電気事業者への還元

3. 関連する整理事項

(2) 経済的ペナルティ、容量拠出金の未回収分の精算方法

18

- 受渡し期間における経済的ペナルティの還元や容量拠出金の未回収分の精算については、これまで還元先（市場管理者、発電事業者、小売電気事業者）や回収の確実性について議論してきた。
- 今回、市場分断による値差等は、市場管理者に積み上げるのではなく、容量拠出金に還元することを配賦の基本的な考え方として整理した。そのため、還元や未回収分についても、同様に、市場管理者に積み上げるのではなく、容量拠出金に反映することとしてはどうか。
- 経済的ペナルティの還元や容量拠出金の未回収分は、市場退出時同様、小売電気事業者に反映してはどうか。具体的には、還元が未回収分を上回る場合は小売に還元し、還元が未回収分を下回る場合は小売から追加徴収することとしてはどうか。
 - 小売電気事業者または発電事業者への精算が考えられるが、容量市場の仕組みとしては、発電事業者がオークション結果で契約を結ぶこと、その容量拠出金を小売電気事業者へ配賦することから、還元や未回収分は小売電気事業者への配賦に反映させることが適当ではないか。
 - 発電事業者のリクワイアメント未達による経済的ペナルティの還元と、小売電気事業者の契約不履行による未回収分の追加は、通常は還元される可能性の方が高いのではないか。
 - 我が国では、発電事業者に対するインセンティブ設計（契約以上に供給力提供を行った発電事業者に経済的ペナルティを還元）は行っていない。
 - 受渡し期間においては、平常時のリクワイアメント未達（計画外停止等）もあるため、市場退出時の配賦とは異なり、小売電気事業者全体に反映してはどうか。
- 以上から、預託金や銀行保証等の設定（第8回対応案1～3）は行わないこととしてはどうか。
※還元・未回収分の精算は、請求・支払いのタイミング等を踏まえ、年度内に精算する。

参入ペナルティの適用について

3. 支配的事業者への対応の検討
(5) 参入ペナルティについて

41

- 容量市場において市場支配力の行使が認められた場合や、正当な理由なくリクワイアメントを満たせなかった場合には、容量市場において参入ペナルティを課すと整理している。
- 参入ペナルティは、一定期間、容量市場への参加を制限することや、一定期間、容量市場から受け取る対価を減額することが考えられる。また、電源等だけでなく、事業者に対して課すことも考えられる。
- 参入ペナルティの具体的な内容は、上記を基本とし、行使された支配力等の状況に応じて実効的なペナルティとなるよう、個別に設定すること（予め詳細には規定しないこと）としてはどうか。
- なお、参入ペナルティの適用については、その妥当性について、広域機関において、有識者等を含めて審議し、決定することとしてはどうか。

※ 広域機関の会員に対する指導・勧告についても、別途適用することもありうる。

出所) 「第18回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料3 抜粋

- 緊急時における特別オークションの実施に関する条文を追加。

【規程第32条の42】（新規）

- メインオークションや追加オークションが不調の場合、又は政策的な対応等が必要となった場合は、特別オークションを実施する旨が整理された。

特別オークションの実施条件

4. 容量市場と電源入札制度の関係について

10

- 容量市場における通常のオークション（メイン、追加）、特別オークション、及び電源入札制度の関係は以下のよう整理してはどうか。

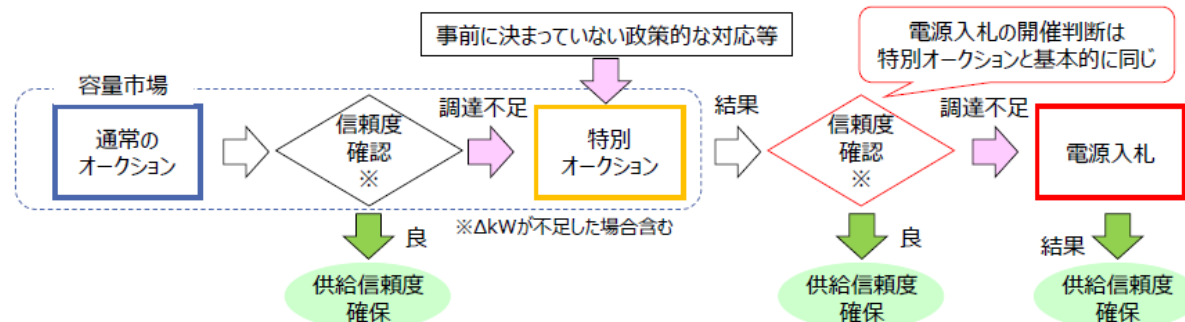
- ✓ 容量市場導入後の電源入札の開催判断は、特別オークションと基本的と同じとしてはどうか。
 - 具体的には、容量市場における調達不足の場合、及び、事前に決まっていな政策的な対応が必要となった場合等としてはどうか。
- ✓ 通常のオークションにおいて調達不足の場合等は、特別オークションを開催してはどうか。（P.8）
- ✓ 特別オークションを開催しても調達不足が解消しなかった場合等は、電源入札を実施してはどうか。（※）

※ 電源入札の実施判断に、特別オークションの開催を条件とするものではない。（直接、電源入札を実施することもありうる）

※ 電源入札の実施判断は、現行通り、検討開始判断を行う。（機械的な実施判断ではなく、慎重な判断が必要である）

※ 特別オークション及び電源入札で落札した電源は、その調達対象期間は、通常のオークションに参加できない。

※ 特別オークション及び電源入札を実施した場合、実施が必要となった要因を分析し、容量市場の仕組みを見直すことも必要。



【業務規程】

（緊急時における特別オークションの実施）

第32条の42 本機関は、この節の規定にかかわらず、容量オークションで確保した容量確保契約容量から将来における需給のひっ迫のおそれその他安定供給の維持が困難になることが明らかになった場合又はその他本機関が必要と認めた場合は、特別の条件を設定した入札（以下「特別オークション」という。）の実施の可否を決定する。

2 本機関は、前項の決定後、速やかに特別オークションの募集要綱を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

■ その他容量市場の運営に必要な業務に関する条文を追加。

【規程第32条の43～46】（新規）

- 中間とりまとめ及び容量市場検討会において、広域機関は継続的に容量市場の機能の検証・改善を行う旨が整理された。
- 広域機関は、容量市場の運営状況の内容を含む報告書を作成し、公表する。
- オークションの目標調達量の設定等には、シミュレーションツールが必要となるため、その旨を明記した。
- 市場管理者である広域機関には、応札価格や電源情報など事業者の経営に係わる情報が集まることになるため、当該情報は、原則、秘密情報として取り扱う旨を明記した。

機能の改善

（容量市場の情報公開・フォローアップ）

容量オークションの開催において、事前に上限価格を公開するか、事後に約定結果を公開するか¹²⁹等、どこまでの情報公開を行うかについては、海外事例も参考に、公正な競争の観点や市場支配力行使を防止する観点から、その範囲を決める必要がある。

容量市場における参加者の行動や入札結果、容量の増減について確認し、広域機関や監視等委員会とも連携しながら、容量市場が効果的に機能しているかどうかを定期的に検証していくことが考えられる。

検証の結果を踏まえ、市場が効果的に機能していないことが疑われる場合は、必要に応じて既存の制度にとらわれずに見直しを実施する枠組みを設ける等対応を検討していくこととする。

出所)「中間とりまとめ」p.95抜粋

2. 容量市場の情報公開・フォローアップ
(7) まとめ

23

- 広域機関における容量市場のフォローアップは、下記の通り、実施してはどうか。
- 検証のポイントは(1) 市場競争の状況、及び(2) 容量市場に求められる機能がそれぞれ効果的に働いているか確認することとしてはどうか。
- 市場競争の検証は毎年行い、容量市場に求められる機能の検証は初回を容量受渡初年度の翌年に遅くとも行うこととしてはどうか。
- 広域機関は、経済産業省と連携して、容量市場の検証を実施することとしてはどうか。
- 広域機関は、定期的な検証を踏まえて、容量市場のルール等の見直しを行う。なお、重要な変更は、広域機関の検討会等で議論を行うとともに、国の審議会等での議論を踏まえて必要なルール変更を行う。



- ・ルール等の見直しは、広域機関の検討会で議論するとともに、国の審議会等での議論内容を踏まえ必要なルール変更を行う。
- ・毎年、市場競争の検証を行う。
- ・初回の包括的検証は容量受渡初年度の翌年に遅くとも行う。
- ・検証結果は、報告書としてまとめ、公表する。

出所)「第18回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料3 抜粋

【業務規程】

（容量市場の機能の検証）

第32条の43 本機関は、実施した容量オークション及び特別オークションの結果を定期的に評価し、継続的に有識者を含めた委員会における検討及び国の関連審議会等における審議の結果を踏まえ、必要に応じて容量市場の機能及び業務の改善等について検討する。

（報告書の作成）

第32条の44 本機関は、容量市場の運営状況の内容を含む報告書を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

（分析ツールの具備）

第32条の45 本機関は、この節各条の業務を行うため、容量オークションのシミュレーションを行うために必要な分析ツールを備える。

2 本機関は、業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、分析ツールの改良又は新たな分析ツールの導入について検討を行う。

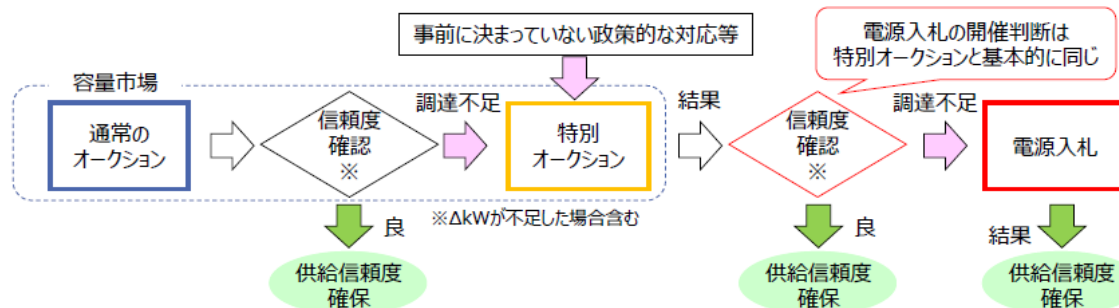
（情報の取扱い）

第32条の46 本機関は、容量市場に係る情報を、原則として、秘密情報として適切に取り扱う。

- 容量市場検討会において、特別オークションを実施しても調達不足が解消しなかった場合等は電源入札等を実施する旨が示された（ただし、現行ルールの検討開始判断はそのまま維持する）。

10

- ※ 特別オークション及び電源入札を実施した場合、実施が必要となった要因を分析し、容量市場の仕組みを見直すことも必要。



業務規程 <変更前>

（電源入札等の検討の開始）
 第35条 （略）
 一 （略）
 ア・イ （略）
 二～三 （略）
 （新設）
 2 （略）



業務規程 <変更後>

（電源入札等の検討の開始）
 第35条 （略）
 一 （略）
 ア・イ （略）
 二～三 （略）
 四 第32条の42に基づく特別オークションを実施した
 にもかかわらず、必要な供給力を確保できなかった場合
 2 （略）

送配電等業務指針 <変更前>

（電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項）
 第17条 （略）
 一 （略）
 二 （略）
 ア～ウ （略）
 三 （略）
 四 （略）
 ア・イ （略）
 （新設）



送配電等業務指針 <変更後>

（電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項）
 第17条 （略）
 一 （略）
 二 （略）
 ア～ウ （略）
 三 （略）
 四 （略）
 ア・イ （略）
 五 容量市場における供給力の確保状況（特別オークショ
 ンが実施された場合に限る。）

- 指導・勧告を行う条件として、容量市場におけるペナルティに従わなかった場合を追加。

【規程第179条】（変更）

- 業務規程第32条の41には容量市場のペナルティを規定しているが、当該規定に従わない場合は、送配電等業務指針違反として指導・勧告の対象となるため、その旨を明記する。
- なお、特に不適切な行為を行った電気供給事業者に対しては、ペナルティと合わせて指導・勧告を行うこともあり得る。

業務規程

<変更前>

（指導・勧告の実施）

第179条 （略）

一～五 （略）

（新設）

六 （略）

七 （略）

八 （略）

2 （略）



業務規程

<変更後>

（指導・勧告の実施）

第179条 （略）

一～五 （略）

六 第5章第1節の容量市場の運営業務において、電気供給事業者が第32条の4 1に規定するペナルティに従わないとき

七 （略）

八 （略）

九 （略）

2 （略）

- 容量市場のアセスメントのために、発電契約者には発電計画の内訳の提出を求める旨を追加。

【指針第139条】（変更）

- 容量市場検討会では、広域機関は発電販売計画を用いて容量市場のアセスメントを行うことが示された。
- 現行ルールでは、バランシンググループの代表者である発電契約者が発電販売計画を提出しているが、容量市場のアセスメントは電源単位で行うため、発電計画の内訳を提出して頂く必要がある。

2. 取りまとめ結果について (4) 平常時の市場応札（従来型電源）

	リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ
平常時の計画停止時	従来型電源 アグリゲート		
平常時の市場応札	従来型電源 アグリゲート		
需給ひっ迫のおそれがあるとき	従来型電源 アグリゲート		

51

	リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ
前 回 ま で の ま と め	➤ 稼働可能な電源における余力を応札する。 ➤ 相対契約等を締結している場合、小売電気事業者が活用しない余力を市場へ応札すること。 1. 「稼働可能な計画となっている電源等」とは、「計画停止」の申し出を行っていない電源等を指す。 2. 小売電気事業者が活用しない余力は、小売電気事業者との通告確定後における余力を対象とする。 3. 市場へ応札する余力は、燃料制約等の事業者の制約がある場合は減じることを認める。 4. 市場へ応札したものの、落札されなかった場合、リクワイアメント違反とは見做さない。 5. バランス停止を予定している電源の不経済な起動は求めない。（※） ※ バランス停止中の電源の扱いは、別ページにて整理。	➤ 事業者から提出される以下の申告値等により、リクワイアメント未達成量を算定する。 (1) 発電販売計画（※） (2) 事業者からの卸電力市場への応札量の申告値 (3) 作業停止計画 ※ 送配電等業務指針に基づく発電販売計画をイメージしているが、詳細は引き続き整理する。	➤ 経済的ペナルティは設定しない。（リクワイアメントとして定め、遵守することを求めることとする。送配電等業務指針の違反に対する指導・勧告の様に、リクワイアメントを逸脱するような行為に対し、広域機関はその行為を行った事業者へ何らかの対抗措置（例えば、逸脱行為者へのリクワイアメント遵守要請、名称の公表など）を行うことを明確化する。）
追 加 整 理			・ 事前に経済的ペナルティを設定するのではなく、問題のある行為があった場合は、参入ペナルティを課す、という仕組みとする。

2. 取りまとめ結果について (7) 需給ひっ迫のおそれがあるとき（従来型電源）

	リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ
平常時の計画停止時	従来型電源 アグリゲート		
平常時の市場応札	従来型電源 アグリゲート		
需給ひっ迫のおそれがあるとき	従来型電源 アグリゲート		

54

	リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ
前 回 ま で の ま と め	➤ 需給ひっ迫のおそれがあるときに、稼働可能な計画となっている電源等（※）は、小売電気事業者との契約により電気を供給すること、若しくは、スポット市場等の卸電力市場・需給調整市場に応札すること、加えて、一般送配電事業者の指示等があった場合に電気を供給すること等。 1. 「小売電気事業者との契約により電気を供給すること」とは、小売電気事業者等に電気を供給するとして「発電計画」、及び「販売計画」を提出していることとする。 2. 「卸電力市場・需給調整市場に応札すること」とは ① 小売電気事業者が活用しない余力は、小売電気事業者との通告確定後における余力を対象とする。 ② 市場へ応札する余力は、燃料制約によって減じることを原則認めない。 ③ 市場へ応札したものの、落札されなかった場合、リクワイアメント違反とは見做さない。 3. 「一般送配電事業者の指示等があった場合に電気を供給すること」とは、ゲートクロス後等に供給余力のある電源等が、一般送配電事業者からの電気の供給指示に対し、適切に対応することとする。 ※ 「稼働可能な計画となっている電源等」とは、需給ひっ迫のおそれがある状態となるまでに「計画停止」の申し出を行っていない電源等を指す。	➤ 事業者から提出される以下の申告値等により、リクワイアメント未達成量を算定する。 (1) 発電販売計画 (2) 事業者からの卸電力市場への応札量の申告値 (3) 作業停止計画	➤ リクワイアメント未達成量（kW）から、以下にてペナルティ額を算定する。 ・ ペナルティレート（¥/kW・h） = 容量収入額 × 100% ÷（容量確保契約量（kW）× Z（h）） ・ なお、Zとは、1年間で需給ひっ迫のおそれがあるときとなることが想定される時間とする。 ・ 経済的ペナルティ額 = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート ➤ 経済的ペナルティの月間上限額は、容量収入額の1/6（≒18.3%）とする。 ➤ 経済的ペナルティの年間上限額は、容量収入額の110%とする。
追 加 整 理	➤ 需給ひっ迫のおそれがあるとき、対応可能な範囲で計画停止の中止を求める。	➤ 「一般送配電事業者の指示等があった場合に電気を供給すること」に適切に対応しなかった場合、その時のゲートクロス後の供給余力は全てリクワイアメント未達成量として計上する。	➤ 計画停止の中止は経済的ペナルティの対象外とする。

2. 取りまとめ結果について

(11) 需給ひっ迫のおそれがあるとき（自然変動再生エネ）

		リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ
平常時の計画停止等	従来型電源 アグリゲート			
	自然変動			
平常時の市場応札	従来型電源 アグリゲート			
	自然変動			
需給ひっ迫のおそれがあるとき	従来型電源 アグリゲート			
	自然変動			

58

	リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ
前回までのまとめ			
追加整理	➢ 計画外停止しないこと。 自然変動再生可能エネルギー電源は出力調整が難しいため、市場応札や一般送配電事業者からの指示等に対応することはリクワイアメント対象外とする。 （参考）従来型電源の場合 需給ひっ迫のおそれがあるときに、稼働可能な計画となっている電源等は、小売電気事業者との契約により電気を供給すること、若しくは、スポット市場等の卸電力市場・需給調整市場に応札すること、加えて、一般送配電事業者の指示等があった場合に電気を供給すること等。	➢ 事業者に提出を求める電源の作業停止計画と発電販売計画から、リクワイアメント未達成量を求める。 （1）作業停止計画 （2）<u>発電販売計画</u>	➢ リクワイアメント未達量（kW）から、以下にてペナルティ額を算定する。 - ペナルティレート（¥/kW・h） = 容量収入額 × 100% ÷（容量確保契約量（kW）・Z（h）） - Zとは、1年間で需給ひっ迫のおそれがあるときとなることが想定される時間とする。 - 経済的ペナルティ額 = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート ➢ 経済的ペナルティの月間上限額は、容量収入額の1/6（≒18.3%）とする。 ➢ 経済的ペナルティの年間上限額は、容量収入額の110%とする。

出所）「第14回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料4 抜粋

送配電等業務指針

<変更前>

- 第139条（略）
 2 （略）
 一～三 （略）
 3 （略）
 4 第2項第1号にかかわらず、発電契約者は、一般送配電事業者から、系統運用上の必要性に基づき、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められた場合には、これを発電計画に記載しなければならない。



送配電等業務指針

<変更後>

- 第139条（略）
 2 （略）
 一～三 （略）
 3 （略）
 4 第2項第1号にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。
 一 一般送配電事業者からの系統運用上の必要性に基づく要請があった場合
 二 本機関からの容量市場の運営上の必要性に基づく要請があった場合

- 事業者コード等の取得は、計画提出のみならず容量市場への参加のためにも必要となる旨を追記。

【指針第269条】（変更）

- 現在、広域機関の事業者コードを取得する必要がある事業者が容量市場に参加を希望する場合、広域機関システムではなく、容量市場システムを通じて事業者コードを取得して頂くことになる。

送配電等業務指針

<変更前>

（事業者コード等の申請）

第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号（コード）の発行を本機関に申請しなければならない。

一～八 （略）

（新設）

2 本機関は、前項により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。

送配電等業務指針

<変更後>

（事業者コード等の申請）

第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて本機関に提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号（コード）の発行を本機関に対し申請しなければならない。

一～八 （略）

2 市場参加資格事業者は、容量市場システムへの市場参加資格事業者の基本情報の登録申込み等を行うために必要な場合、前項各号に掲げるコードの発行を、本機関に対し申請しなければならない（ただし、前項の申請によりコードの発行を受けた市場参加資格事業者は除く。）。

3 本機関は、前各項により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。

■ 施行期日及び経過措置に関する条文を追加。

【規程附則第1条、指針附則第1条】（新規）

- 定款の施行期日に合わせて施行する。

【規程附則第3条】（新規）

- 中間取りまとめにおいて、容量市場導入に伴う小売電気事業者への事業環境の激変緩和措置として、発電事業者等へ交付する金額から一定率を控除する措置（以下「経過措置」）を導入することが決められた。
- また、この経過措置は2010年度末以前に建設された発電設備等を対象としたものであり、2030年を実需給年度とする容量オークションの実施時に廃止する旨が示された。

経過措置導入の決定

（経過措置）

容量市場を導入した場合と導入しない場合を比較すると、中長期的には総コストは同等の水準に収斂していくものと考えられる。他方で、電源投資にはリードタイムが存在するため、2020年の容量市場の開設直後においては、直ちに供給力が変化するとは考えにくく、卸電力市場の kWh 価格に与える影響は限定的と考えられる。このため、容量市場の導入から当面の間は、小売事業環境の激変緩和の観点から、一定の経過措置を講じることも考えられる。

経過措置の内容

- 容量市場開設時点の控除 kW は、経過措置起算時点以前からの電源の容量(kW)に一定の比率をかける形で算定する。一定の比率については、そうした電源について、維持のための修繕費等や追加投資に要する支出も勘案して定める。
- 経過措置起算時点については、現在進行中の建設案件への影響を防ぐ観点から現時点より前に設定することが適当であり、かつ、①東日本大震災前後で電気事業を巡る環境が大きく激変したこと、②10年目程度まで減価償却コストが多く発生し固定費コストが高いことなどから、東日本大震災発生時点(2010年度末)とする。
- 容量市場開設時点の控除率は、経過措置起算時点以前に建設された全ての電源(旧既設電源)の7割とし、2020年以降、段階的に減少させていくこととする¹¹⁶。
- 2030年時点では、経過措置起算時点以降2020年までに建設された既設電源(新既設電源)も、全て建設後10年以上が経過することから、旧既設電源と新既設電源との公平性を確保する観点や、容量市場開設後一定期間後には卸電力市場価格の価格低減に寄与することが考えられることを踏まえ、2030年(容量の受け渡し時点)には経過措置を終了させることとする。

【業務規程】

附則（ 年 月 日）
 （施行期日）

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。
 2 前項にかかわらず、第32条の2から第32条の46、第35条及び第179条並びに附則第3条は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。

（略）
 第2条 （略）

（経過措置対象電源に係る容量確保契約金額の算出）
 第3条 本機関は、2010年度末以前に建設された発電設備等（以下「経過措置対象電源」という。）に係る容量確保契約金額に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出する。
 2 別表1の控除率は、容量オークションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、2030年度を実需給年度とする容量オークションの実施時に廃止する。

別表1 経過措置対象電源に係る容量確保契約金額の算出式

経過措置対象電源に係る容量確保契約金額の算出式	容量確保契約金額 = 容量確保契約容量 × (1 − 控除率※1) × 約定価格
-------------------------	--

(※1) 本機関が別途定める

【送配電等業務指針】

附則（ 年 月 日）
 （施行期日）

第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。
 2 前項にかかわらず、第15条の2から第15条の19まで、第17条、第139条及び第269条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。

- 容量市場導入に伴うルール変更（定款・業務規程・送配電等業務指針）（参考1－1、1－2）
 - 容量市場において、広域機関が市場管理者として行う業務を規定
 - 容量市場において、電気供給事業者が行う業務を規定
- その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）
 - 系統情報公表に関するルール整備の機動性確保のためのルール変更（参考2）
 - ✓ 系統情報公表のルール整備の機動性確保のため、別表を削除
 - FIT期間満了となる低圧のFIT電源対応に伴うルール変更
 - ✓ スwitchング支援システムの利用可能範囲に低圧FIT卒業電源を追加等
 - 計画ルール変更
 - ✓ 冬季需要についての検証等を追加
 - 運用ルール変更
 - ✓ 下げ調整力の活用、下げ調整力が不足する場合の措置について、電力貯蔵装置が用いられているため明記

- 第12回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、「国等における一定の検討のプロセスを経て示されるガイドライン等を踏まえて、広域機関のルールに定めている事項のうち、詳細な事項は、関係規程類の見直し等により手続きを合理化し、ルール整備の機動性を向上させる。」と整理された。
上記整理に伴い、業務規程・送配電等業務指針の関係条文を変更する。
【規程 第168条、指針 第245条、第246条】（変更）

広域機関におけるルール整備の機動性の向上 5

- 広域機関では、法律、政省令、ガイドラインなどにおいて示された措置等について業務規程、送配電等業務指針（以下「ルール」という。）に規定することで実施を担保している。
- 例えば、系統情報の公表については、国が公表の考え方を示した系統情報の公表の考え方（以下「系統情報ガイドライン」という。）を策定し、これを踏まえて公開・開示すべき情報項目、公表時期、更新頻度の詳細を、広域機関のルールでそれぞれ定めている。
- 系統情報ガイドラインの改定を踏まえ、広域機関のルールを変更する場合、パブリックコメント、評議員会の議決、総会の議決（業務規程のみ）、理事会の議決、経済産業大臣の認可といった**複数の所要のプロセスが電事法等に基づき規定**されている。
- このため、既に国において審議や関連する規程のパブリックコメントを実施しているにも関わらず、現状の仕組みでは詳細かつ技術的な内容も含め、一連のルール整備に更に数か月の時間を要することになる。
- この点、系統情報ガイドラインを踏まえて広域機関のルールに記載されている内容（公開・開示する情報項目、公表時期、更新頻度等）について、例えば**広域機関のルールとは別に定める（すなわち、系統情報ガイドラインの改定がなされれば、広域機関のルールの変更は不要となる）**こととすれば、**より機動的にルールの整備を行い、系統情報の公開・開示を早期に実現させることができる。**
- このように**国等における一定の検討のプロセスを経て示されるガイドライン等を踏まえて、広域機関のルールに定めている事項のうち、詳細な事項は、関係規程類の見直し等により手続きを合理化し、ルール整備の機動性を向上させてはどうか。**

系統情報の公表に関するルール体系（イメージ）
・ルール策定に関するガバナンス確保を前提に機動性向上に資する仕組みを検討。

	現状	今後
系統情報の公表の仕組み	➢ エネ庁のガイドラインにて規定 ➢ 広域機関の業務規程・送配電等業務指針に反映	➢ エネ庁のガイドラインにて規定 ➢ 広域機関の業務規程・送配電等業務指針にエネ庁のガイドラインに定める事項に従う旨規定（エネ庁のガイドラインの改定に伴う広域機関のルールの変更が不要）
公開・開示する情報		
公開・開示の頻度等	➢ 広域機関の業務規程送配電等業務指針にて規定	➢ 広域機関が決定・公表（複数の所要のプロセスを合理化し、ルール整備の機動性を向上）

【業務規程】

＜変更前＞

- （系統情報の公表）
第168条 （略）
2 前項により公表する情報の項目及び公表時期は、別表12-1に定めるところによる。
3 （略）
別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(a) (略)	(略)
(b) (略)	(略)
(c) (略)	(略)
(d) (略)	(略)
(e) (略)	(略)
(f) (略)	(略)
(g) (略)	(略)
(h) (略)	(略)
(i) (略)	(略)

(※1)～(※11) (略)

【業務規程】

＜変更後＞

- （系統情報の公表）
第168条 （略）
2 前項により公表する情報の項目のほか、国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮の上、本機関が必要と認める項目及び当該情報の公表時期等は、本機関の理事会において定め、その結果を公表する。
3 （略）
（削除）



【送配電等業務指針】＜変更前＞

（系統情報の公表）
第245条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、次の各号に掲げるものを除き、電力系統の利用に資する情報を当該一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイトにおいて公表する。
一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの
2 前項により公表する情報の項目、公表手段及び公表時期は、別表13-1に定めるところによる。
3 電気事業者は、本機関が系統情報ガイドラインに基づき、系統情報の公表を行うために必要となる情報を、遅滞なく本機関に提供しなければならない。

（事業者の要請に基づく情報の提示）
第246条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統連系希望者から当該検討に必要な情報の提示の要請があった場合は、前条第1項各号に該当する情報を除き、別表13-2に定める情報を提示する。
2 前項により提示する情報の項目、提示手段及び提示時期は、別表13-2に定めるところによる。
3 一般送配電事業者及び送電事業者は、第1項の情報の提示に際し、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
一 閲覧者の事前登録
二 閲覧目的の明確化
三 秘密保持契約の締結
四 その他提示する情報の保護のために必要な措置

別表13-1 一般送配電事業者及び送電事業者が公表する情報及び公表の手段、時期

情報項目	公表の手段	公表時期
(a)～(g) (略)	(略)	(略)

(※1)～(※4) (略)
別表13-2 一般送配電事業者及び送電事業者が個々の要請に応じて提示する情報及び提示の手段、時期

情報項目	提示手段	提示時期
(a)～(c) (略)	(略)	(略)

(※1)、(※2) (略)

【送配電等業務指針】＜変更後＞

（系統情報の公表）
第245条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、電力系統の利用に資する情報を公表する。

一・二 (削除)

2 業務規程第168条第2項で規定している本機関の公表内容のうち、一般送配電事業者及び送電事業者が公表すべき内容については、一般送配電事業者及び送電事業者が公表する。
3 電気事業者は、本機関が系統情報ガイドラインに基づき、系統情報の公表を行うために必要となる情報を、遅滞なく本機関に提供しなければならない。

第246条 削除

- 容量市場導入に伴うルール変更（定款・業務規程・送配電等業務指針）（参考1－1、1－2）
 - 容量市場において、広域機関が市場管理者として行う業務を規定
 - 容量市場において、電気供給事業者が行う業務を規定
- その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）
 - 系統情報公表に関するルール整備の機動性確保のためのルール変更（参考2）
 - ✓ 系統情報公表のルール整備の機動性確保のため、別表を削除
 - FIT期間満了となる低圧のFIT電源対応に伴うルール変更
 - ✓ スwitchング支援システムの利用可能範囲に低圧FIT卒業電源を追加等
 - 計画ルール変更
 - ✓ 冬季需要についての検証等を追加
 - 運用ルール変更
 - ✓ 下げ調整力の活用、下げ調整力が不足する場合の措置について、電力貯蔵装置が用いられているため明記

: 送配電等業務指針変更点

- 2019年11月以降より発生する、FIT期間満了によりFIT卒業となる低圧の電源を対象に、スイッチング支援システムによる託送異動申込を可能とするように対応する。

上記に伴い、送配電等業務指針の関係条文を変更する。

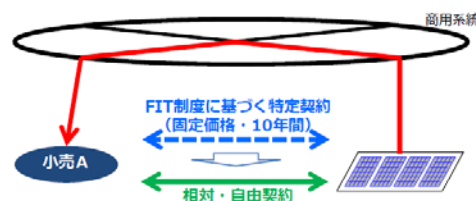
【指針 第247条、第251条、第253条、第266条】 (変更)

住宅用太陽光のFIT買取期間終了後の基本的な考え方

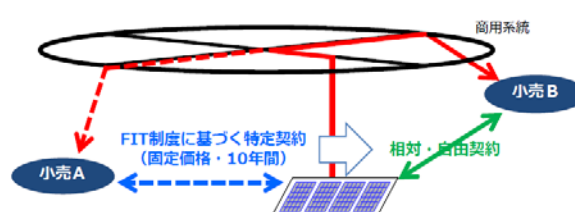
2

- 2009年に開始された余剰電力買取制度の適用を受け導入された住宅用太陽光発電設備は、2019年以降順次、10年間の買取期間を終えることとなる。
 - FIT制度による買取期間が終了した電源については、法律に基づく買取義務はなくなるため、
 - 電気自動車や蓄電池と組み合わせるなどして自家消費すること
 - 小売電気事業者やアグリゲーターに対し、相対・自由契約で余剰電力を売電することが基本。
 - こうした環境変化は、
 - 住宅用太陽光発電設備を設置している需要家にとっては、自家消費型のライフスタイルへの転換を図る契機となり、
 - 小売電気事業者やアグリゲーターにとっては、新たな供給力と需要を獲得するビジネスチャンスとなる（例：余剰電力の買取と小売供給をセットで提供）
- ことから、FIT制度からの自立に向けた市場環境を醸成するためにも、買取期間の終了とその後のオプション等について、官民一体となって広報・周知を徹底することが重要ではないか。

新たな売電契約に切り替え、小売電気事業者Aへの売電を継続



買取期間の終了を機に、条件の良い小売電気事業者Bへ売電契約を切替え



：送配電等業務指針変更点

【送配電等業務指針】＜変更前＞

（スイッチング支援システム）

第247条 スwitchング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者及び高圧需要者並びに低圧F I T電源（F I T電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。）を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務（以下「スイッチング支援対象業務」という。）とする。但し、第3号の使用量情報照会については、契約電力500キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。

- 一 供給地点特定番号検索（高圧需要者に係るものを除く。）
- 二 供給地点設備情報照会（高圧需要者に係るものを除く。）
- 三 使用量情報照会（低圧F I T電源に係るものを除く。）
- 四 託送等異動業務（高圧需要者、低圧F I T電源の再点及び需要抑制量調整供給契約に係るものを除く。）
- 五 スwitchング廃止取次（低圧F I T電源に係るものを除く。）
- 六 業務処理状況照会
- 七 小売電気事業者情報照会
- 2 （略）
- 3 （略）



【送配電等業務指針】＜変更後＞

（スイッチング支援システム）

第247条 スwitchング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者、高圧需要者、低圧F I T電源（F I T電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。）を保有する発電設備設置者及び低圧F I T卒業電源（F I T電源契約の実績がある電源で、F I T電源契約を終了した発電設備のうち、低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。）を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務（以下「スイッチング支援対象業務」という。）とする。ただし、第3号の使用量情報照会については、契約電力500キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。

- 一 供給地点特定番号検索（高圧需要者に係るものを除く。）
- 二 供給地点設備情報照会（高圧需要者に係るものを除く。）
- 三 使用量情報照会（低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に係るものを除く。）
- 四 託送等異動業務（高圧需要者の再点、高圧需要者のアンペア変更、低圧F I T電源の再点、低圧F I T電源の託送供給契約の切替え、低圧F I T電源のアンペア変更、低圧F I T卒業電源のアンペア変更及び需要抑制量調整供給契約に係るものを除く。）
- 五 スwitchング廃止取次（低圧F I T電源に係るものを除く。）
- 六 業務処理状況照会
- 七 小売電気事業者情報照会
- 2 （略）
- 3 （略）

（供給地点設備情報照会）

第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧F I T電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。

2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧F I T電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。



（供給地点設備情報照会）

第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。

2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。

：送配電等業務指針変更点

【送配電等業務指針】＜変更前＞

- (託送等異動業務)
第253条 (略)
一 (略)
二 需要者の移転等に伴う電気の使用の開始 (以下「再点」という。)

三・四 (略)
五 需要者及び発電者の情報の変更

【送配電等業務指針】＜変更後＞

- (託送等異動業務)
第253条 (略)
一 (略)
二 需要者又は発電設備設置者の移転等に伴う電気の使用の開始又は発電の開始 (以下「再点」という。)
三・四 (略)
五 需要者及び発電設備設置者の情報の変更

(低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)

第266条 低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、本章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。
但し、第254条、第255条、第257条及び第259条から第261条までは適用しない。

(新設)

(新設)

(低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)

第266条 低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、この章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。

2 前項にかかわらず、低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条から第255条、第257条及び第259条から第261条までは適用せず、低圧FIT卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条、第253条、第255条第2項及び第3項並びに第257条は適用しない。

3 第1項にかかわらず、一般送配電事業者と電気の特定期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条及び第252条から第262条までを適用しない。

- 容量市場導入に伴うルール変更（定款・業務規程・送配電等業務指針）（参考1－1、1－2）
 - 容量市場において、広域機関が市場管理者として行う業務を規定
 - 容量市場において、電気供給事業者が行う業務を規定
- その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）
 - 系統情報公表に関するルール整備の機動性確保のためのルール変更（参考2）
 - ✓ 系統情報公表のルール整備の機動性確保のため、別表を削除
 - FIT期間満了となる低圧のFIT電源対応に伴うルール変更
 - ✓ スwitchング支援システムの利用可能範囲に低圧FIT卒業電源を追加等
 - 計画ルール変更
 - ✓ 冬季需要についての検証等を追加
 - 運用ルール変更
 - ✓ 下げ調整力の活用、下げ調整力が不足する場合の措置について、電力貯蔵装置が用いられているため明記

- 今後、冬季需要についても検証する必要性が高いことや、需要想定要領等について、公表のみで問題ないことが会員へ確認できたこと等から、関係規程類を変更。

【規程 第19条～第23条、指針 第4条、第5条】（変更）

【送配電等業務指針】＜変更前＞

- （供給区域需要の想定の検証）
第5条 一般送配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する気温等による影響量に関する情報を提出しなければならない。
- 一～二 （略）
- 三 当年度の夏季最大需要電力 毎年10月末日。但し、冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、冬季最大需要電力に関する提出期限を毎年翌年度5月末日とする。
- （新設）
- 2 （略）
- 3 一般送配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気温、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。
- 4 （略）
- 一 （略）
- 二 最大需要電力に関する検証結果 毎年10月末日。但し、冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、毎年5月末日とする。
- （新設）
- 5 （略）

別表2-1 検証する需要想定と比較対象とする需要実績

比較対象とする需要実績実績	検証する需要想定
前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度
当年度の夏季最大3日平均電力	当年度計画の第1年度
前年度の冬季最大3日平均電力(※)	前年度計画の第1年度

(※) 冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域のみ対象とする。

【送配電等業務指針】＜変更後＞

- （供給区域需要の想定の検証）
第5条 一般送配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する気象等による影響量に関する情報を提出しなければならない。
- 一～二 （略）
- 三 当年度の夏季最大需要電力 毎年10月末日
- 四 前年度の冬季最大需要電力 毎年5月末日
- 2 （略）
- 3 一般送配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気象、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。
- 4 （略）
- 一 （略）
- 二 当年度の夏季最大需要電力に関する検証結果 毎年10月末日
- 三 前年度の冬季最大需要電力に関する検証結果 毎年5月末日
- 5 （略）

別表2-1 検証する需要想定と比較対象とする需要実績

比較対象とする需要実績実績	検証する需要想定
前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度
当年度の夏季最大需要電力	当年度計画の第1年度
前年度の冬季最大需要電力	前年度計画の第1年度



【業務規程】

<変更前>

（需要想定要領の策定）

第19条 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、会員に通知するとともに公表する。

- 一 （略）
- 二 需要実績の補正方法（気温、閏年による影響の具体的補正手法等）
- 三～六 （略）

（需要想定及び需要想定要領の検証）

第20条 （略）

- 一 （略）
- 二 需要実績に対する気温等による影響量に関する情報
- 三 （略）

2 （略）

一～四 （略）

（需要想定要領の変更）

第21条 本機関は、前条第2項の検証結果に基づき、必要に応じ、原則として、毎年11月上旬までに需要想定要領を変更し、会員に通知するとともに公表する。

2 （略）

（全国の経済見通しの策定）

第22条 （略）

2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員に通知するとともに公表する。

（全国の需要想定の方針）

第23条 （略）

2 （略）

3 （略）

4 本機関は、毎年11月末日までに、全ての供給区域需要の想定の妥当性を確認し、その合計からなる全国の需要想定を策定する。

5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び供給区域ごとの需要想定を会員に通知するとともに公表する。

【業務規程】

<変更後>

（需要想定要領の方針）

第19条 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、公表する。

- 一 （略）
- 二 需要実績の補正方法（気象、閏年による影響の具体的補正手法等）
- 三～六 （略）

（需要想定及び需要想定要領の検証）

第20条 （略）

- 一 （略）
- 二 需要実績に対する気象等による影響量に関する情報
- 三 （略）

2 （略）

一～四 （略）

（需要想定要領の変更）

第21条 本機関は、前条第2項の検証結果に基づき、必要に応じ、原則として、毎年11月上旬までに需要想定要領を変更し、公表する。

2 （略）

（全国の経済見通しの策定）

第22条 （略）

2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに公表する。

（全国の需要想定の方針）

第23条 （略）

2 （略）

3 （略）

4 本機関は、毎年11月末日までに、第2項および第3項において妥当性を確認した全ての供給区域需要の想定の合計からなる全国の需要想定を策定する。

5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び供給区域ごとの需要想定を公表する。

【送配電等業務指針】＜変更前＞

（供給区域需要の想定）

第4条 一般送配電事業者は、需要想定要領に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域の供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。

一～二 （略）

2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定にあたっては、本機関が業務規程第22条第2項に基づき公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、過去の需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うにあたり必要となる事項を考慮しなければならない。

3 （略）



【送配電等業務指針】＜変更後＞

（供給区域需要の想定）

第4条 一般送配電事業者は、需要想定要領に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。

一～二 （略）

2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定にあたっては、本機関が業務規程第22条第2項に基づき公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うにあたり必要となる事項を考慮しなければならない。

3 （略）

- 容量市場導入に伴うルール変更（定款・業務規程・送配電等業務指針）（参考1－1、1－2）
 - 容量市場において、広域機関が市場管理者として行う業務を規定
 - 容量市場において、電気供給事業者が行う業務を規定
- その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）
 - 系統情報公表に関するルール整備の機動性確保のためのルール変更（参考2）
 - ✓ 系統情報公表のルール整備の機動性確保のため、別表を削除
 - FIT期間満了となる低圧のFIT電源対応に伴うルール変更
 - ✓ スwitchング支援システムの利用可能範囲に低圧FIT卒業電源を追加等
 - 計画ルール変更
 - ✓ 冬季需要についての検証等を追加
 - 運用ルール変更
 - ✓ 下げ調整力の活用、下げ調整力が不足する場合の措置について、電力貯蔵装置が用いられているため明記

- 下げ調整力の活用、下げ調整力が不足する場合の措置について、電力貯蔵装置が用いられているため明記。

【指針 第173条、第174条】（変更）

【送配電等業務指針】＜変更前＞

（下げ調整力の活用）

第173条（略）

- 一 一般送配電事業者が調整力として予め確保した発電機の出力抑制及び揚水式 発電機の揚水運転

- 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力抑制及び揚水式 発電機の揚水運転

（下げ調整力が不足する場合の措置）

第174条（略）

- 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない火力電源等（出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同じ。）の発電機の出力抑制及び一般送配電事業者からオンラインで調整できない揚水式発電機の揚水運転（第3号、第4号、第5号及び第7号に掲げる方法を除く。）

二～七（略）

2（略）

【送配電等業務指針】＜変更後＞

（下げ調整力の活用）

第173条（略）

- 一 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウに掲げる方法

ア 発電機の出力抑制

イ 揚水式発電機の揚水運転

ウ 需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電

- 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウに掲げる方法

ア 発電機の出力抑制

イ 揚水式発電機の揚水運転

ウ 需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電

（下げ調整力が不足する場合の措置）

第174条（略）

- 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウに掲げる方法（第3号、第4号、第5号及び第7号に掲げる方法を除く。）

ア 火力電源等（出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同じ。）の発電機の出力抑制

イ 揚水式発電機の揚水運転

ウ 需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電

二～七（略）

2（略）